

平成30年 第4回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成30年12月11日 開会

平成30年12月14日 閉会

大 樹 町 議 会

平成30年第4回大樹町議会定例会会議録（第1号）

平成30年12月11日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 委員会の所管事務調査報告
- 第 7 議案第 68号 大樹町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 69号 大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 70号 大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第 71号 大樹町長等の給与の減額に関する条例の制定について
- 第11 議案第 72号 大樹町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 第12 議案第 73号 大樹町企業立地振興条例の一部改正について
- 第13 議案第 74号 十勝圏複合事務組合理約の変更について
- 第14 議案第 75号 平成30年度大樹町一般会計補正予算（第6号）について
- 第15 議案第 76号 平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について
- 第16 議案第 77号 平成30年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第17 議案第 78号 平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第18 議案第 79号 平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第 80号 平成30年度大樹町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第20 議案第 81号 平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第21 陳情第 4号 日米物品貿易協定交渉に関する町議会意見書採択に関する陳情書について

○出席議員（12名）

1番	船戸健二	2番	齊藤徹	3番	杉森俊行
4番	松本敏光	5番	西田輝樹	6番	菅敏範
7番	高橋英昭	8番	安田清之	9番	志民和義
10番	福岡孝道	11番	柚原千秋	12番	鈴木千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行
総務課参事	林英也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	黒川豊
住民課長	鈴木敏明
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井上博樹
農林水産課長兼町営牧場長	瀬尾裕信
建設水道課長兼下水終末処理場長	高橋教一
会計管理者兼出納課長	瀬尾さとみ
町立病院事務長	伊勢巖則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見由香

<教育委員会>

教育長	板谷裕康
学校教育課長兼学校給食センター所長	和田司
社会教育課長兼図書館長	村田修

<農業委員会>

農業委員会会長	鈴木正喜
農業委員会事務局長	水津孝一

<監査委員>

代表監査委員	澤尾廣美
--------	------

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
主 査

小 森 力
真 鍋 智 光

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成30年第4回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

8番 安田清之君
9番 志民和義君
10番 福岡孝道君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

さきの本会議で、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、安田清之君。

○安田議会運営委員長

去る12月4日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議をいたしました。ご報告申し上げます。

本定例会の提出案件は、意見書1件、陳情1件、条例の一部改正4件、条例の制定2件、規約の変更1件、補正予算7件、一般質問7議員10項目であります。

よって、会期については、提出案件の状況並びに一般質問の通告状況など考慮し検討した結果、本日から12月14日までの4日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりであります。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げますが、本定例会の議事運営が円滑に行われるよう、よろしくお願いをいたします。

○議 長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議 長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月14日までの4日間と決しました。

◎日程第4 諸般報告

○議 長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

それでは、9月4日開会の第3回町議会定例会以降の諸般報告をいたします。

第1、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第1項の規定による9月、10月、11月、12月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がありました。

第2、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、平成29年度大樹町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありました。

第3、委員会関係について。

総務常任委員会が3回、経済常任委員会が1回、広報広聴常任委員会が3回、議会運営委員会が6回開催されております。

第4、会議関係、第5、その他につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどお目通しお願いいたします。

以上で、諸般報告を終わります。

○議 長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成30年11月19日開催の第4回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の航空宇宙関連ですが、民間企業や大学による各種実験のほか、展示会への出展を行っております。

2番目の財産の処分ですが、昨年度から分譲を行っている緑苑の宅地で、1区画を処分した結果、残りは1区画となっております。

3番目の入札執行関係ですが、指名競争入札により工事請負契約を1件、条件つき一般競争入札により物品売り払い契約を1件、それぞれ記載のとおりの内容で締結をしております。

4番目の来町者及び会議出席等の関係については、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。

南十勝長期宿泊体験交流協議会（STEP）による体験活動の主なものとして、主催事業では、小学生を対象に、9月15日に日帰り体験活動として溪流フィッシングを、10月6日、7日には見て体験し考えて書いて伝えるという五感を使う作文教室を講師を招いて開催しました。また、11月17日には、町の基幹産業である酪農体験を実施してございます。

（2）の受け入れ事業では、町外二つの事業を、（3）共催事業では、学童保育所や認定こども園での活動を定期的に行うほか、（4）の修学旅行受け入れ事業では、9月から10月にかけて、大阪府4校、神奈川県1校の高校生を受け入れております。

以上で、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認め、以上で、行政報告を終わります。

◎日程第6 委員会の所管事務調査報告

○議長

日程第6 委員会の所管事務調査の件を議題といたします。
調査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。
総務常任委員長、高橋英昭君。

○高橋英昭総務常任委員長

総務常任委員会所管事務調査報告書。
本委員会所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。
記。

1、調査事件名、町の防災対策について。

2、調査目的、日本各地で想定外の地震や豪雨による大規模災害が頻発している。当町においても2年続けて台風による被害を受けていることや十勝沖を震源とする地震に備えた知識と災害対策に資することを目的とする。

3、調査月日、平成30年10月19日。

4、説明職員、総務課、松木課長、嶋田主幹。

5、調査内容。

(1) 大樹町地域防災計画に基づく災害対策本部の設置基準等について。

(2) 防災備蓄品、防災資器材等の状況について。

(3) 防災思想の普及状況について。

(4) 防災にかかわる各種対策（応援協定等）について。

6、調査報告。

(1) 大樹町地域防災計画に基づく災害対策本部の設置基準等について。

災害対策本部の設置は、災害対策基本法の規定により、町内で災害の発生や被災のおそれがあるときに町長が設置するよう定められている。町地域防災計画において、対策本部の組織図に基づき、各担当部署の基本的な役割、職員の参集範囲等を定め、各種災害の基準に沿った非常配備体制が示されており、避難救出計画では、避難準備、高齢者避難、避難勧告、支持の基準が明確にされている。

災害時の初動体制については、職員の行動マニュアルを作成し、地震や津波の規模、風水害の状況により、初動時における基本的な配備体制が共有されており、町内の危険箇所についても具体的に一覧表とマップで示されるなど、パトロール体制の構築もマニュアル化されている。

また、災害時の行政区の役割は、町民の責務として平常時の備えや災害時の対策等の役割について定められており、沿岸部の行政区において地震・津波避難訓練が毎年実施されているほか、地域コミュニティ事業を活用した防災訓練も行われている。

(2) 防災備蓄品・防災資器材等の状況について。

備蓄品関係の食糧・飲料水は、全町民の30%に当たる約1,800人の3日分を目標に

備蓄計画が進められている。現状は、食糧が目標値の90%、飲料水が85%の備蓄率、その他、毛布が545枚、ロールマットが520枚で、目標値の約30%の備蓄率となっており、今後10年間で必要数を確保する計画となっている。

防災資器材については、避難所での共有資機材となる発電機を21台保有し、必要数は確保しているが、状況を再検証して整備する考えにある。また、公共施設における自家用発電機は、大樹町消防署、町立病院、避難所では生涯学習センター、尾田・歴舟・中島コミュニティセンターに設置されており、さらに、今回の全道停電を踏まえ、大樹小、中学校、特別養護老人ホーム、B&G海洋センターへの設置が計画されている。

このほか、冬季に必要な暖房用のポータブルストーブは、目標値の20台に対し、保有備蓄数が17台となっており、3カ年計画で補充することとしている。

(3) 防災思想の普及状況について。

職員に対する防災知識の普及では、各種防災講習や関係機関が主催する防災訓練、町の防災訓練への参加等で知識向上に努めているが、防災専門職員の育成には至っていない状況である。

住民に対しては、防災マップ・津波ハザードマップ（防災の心得）を配布し、防災思想の普及を図っているほか、広報紙等で定期的に啓発を行っている。また、例年、沿岸部の地域において、十勝沖を震源とした地震と津波を想定し、避難訓練を実施して災害に備えている。

(4) 防災にかかわる各種対策（応援協定等）について。

大規模災害時は、町単独での災害対応が困難なことから、関係機関、団体、民間事業者との支援、連携協定の締結をしている。協定件数は20件となっており、北海道を初め、医療、電気、燃料、飲料水、食糧、防災資器材、関係自治体との協定等、さまざまな分野において支援協定を結んでいる。

(5) まとめ。

近年、長時間断水、長時間停電を経験したが、特に9月の北海道胆振東部地震では、ブラックアウトによる全道停電は想定外のアクシデントとなり、住民生活における災害時の大きな教訓となった。災害は、いつ、どこで、どんな規模で発生するのかは予測困難であり、日ごろからの防災意識の向上が重要であると改めて認識させられた。

町地域防災計画は、町民の安全・安心を堅持することを目的に策定された町の防災指針となっているが、災害経験の少ない若い職員も増える中、職員への防災教育の充実が必要であるとともに、町民に対する防災思想の普及を深めるためには、各行政区における自主防災組織の組織率向上に努め、町民総ぐるみによる総合防災訓練を通じた地域住民の連携を構築する仕組みづくりが喫緊の課題である。

また、災害時における議員の明確な役割が構築されていないことから、議会としての行動マニュアルを作成し、災害時の議会運営や議員活動に役立てることが必要であると考えている。

最後に、今後想定されている海溝型の大地震や毎年日本各地に発生している台風、豪雨な

ど、各種災害に対する防災対策が必要と思われることから、より一層の防災対策の充実と減災に対する取り組みに期待する。

以上です。

○議長

委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

続いて、議会運営委員長、安田清之君。

○安田清之議会運営委員長

議会運営委員会所管事務調査報告。

本委員会の所管事務調査の報告をいたします。

1、調査項目、議員のなり手不足対策について。

2、調査の方法。

(1) 浦幌町で行われた議会活性化フォーラムに参加。

(2) 議員のなり手不足、議会運営について、北海道町村議会議長会にて研修。

3、日時・場所。

(1) 7月18日、浦幌町コスミックホール（浦幌町議会）

(2) 9月28日、札幌市北海道自治会館（北海道町村議会議長会）

4、調査報告。

(1) 議会活性化フォーラム「地方議会のあり方と議員のなり手不足」。

フォーラムでは、子育て世代や商工会青年部など、さまざまな背景を持つ浦幌町民の方でパネルディスカッションが行われ、議員のなり手不足について忌憚のない意見が交わされた。「なぜ議員になりたいと思わないのか」というテーマでは、議員に魅力を感じない、議会が何をやっているのかわからないなど、全国的に議会改革が進んでいるとされる浦幌町でさえ、町民の議会に対する視線は厳しいのが現実であった。議員活動の多様化と専門化、町民の議員活動に対する理解、生活を維持することが困難な水準の議員報酬など、議会を取り巻く環境の厳しさは人口規模の小さい自治体共通の課題であることを認識した。

幸にして、当町議会議員選挙では、立候補者が議員定数を割ることなく、4期議会議員選挙が続いているが、議員のなり手不足は全国的に社会問題化しており、何らかの対策をとらない限り、将来的に当町も議会機能を維持していくことが困難となってしまう。人口減少、過疎化、議員の兼業禁止規定、議員年金、議会活性化、議員報酬など、さまざまな要因が複合的に絡み合い、議員のなり手不足を招いており、問題解決には過去の経験則に基づかない

斬新な方策も必要だと考える。

(2) 議員のなり手不足・議会運営について研修会。

過去、町村議会議員は奉仕的な名誉職との意識が強かったのは、町村議会議員意識調査(1990年)の結果からも事実であり、現役を退いた老年層が議員活動を担うケースが多かった。しかし、近年の調査では、ボランティア議員志向は否定されており、議員は奉仕的ではなく、職業的な性格が強まっていると言える。

議員報酬と議員定数は住民からの批判が多いテーマであり、条件反射的に削減となるが、行政改革と議会改革は全く異なるアプローチが必要である。行政改革は削減を優先させ効率性を重視するが、議会改革は地域民主主義の実現を目指し、住民自治の創造である。迎合することない判断が肝要である。

議員定数割れが起きた自治体のほとんどが議員報酬月額20万円以下である一方、月額50万円を超える自治体は、住所要件が問題になるほど立候補者が多い。議員報酬の引き上げが直ちに議員のなり手不足解消につながるとは言えないが、関係性がないと言い切れないのも事実である。

5、まとめ。

議員のなり手不足は、即効性のある解決策がなく、議員を取り巻く環境の整備と地道な啓蒙活動、柔軟な発想に基づく議会改革が必要である。

議会議員は、職業的な性格が強まっており、奉仕として扱うことがそぐわないのが実態である。将来、当町議会議員として立候補し議員活動がしやすい条件を考え、まずは十勝町村議会議長会が昨年公表した「議員報酬(月額)十勝標準の試算について」を参考として適切な議員報酬を検討し、地方議会議員の厚生年金制度への加入、兼業禁止規定の緩和などの制度整備を国に求めるとともに、他の議会改革などを情報感度高く収集し、地道ながらも着実な議会改革を進めていきたい。

以上であります。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

◎日程第7 議案第68号

○議 長

日程第7 議案第68号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題

といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第68号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするもので、平成30年の人事院勧告を受けて、先月28日、国家公務員の給与改定が決定をいたしました。本町職員の給与についても、従前から国の制度に準拠してきたことから、今回改正をお願いするものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第68号大樹町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

大樹町を含みますほとんどの市町村の職員給与につきましては、国家公務員の給与制度に準拠しているところでございます。

このたび、平成30年の人事院勧告を受けまして、11月28日に国家公務員の給与法の改正が可決成立してございます。これに合わせまして、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正を行おうとするものでございます。

この改正条例につきましては、2条立てで構成されてございます。改正の主な内容でございますが、給料表の改定、勤勉手当支給率の引き上げ、宿日直手当の引き上げ、期末手当の支給割合の改正でございます。

それでは、条ごとに内容をご説明申し上げます。

初めに、1ページから11ページ中段にかけて、第1条でございます。1ページ表中、第13条は勤勉手当支給率の改正に伴う部分でございます。

2ページをお開きください。

2ページの上段の下線部分、第13条第2項第1号の改正でございますが、勤勉手当の支給総額の現在の限度額につきましては、6月、12月、それぞれ100分の90でございます。これを改正後は、12月の支給分につきまして100分の5、0.05カ月分引き上げて100分の95とするものでございます。

その下、(2)第2号につきましては、再任用職員に対する勤勉手当の支給額の総額の限度額についての規定でございますが、こちらにつきましても、12月支給分につきまして100分の5を引き上げ、100分の47.5とするものでございます。

2ページ中段、第5項の改正につきましては、勤勉手当の支給制限、一時差しとめについての規定でございますが、期末手当の例に準拠した条項となっておりまして、この読み替え規定につきまして、引用する条項の整理を行ったものでございます。

下段の第19条でございますが、宿日直手当の支給額を200円引き上げまして、1回につき4,400円に改正するものでございます。

次のページの3ページから11ページ中段までは、給料表の改正を行うものでございます。国家公務員の行政職俸給表第1表の1級から6級までの部分をそのまま準用してございます。引き上げ額につきましては、400円から1,500円の範囲となっておりまして、率に換算いたしますと0.1%から1.1%、平均では0.2%程度の引き上げとなるものでございます。

続きまして、11ページをお開きください。

11ページ中段から13ページにかけて、第2条でございます。表の中、第12条の期末手当に関する規定でございますが、現在の期末手当の支給率は、6月が100分の122.5、12月が100分の137.5、合計100分の260、合計2.6カ月分ということでございますが、この支給割合を6月、12月、均等化いたしまして、それぞれ100分の130ずつとするものでございます。

12ページをお開きください。

12ページ中段の第4項でございます。こちらは、再任用職員に対する期末手当の支給率についての規定でございますが、現在の6月100分の65、12月100分の80、計100分の145を同じく均等化いたしまして、それぞれ6月、12月、100分の72.5ずつとするものでございます。

いずれも支給割合の変更であり、支給の総額に影響するものではありません。

13ページをお開きください。

13ページ上段でございますが、勤勉手当の支給総額の限度額の規定でございます。先ほどの1ページから11ページにかけての第1条の規定で、6月100分の90、12月100分の95と改めようとしております勤勉手当の支給割合、これをお認めいただいた後に、これ以降は、次年度以降100分の92.5ずつと同じく均等化しようとするものでございます。

(2) 第2号の再任用職員についても、同様に均等化をするものでございます。

附則でございます。

附則の第1条でございますが、この条例の施行日は公布の日といたしますが、第2条の改正規定については、平成31年4月1日の施行とすること。

それから、第1条の改正規定につきましては、今年の4月1日から遡及適用することを規定してございます。

簡単に申し上げますと、勤勉手当の引き上げ分につきまして、今年度につきましては12月分支給に加えること。それから、給与表の改定並びに宿日直手当の改定につきましては、

今年の4月1日に遡及適用をすること。期末手当の支給割合を6月、12月、それから勤勉手当の支給割合を同じく6月、12月、均等にするというのは来年度からとするものでございます。

第2条につきましては、支払い済みの給与につきましては、この改正後の条例に基づく給与の内払いとみなすことを規定したものでございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

強いて言うと、民間でいえばボーナス、それから勤勉手当というような要件に変わるわけですね。増額されると。これは国の基準だということでございますから、それは致し方ないのかなと思いますが、住民感情からいきますと、勤勉手当、これはどういうものなのか。まず、お聞かせください。これ何度か聞いているので、うろ覚えの部分もございますが、もう一度お願いをいたします。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

勤勉手当についてのご質問でございます。

勤勉手当につきましては、文字どおり勤労性、職務に対する熱心さでありますとか、実直さ、勤労さに対する評価という形で行われてございます。実際、ボーナスというのは生活給という主張もあったわけでございますが、生活給である部分と、あくまでも能力、貢献度に応じて支給する、その職員の能力をフルに発揮させるという部分で、期末手当と勤勉手当という形で分かれてございます。

実際は、ここしばらくボーナスの引き上げが続いているのですが、その引き上げ分は全て能力、実績を考慮して勤勉手当に上乘せされているというのが実態でございます。勤勉手当の性格につきましては、そういったものとなっております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

ちょっと高度にお話をしたかなと。はぐらかしているなという部分がございます。現実的には。勤勉手当というのは、最高額はこれですよと、それを下回る方もいるということで、よろしいですね。まず一つ。100分の何ぼという、均等にということをやっているわけですから、勤勉は真面目に働いた、その対価等を町長並びに副町長等々が認めた上で勤勉手

当を支給するという解釈でいいのかどうか。これは法律で定めているからこのとおり出しますというものなのか。ここの上限はこうですよという意味なのか。これだと、もうこれで出さないの条例なのです。だから、勤勉ではないですよ、これ。確定なのです。もう出しますよという条例なので、この部分をもうちょっとかみ砕いて、我々民間には勤勉手当というのはないのです。現実的には、役場職員、地方自治などの方だけが勤勉手当と。

生活給という言い方をおっしゃっていましたがけれども、現実的に生活給というのは本俸でいただいている給料、何号俸までこれに準じて数字が出ているわけですから、これに何の問題もないのかなど。これは民間と遜色ないぐらいの給料なのです。現実的には、中身はもう少し精査をしなければいけません、ここら辺が私はちょっと疑問を感じておりますので、国の施策だというものわかりますけれども、上下があるのかないのかだけ、お答えください。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

勤勉手当の性格、それから支給割合の部分についてのご質問でございます。

先ほど、私、生活給と言った部分は、実は期末手当という部分でございます、期末手当につきましては、各職員に対して100分の260、これが最高額なのですが、支給しますよという規定でございます。もちろん、勤務時間とか欠勤日数とかで減額の対象とはなりません。

それに対しまして、勤勉手当につきましては、1人当たり幾ら支払うという書き方はされてございません。職員に対する勤勉手当の総額は、その職員の基礎額に100分の90であるとか、100分の95を掛けて、まずトータルで勤勉だとして、使える金額が確定されます。その勤勉手当につきましては、期間率と成績率というのがありまして、もちろん期間率が満たない人は満度には当然出ません。それから、成績率が低いと言われる方は満度には出ませんので、この限度額を下回ると。逆に、成績率が優秀であるというふうに認められた方については、上乘せして出せる規定となっております。

ただ、申し訳ございません。実態として、そこの運用につきましては、3年目に入ります人事評価制度、これがそろそろ定着するのかなとも思いますので、そういった客観性を持った評価が実現した段階で、当然、勤勉手当に反映していくと。国の要請もそうですし、地方自治体も勤勉手当の性格というものをしっかり理解してございますし、人事評価の重要性というものも理解しておりますので、今後、近いうちにはその成績をもって勤勉手当、基準よりも高くもらう人、基準よりも少なくなる人というのが出てくるのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

中身を丁寧に言っていただきました。人事評価によって今後変わるだろうと、この勤勉手当の部分は変わっていくのだろうというふうに認識をいたしました。

ですから、現実的にはそのとおりなのですよ。やっぱりきちっと働いた方と働いていない方、遅刻してくる方等々いるわけですよ。僕はいつも予算委員会、決算委員会で、職員の怠慢性があるよ。職員は何時から働くのですかと。タイムカード、副町長のところに置きなさいと。まず評価はそこら辺から始まらなければいけないのですよ。現実的に。仕事というのは何時から何時までと決まっているのですから、仕事というのはそこに着いて、パソコンというのかコンピューターというのかタブレットというのか、それを開いて、きちっと体制ができて初めて仕事となるのか、座って仕事になるのか、これは基準も曖昧ですね、現実的には。タイムカード押して1分前でも出勤したとみなすのですよ。これではだめなのです。やっぱり民間と準ずるような働きを。

人事院勧告に基づいて今後は変わっていくと。やった方は上乘せもできると、こういう仕組みを早く国にも要望して、きちっと評価をするべきということだけ申し上げておきますので、答弁はよろしいので、きちっといつ、もうこれは二、三年でできるのですね、多分ね。間違いなく。この評価が早くできるよう、国にも要望をしていただきたいと。一生懸命働いている方は上乘せができるような体制にしていきたいと、要望だけしておきます。

以上。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第68号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第69号

○議 長

日程第8 議案第69号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第69号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正をお願いするもので、議案第68号でお認めをいただいたとおり、一般職員の勤勉手当の支給率が改正され、期末手当と勤勉手当の支給率の合計が年間で4.45月分となりました。従前から特別職の期末手当の年間支給率につきましても一般職員と同率としてまいりましたので、今回改正をお願いするものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第69号大樹町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、内容のご説明を申し上げます。

改正の内容でございますが、町長、副町長、教育長に支給いたします期末手当の支給率を一般職の期末手当と勤勉手当を合わせた率と同様に100分の5、0.05カ月分引き上げるもので、具体的には、現在の4.4カ月分を4.45カ月分とするものでございます。

この条例につきましても、2条立てになってございます。条ごとに内容をご説明申し上げます。

第1条でございます。第6条の期末手当の関係ですが、12月に支給する期末手当の割合を100分の227.5から100分の232.5に、100分の5、0.05カ月分引き上げるものでございます。

第2条でございますが、同じく期末手当の支給割合につきまして、6月、12月、それぞれ100分の222.5ずつの合計100分の445、4.45カ月分としようとするものでございます。

2ページをお開きください。

この条例の施行日につきましては、公布の日といたしますが、第2条、期末手当の支給率

を均等化する。この改正規定につきましては、平成31年4月1日の施行とすることでございます。

第1条の改正規定につきましては、この4月1日から遡及適用することを規定したものでございます。

簡単に申し上げますと、期末手当の引き上げ分、今年度につきましては12月の支給分に加えること。期末手当の支給割合は6月と12月を同率とするのは、来年度からとなるものでございます。

第3項につきましては、支払い済みの給与につきましては、この改正条例に基づく給与の内払いとみなすことを規定したものでございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第69号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第70号

○議 長

日程第9 議案第70号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第70号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正をお願いするもので、さきの議案でお認めをいただきましたとおり、一般職員の勤勉手当と期末手当、特別職の期末手当の年間の合計支給率が改正されました。議会議員の期末手当の支給率につきましても、従前から職員並びに特別職と同じ割合としていますので、今回改正をお願いするものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第70号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

改正の内容でございますが、議会議員の皆様に対します期末手当の支給率につきまして、従前から原則として一般職及び特別職と同じ割合とさせてきていただいております。

これに伴いまして、今回も同様に4.4カ月分であったものを4.45カ月分に、0.05カ月分引き上げようとするものでございます。

本条例につきましても2条立てになってございますので、条ごとに内容をご説明申し上げます。

第1条でございますが、12月に支給する期末手当の割合を100分の227.5から100分の232.5に、100分の5、0.05カ月分引き上げるものでございます。

第2条でございますが、期末手当の支給割合を6月、12月、それぞれ100分の222.5ずつ、合計100分の445、4.45カ月分となっているものでございます。

次のページをお開きください。附則でございます。

附則の第1項、第2項では、この条例の施行日は、公布の日とすること。

なお、第2条の改正規定については、平成31年4月1日の施行とすること。

それから、第1条の改正規定につきましては、今年の4月1日から遡及適用することについて規定をしてございます。

端的に申し上げますと、期末手当の引き上げにつきまして、今年度分につきましては12月の支給額に加えること。期末手当の支給割合が6月、12月均等になるのは来年度からということでございます。

第3項につきましては、現在まで支払い済みの報酬につきましては、この改正条例に基づ

く報酬の内払いとみなすことを規定したものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第70号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○議 長

会議を再開します。

◎日程第10 議案第71号

○議 長

日程第10 議案第71号大樹町長等の給与の減額に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第71号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町長等の給与の減額に関する条例の制定をお願いするものであります。

内容については、議案を朗読して説明に代えさせていただきます。

議案第71号大樹町長等の給与の減額に関する条例の制定について。

大樹町長等の給与の減額に関する条例を次のとおり定める。

記。

大樹町長等の給与の減額に関する条例。

平成31年1月1日から平成31年1月31日までの間に支給する特別職の給料月額については、大樹町長等の給与等に関する条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額から、町長にあつては100分の20に相当する額を、副町長にあつては100分の10に相当する額を減じた額とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成31年1月31日限り、その効力を失う。

本条例の提案に至った理由ですが、今年度、予算計上しておりました学童保育所・児童館建設事業について、指名業者から入札参加辞退のお申し出があり、その後、設計図書などの精査を進めたところ、公共事業単価と実勢単価の乖離や設計数量の差異などについてご指摘をいただき、その後調査を進めてまいりました。

この結果、設計変更を要する箇所も確認をされたところですが、これらを補正し、新たに今年度中の入札執行や工事に着手することは時間的にも困難であり、後ほどご審議をいただく一般会計補正予算の中で、関係予算の減額補正をご提案させていただくこととしております。

ここに至るまで、議員を初め、住民の皆様からも多くのご意見やご要望をいただきましたが、結果として、今年度の執行を中止せざるを得ないこととなりました。ここに、誠に申し訳なくお詫びを申し上げます。

本条例は、このような事態に至ったことにつきまして、理事者として自らを戒めるとともに、混乱を招いたことに対する責任として、給料の減額をお認めいただきたいと考え、ここにご提案を申し上げたものであります。

なお、学童保育所・児童館につきましては、皆様のご期待に添えるよう、引き続き実施時期や整備内容を含め、最善の方法を検討してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、町長のほうから詳しい説明をいただいたのですけれども、これはあくまでも平成30年度の予算に対して、3款民生費工事請負費が執行されないという、その予算に対しての町長、副町長の責任として減額という解釈でよろしいのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま提案理由の説明の中でも申し上げたとおりであります。

今回、平成30年度の予算としてお認めをいただいた学童・児童館の建設に係る関連の予算について、執行できないという事態を招いたこと、そのことに対してお詫びを申し上げ、今回給料の減額をお認めいただきたいと。混乱を招いたことに対する責任としてお認めいただきたいということで、ご提案を申し上げるものであります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

2点ほどお聞きしたいことがあります。

一つは、私、長いこと地方自治に関わっていて、初めてのことでないかなというふうに思っているのですけれども、一つは、100分の20という根拠なのですけれども、根拠というのはどういうことかなと、何かあるのかなということが1点と、あと、これからも、例えば事務執行上のいろいろな事項も考えられるのですけれども、そういうふうなことについても、町長は今後お考えなのか。その2点について、よろしく願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回、事務事業の責任ということでの給料の減額の条例をお願いさせていただいているところではあります、大樹町としては初めてではないという認識ではおります。

また、この根拠ということで、私の100分の20の根拠ということのご質疑をいただいておりますが、正直申し上げて、明確な根拠というものはないというふうに思います。ただ、今回のこういう事由に対して、私の責任の所在として100分の20ということ私を副町長とともに私が100分の20、副町長が100分の10ですが、そういう責任の取り方としてご提案を申し上げたということでご理解をいただきたいと思っております。

今後、同様のことがないように努めていきたいというふうに思っておりますが、組織と

して何らかの責任が必要な場合については、あらゆる責任のとり方があるかというふうに思っております。今後も、何かあるたびに給料の減額を行うという考え方はありませんが、その責任の度合いに応じての責任の処し方については、今後も検討して、いろいろな形で進めていかなければならないというふうには考えております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

同僚議員が今年度の執行に対しての減額だよねということで、町長もそうですとお答えになりました。現実的には、これはやらざるを得なかったのだろうなど。なぜなら、任期が切れてしまうので、繰り越しもできず、何もできずという形の中での減額をしたのだろうなど。潔い決断をしたのかなと。

ただ、お話の中では、また精査をして、子ども達の学童保育については検討をしていくという意思なのだろうというふうに私は受けとめたのでございます。議会も現実的には予算も認め、子ども達のためということで、幾分の町側に歩み寄った部分もあります。積算根拠、入札できなかったと。今後はこのようなことがないのだろうなという思いがあります。ゼロに予算がなくなりましたので、今後はどういうお考えなのか、その1点だけちょっと聞かせていただきたいと、学童に対してですね。今後どういう思いで進めていくのか。

ただ、町長が替わりますので、立起をするのかしないのかまだわかりませんが、もし2期目をやったときにどのような決断をしていくのか。今は、平成30年度の予算に対して減額補正をすると。これによって消滅をするわけですね、まず。新たになるわけですね。こちら辺の対応の仕方を、若干離れる部分もあるのかなと。

ただ、これは平成30年の補正予算に対しての減額ということでございますので、それに対して町長は100分の20と、20%の減額をしますよと。責任を取ってと。これはすばらしい決断だろうというふうに思いますが、子どもの学童についてはどうなのかという1点だけ、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回、今年度の予算で計上させていただきました学童・児童館の建設に係る予算については執行できないという、その責任の取り方として、給与の減額をご提案申し上げたところでもあります。

明年度以降のことについては、私、町長の立場がどうかわかりませんので、町のスタンスとして、今まで町が取り組んできたところも含めてお話をさせていただきたいというふうに思っております。

大樹町として学童施設が必要だというところは、内部のプロジェクトチーム等々でも検討

した結果を踏まえて、建設の経緯については、議会、または住民の皆様にご説明を申し上げてきたところでもあります。また、施設の規模についても、当初もくろんだよりも、もう少し大きくというようなところも含めて、それも議会、または住民の皆様とともにご相談をしながら進めてきたというふうには認識をしているところでもあります。

ただ、入札に至らなかった経過というのは、先ほど私がお説明したとおりでありますので、今後、内容等については精査が必要かなというふうに思っているところでもあります。また、建設いつ等々についても、学校の近くでということもありますが、そういうところも含めて、今後検討をしていかなければならないかなというふうには思っているところでもあります。

しかるべき段階で、学童の建設については、町としてしっかり取り組んでいかなければならないというふうには考えているところでもあります。今現在、並行して役場庁舎の耐震不足による改築も検討している状況にあると思います。

残念ながら、学童については役場庁舎の後にならざるを得ないかなということもありますが、そういうスケジュール感も含めて、今後どうしていくかというところはしっかりと町として、住民の皆様、そして議会にもご提案を申し上げながら進めていかなければならないというふうには、今は思っております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

答弁の中身は、大体おおむねわかりました。何とか、今後このような条例を出さないようにしっかりと、職員ともども、それから議会も認めたわけですから、若干の問題があったのかどうか、これは、議会は予算を認めたのだから問題はないだろうと。ただ、子ども達のことですから、今後こういう減額に関する条例なんていうものは出さないように努力を、後任の方、職員の皆さんの協力をいただきながら、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

答弁はよろしゅうございます。中身が大体わかりましたので、しっかりこの条例を出さないように、今後努力をしていただきたいということだけお話をしておきます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

学童保育所・児童館に関しては、私は賛成の立場でずっと来たのですけれども、今もそうなのですけれども、なかなか町民の一部から、私どもの地域でも町長と語る会なんかを開くと、非常に豪華でないのかと、そういう様ないろいろなご意見を、私どもは今までも聞いておりました。

そこで、今までの町長とのブロック別懇談会というのをやめたということなのですか。私

は、やっぱり町民との対話を、議会は住民の代表ですから、そこでやればよいということではなくて、住民とのこういう複雑な民主主義ですよ。そういう中にあるのは、やっぱり住民との対話というものも一つ重要だと考えているのですよね。

それで、役場とか役場建設だとか、この間やったけれども、それだって、大樹の1カ所ですよ。住民の参加が少ないということは、確かにゆがめない事実だと思いますけれども、ではそれを夜、遠く離れた30キロも離れたところから来られるのかという、問題はあるのですよね。ですから、そういう対話を深くしていく機会をやっぱり今後とも設けていくべきだというふうに考えていますが、その点についていかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

学童の問題にかかわらず、住民の皆様のご意見を伺いながら、対話を進めながらやって来たという自負は、私はございます。いろいろな機会、町長と語る会を毎年、もしくは年に数回開催をさせていただいている行政区もありますし、広報紙等や防災無線等を通じて、情報を提供させていただいているというつもりではおります。ただ、その回数が少ないと、もっとやれということであれば、そのご意見は真摯に受けたいというふうに思っているところでもあります。

私も限られた、残された任期ではありますが、その期間に、限られているとはいえ、その情報の共有、または発信、または対話等についても、意を尽くしながら進めていきたいというふうには思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

町長が100分の20の減じた額にするということなのですからけれども、これが高いのか安いのかというのは、私もわからないのですけれども、どのように考えているのかというのが一つと。

学童保育所は、もうやらないということですね。今年度予算でつかないということなので、学童保育はやらないということなのですね。その場合に、設計料とかというのはどういうふうになるのですかね。そういうのは払ったのでしょうか、まだ払っていないのでしょうか。

それと、役場庁舎について、先ほど説明があったのですけれども、役場庁舎をやって、そして学童保育もやるとなると、資金がどうしても足りなくなるのではないかという気がするのです。その点をお教えしてもらいたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほども同僚の議員から100分の20のあり方のご質疑をいただいております。私もこれが適正かどうかというところは、この後、条例をお認めいただけるかどうかというところにもかかってくるのかなと思いますので、私ども、いろいろ考慮した中で、私に対しては100分の20、そして副町長にとっては100分の10という形で、今回の補正予算で減額をさせていただくということの責任という形での考え方ということでご理解をいただければなというふうに思っております。

今回の学童に係る設計等については、私どものほうで成果品をお受けしたということもありますし、ルールに基づいて設計に係る金額については執行させていただいているところでもあります。

また、学童については、私ども、そして住民の皆様、議会の皆様からも、必要な施設だというご理解はいただいているというふうに思いますので、明年度以降になります、町として、建設に向けて取り組んでいかなければならない事案だというふうに考えております。

当然ながら、建設に当たっては、しかるべき財源、そして資金の手当て等々も必要でありますので、そういうところも計画的に進めるということで対応していかなければならないのではないかなというふうに思っております。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

100分の20が高いかどうかというのは、よその町村とかに比べてみて、こういうときには大体このぐらいかなというふうに思ってやったのでしょうかけれども、私としては何とも言えませんね。

そして、設計費を払ったのかどうかというのは、まだ聞いていないのですけれども、それは払ってあるのかどうかということですね。そして、執行したのであれば、それをどのようにして執行したのか。そして、この設計屋とはもう付き合わないのでしょうか。それとも、付き合いしていくのでしょうか。これは、執行のあれが終わっているのでしょうか。学童保育所はやらないということでしょうか、新年度は。それであれば、この設計屋とまた付き合いしていくのか、付き合いいかないのかということを知りたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私の説明不足であれば大変申し訳ないというふうに思いますが、設計に係る金額については、成果品を一度受けたということもありまして、予算としては執行させていただいております。

今後、この事務所と付き合い、付き合いがないかというところではありますが、今、最終的に見直しをしているものについての納入を待っている状況にあります。そのいただいたものを

含めて、その施設を建てていくかどうかというところは、後年度、建てられる状況が整った段階でそれをどうしていくかというところは、町として検討していかなければならない事案ではないかなというふうに思っております。

○議長 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

役場庁舎を建てるときに、金額というのはどうなのですかと聞いたのですけれども。役場庁舎と学童をやるときに。

○議長 長

暫時休憩します。（議長から議案に対する質疑外のため、内容を確認し、質疑を制止）

休憩 午前11時22分

再開 午前11時24分

○議長 長

それでは、再開いたします。

この件について、ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第71号大樹町長等の給与の減額に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 7 2 号

○議 長

日程第 1 1 議案第 7 2 号大樹町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 7 2 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定をお願いするものです。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法は、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野を活性化させ、牽引役として期待される地域の中核企業の成長環境を整えるということで、地域経済における稼ぐ力の好環境の実現を目的に、従前の企業立地促進法が改正されたもので、町が税制上の支援を行うため、本条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

それでは、議案第 7 2 号の大樹町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

条例の概要につきましては、町長の提案理由の説明のとおりですので、省略させていただきます。

条文に沿いまして、順に説明させていただきます。

第 1 条では、この条例の趣旨を定めるもので、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業のための施設のうち、対象施設を促進区域内に設置する承認地域経済牽引事業者に対し固定資産税の課税を免除することに関し、必要な事項を定めものとしてございます。

第 2 条では、この条例内で使用する各種用語の定義としまして、地域経済牽引事業、それから促進区域、事業者、事業計画、対象施設の定義をそれぞれ法令等に定めるものとしてございます。

第 3 条では、固定資産税の課税免除として、地域経済牽引事業を実施する事業者が市町村基本計画の同意の日から 5 年以内、大樹町の場合は平成 3 5 年度、2 0 2 3 年度末までに都道府県の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき、対象となる施設などを取得した場合

に固定資産税を免除することとしてございます。課税免除する対象は、地域経済牽引事業に供する家屋及び構築物と、それらに対する土地としております。

2ページに移りまして、第4条では、固定資産税の課税免除の期間及び額として、課税免除の期間は固定資産税を新たに課することとなる年度から3年度間、それから課税免除の額につきましては、当該固定資産税額に相当する額、課税額の全額を免除すると定めるものとしてございます。

第5条では課税免除の承認、第6条では承認を受けた事業者に対する報告要求、それから第7条では承認の取り消しについて定め、第8条では委任として、この条例施行に關しての必要な事項を規則で定めるものとしてございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとしてございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

長々と説明をしていただいたが、中身は何にも見えません。ただ減免しますという中身だけで、どういうものがどうなるのか、中身が何も見えないで賛成もできなければ、反対もできないと。もう少し中身について、この条例について、こういうものがこうなるのですよとか、こういうものがこうでございますとか、というものが何もないのですよ。ただ、建物、構築、地域経済牽引事業者に対してという、この意味はどういうことですか。この意味、現実的に何を意味としているのか、経済牽引というのは、みんな商売をやっている人、大樹のためにあれしているのではないの、商人は。これ、どういう意味を言っているのか、全然意味わからない、僕。中身をもう少し。

これは、ちょっと長引くので、3回の撤廃をちょっとして欲しいと思うのですが、答弁を聞きながら、お願いを議長にしておきます。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

説明不足で申し訳ありません。

漠然とした条例なのですけれども、対象となる施設はどんなものかというところかなとは思うのですけれども、家屋、構築物だとかということで、定められたものはないのですけれども、法の趣旨に従って経済効果を生み出すものについてということになります、最終的な中身については、北海道の承認を求める事業計画になっていまして、その事業計画に基づいて構築される固定資産とかについての課税を免除するよというものになります

ので、建物の中身とか、そういったものにつきまして、事業の内容に沿った北海道の裁量によって決められるものかなと思っております。

ただ、成長分野ということで、法の趣旨がそういったものでありますので、どれということではないですから、例えば成長ものづくりであれば、医療機器だとか航空機の部品、バイオ、新素材を利用したそういった産業であるものであるとか、農林水産であれば、地域製品のブランド化であるとか、そういったものを行っていただくとか、ヘルスケアの関係であれば、ロボット介護の機器の開発だとか、そういったものが含まれております。あと、環境エネルギーであれば、環境ビジネス、再生可能エネルギーだとかを利用した業務であるとか、そういったようなさまざまな業務から発生する地域経済に結びつくような固定資産についての事業計画に基づいた課税に対する減免をしようというものであります。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

現実的に全然わからない条例だよ、これ。こんなもの定める必要あるのかい。何だか全然雑駁で、ロボット入れるもよし、何入れるも、バイオマスもよし、ロケットもよし、何でもよしの条例なのだよ、強いて言えば。これは知事が認めればという言い方だけでも、現実的には出すときは町でしょう、まずは。町が承認をして、知事に提出するのではないの。一発で出すの、これ。条例を、この承認を得る上で。一発で知事に出すのかい。そうしたら、この条例は要らないことになるしね。町が窓口で知事に提出しなかったら、こういう条例要らないよね、現実的には。要らないと僕は思うのですよ。そうでしょう。知事が知事がと一生懸命言っているから、道が認める、知事が認めたときということは、窓口は道なのはわかります。受付の位置はどこなのですか。町なのですか。チェック機能するときは。事業者が道に出せばいいのですね。そうしたら、町にはこの条例は要らないというふうな認識でよろしいですか。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

この条例は、まず税の減免をするための条例ですので、事業者が知事に出すというところの規定の部分は、道の条例でありますので、ここは、町がやる減免の規定を定める条例です。

この制度の仕組み、ちょっとわかりづらいところが大変あるのですけれども、まず提案理由の説明で言いましたように、企業立地推進法の期限が来ますので、それを引き継いだものという位置づけがあります。ただ、中身はちょっと変わっております、地域未来投資促進法ということで、これから地域を引っ張っていくような、地域経済の新しい産業に

向けて取り組むようなところに対して、優遇措置をしましょうということでございます。

まずは各地方自治体、町がまず地域の指定をして、うちの町でこういうことをやりたいのだという基本計画をつくります。それをまず国に認めていただいて、認めていただいた地域が振興地域ということになりまして、その中で基本計画に沿った、今度は事業者が事業計画を出します。それを知事が認めるのですけれども、それで認められれば、例えば、うちの場合は、基本計画をもう出しておりますけれども、これは議員協議会で一度説明させていただきましたが、未来ものづくり、ものづくりの分野と、それから農林水産業ということで、2本を大樹町としては出しますよと。5年間の計画をつくりました。それは認められております。

もう既に認められておりまして、町内でそれに沿った事業をやろうという事業者が今度は計画を出して、知事が認めた場合に、町としては固定資産税を減免します。道としては、不動産取得税も減免しますよと。あるいは所得税の特別償却とか、優遇制度がほかにもいろいろあります。補助金なども申請すれば受かりやすいとか、そういったような優遇をして、成長産業、成長分野を育てていきたいと思います。そして、地域を牽引してくださいというのが趣旨でございます、ここでは大樹町は税金を減免するために必要な条例を提案させていただいているという、そういう位置付けでございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

いや、意味が俺わからないのだよ。現実的に。高度過ぎてね。

農業者、バイオガスをつくります、何をつくります、その施設に対して固定資産税は町が減免しますと。これは、企業立地条例の中に昔あったよね。こういうものね。企業が新たに設備をした場合に固定資産税の減免することを町長が特に認めたときという文面があって、それに代わるものがというふうな、今、黒川課長のほうから説明がちらっとあったので、それであれば、もう少し中身を精査していただかないと、立地条例が今度はまたこっちで出てくるのだよね、次の条例で。そうでしょう。何か重複するような感じがするのです。

これが雑駁なものですから、現実的に町が申請したもの以外はしないという解釈でいいのですね、それでは。国に対して。この地域経済牽引事業という、項目を二つ出したと言ったでしょう、ものづくりと。これ以外はやらないという認識でいいのですね。だから、強いて言えば、インターステラが今ロケットをやっている。これは該当するのかもしれないのか。現実的には。農業ではないのだし、牽引しているよね、一生懸命。経済効果は大樹町のために出している。これは、ここに当てはまるのか当てはまらないのか。どうも、ものづくりだから当てはまるのかなと認識はしますよ、僕は。しますけれども、ものづくりというのはたくさんの項目があるので、そこら辺がちょっと、もう少し説明を。

議長ごめんね、俺もちょっと理解できない。後でゆっくりもう一回勉強させていただき

たいけれども、現実的にわからないことを「はい、そうですか」と通せないで、6割5分ぐらいわかったら、「はい」というかもしれません、まだ6割5分行ってません、もう少し中身を詳しく、私の頭の中で理解ができるように、こういうものはこうだよという説明をしていただきたいというふうに思います。

○議 長

具体的にこういうのはどうなのというのは、何かありますか。

安田清之君。

○安田清之議員

だから、今、ロケット。それからバイオマス。我々同僚議員がよく海の魚を養殖してやったらいいのではないかという議論を持っている議員もいます。そういうものも該当するかどうか。そういうものをもう少し詳しくちょっと教えていただきたいというふうに。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

まず、最初に言いました企業立地促進法というのは、この後に出てきます、町の条例ではなくて国の法律のことを言っております。国で企業立地促進法がありまして、十勝は一つで計画を出して、十勝全域でやっているのですけれども、その期限が来るということで、この後に出てくる大樹町の企業立地推進条例ですか、とは別ものであります。それに引き継ぐ法律が、この未来投資法だということが一つでございます。

基本計画は出しております、先ほど言いましたように、ものづくり、それから農林水産業ということで、今ご質問にありました、例えばインターステラのもものが該当するのかということでは、ここで言います家屋、あるいは構造物、土地に関しては、該当すると思っております。一定要件あります。100万円200万円ではだめで2,000万円以上とか、投下企業の登録もありますが、該当するかどうかというのは知事が決めるので、私が言えることではありませんが、対象になるだろうと思っております。

言われましたバイオガス、あるいは内陸での水産養殖、施設、そういったものがもしできてきて、一定規模で一定内容であれば、当然該当するものだと、私どもは思っております。レストラン、加工場、農業に関する農家レストラン、あるいは宿泊、農業地域の観光に資するものも、結構広範囲になるのですが、ただ個別な案件は個別に具体的に道と協議をして知事が許可するものですから、何でも私のほうでいいとは言えないのですが、まないたには乗るものだと思っております。

よろしいですか。（窓口と発言する者あり）窓口ですか。窓口は、まず私どもも基本計画をつくっておりますので、事業者が、自分たちはこういった工場をつくって、こういったことをやりたいのだという計画を出しまして、私どもを経由して道に提出されるというものでございます。

○議 長

3回終わっているのですが、大体6割5分ぐらいわかったでしょう。お聞きのとおり地域経済牽引事業促進のための、具体的に、細かくは今言えないと思うけれども。

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

この事業で、交付税措置というか、例えば基準財政需要額の算定になるとか、何か町としてのそれなりの、税源が減ることになりますので、そのバックというか、そういうふうな措置はどのようなことになるのでしょうか。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

課税の減収の分につきましては、減収補填として75%に相当するものが交付税措置ということで3年度間について措置されるものでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

確認したいのですけれども、施行、公布の日というのは、平成30年12月から平成35年までという解釈のとり方でいいのか。まず、条例について。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

公布の日からということで、今日、条例をもし可決していただきましたら、交付手続に入って条例が生きるという形になるのですけれども、先ほど5年間というお話をしたのは、道も基本計画を出して、町も基本計画を出すのですけれども、その町の基本計画の期間が平成35年度までということで、今回の計画についてはこの期間ということになっているものですから、そこまでというお話はしたのですけれども、条例については、そこでなくすという条例にはしておりませんので、条例はまだ生きていて、その計画が続くのであれば、また対象になる事業も出てくるのかなとは思いますが、今回については、大樹町の計画が5年間ということで説明をさせていただいたところであります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

次に、第3条の中で、土地についていろいろ取得した場合は、先ほど黒川課長のほうか

ら、ある程度の条件を満たした場合は減免措置になるよという説明をされたのですけれども、第3条の中身について、特に後半のほうについて、もう少し詳細に知りたいのですけれども。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

今、土地のことというようなことの質問をされたのですけれども、建物とかに付随する土地ということで、その土地を取得することによって、地域経済に結びつくような土地であれば対象となるのでしょうかけれども、ただ単純に敷地をただ広くとるとするのは、道として認められるかというのは、その事業計画の中身によって変わるのではないかと思っております。

基本は、建物、構築物なのですけれども、それに付随する土地という内容になっておりますので、今言ったように、何でもかんでも土地たくさんということではないと、そんな内容でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

そうしたら、あくまでも金額の縛りはないという、例えば1,000万円以上でなければ減免になるとか、そういうことはないのか。

それと、最後に聞きたいのは、今まで同僚議員の中でいろいろ、新しくやった場合の減免措置なのですけれども、例えば今の既存の中で、実験構築物から事業目的、営業目的で事業を変えた場合、これも一応事業促進になると思うのですよね。そういった場合は、それは減免対象になるのか、それともならないのか。それについて聞きたいのですけれども。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

事業の金額の上限のことですけれども、基本的に、事業費が1億円以上という額になっていきます。ただ、農林関係については、5,000万円以上の事業ということになっております。

あと、いわゆる事業の対象ですけれども、修繕だとか中古だとか、そういったものは対象にならないというところで、議員おっしゃられた、事業の拡張だとか、そういった分については、その事業の中身によって事業計画が都道府県知事の許可を得られるかどうかというところに判断されるものと思っております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

私が聞いているのは、例えば、町内にも実験構築物というのはありますよね。それが事業目的に変わった場合、これも一応促進、町のためにやっているのだらうと思うのですが、そういった場合は固定資産税の減免になるのかということを知っているのですけれども。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

あくまでも、事業者が計画を出しまして、その後に着手したものが対象になりますので、事前につくってあったものは対象になりません。

○齊藤徹議員

わかりました。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第72号大樹町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第73号

○議 長

日程第12 議案第73号大樹町企業立地振興条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第73号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町企業立地振興条例の一部改正をお願いするものであります。本条例による固定資産税相当額の工場等立地補助金の交付期間を5年間とする場合は、税制上の支援のための条例適用を受ける必要がありますが、今回その条例の中に、議案第72号でお認めをいただいた大樹町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を加えるものであります。

内容につきましては、企画商工課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

議案第73号大樹町企業立地振興条例の一部改正につきまして、内容をご説明させていただきます。

議案第72号でお認めをいただきました大樹町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例によりまして、3年間の固定資産税の免除の適用を受ける事業者に対しまして、この条例によりまして固定資産税相当額の補助をする期間を5年間としようとするものでございます。

この改正は、農村地域工業導入促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例及び過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例と同様の措置とするものでございます。

それでは、内容につきまして表に沿ってご説明を申し上げます。

第5条第1項第1号及び同条同項第2号におきまして、字句の改正と大樹町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を加えるものであります。これによりまして、3年間は国の制度にのっとり免除しますが、それに加えて2年間、固定資産税相当額を補助するものでございます。

それで附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

この条文を見ると、農家だけです。というふうに解釈していいのでしょうか。農家だけなのでしょう。大樹町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展のという文面をずっとくると、農業だけなのだよ、入ってくるの。農村地域工業導入促進と、こういう文面でいくと上から3番目、(1)の5行目、農村、3年間補助する。ただし、新設の場合で農村地域工業導入と。この文面を見ると、農業だけの該当でよろしいのです。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

ここで言いますところの農村地域工業導入促進のためのという部分、これは一つの条例がございまして、農村地域工業導入ですので、縦割りの関係もありまして、農村地域工業導入という部分に該当する場合は、この条例を使って3年間免除される。その次には、過疎地域対策のためのというのがございまして、これは農業に限らずでございまして、過疎地域対策のための減免をしますよと。それから、これに加えて今回の地域経済牽引、この3種類あるという、これを選んで該当するところで免除を受けられるということでございます。

それに加えて、企業立地振興条例は大樹町独自の条例でございますので、国の制度にのっったものにつきましては、通常は3年間固定資産税と同額を補助するのですが、先ほど言いましたけれども、3年間国で交付税措置のある制度を使う場合は、後ろにあと2年間くっつけましょうという制度でございまして、それに該当させるものでございまして、農業に限ったものではございません。農村工業の部分はそうですけれども、そのほかもあるということでございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

条例が、商業、企業、自治法とか条例あるよね。現実的にはそれにかわるものだよというふうに解釈をしていいのか。条例であれば、ここに全部当てはめられないのかなと。工業だけではなくて、経済でいえば、あらゆる業種にかかわるでしょう。そうですよね。工業の人も地域経済発展のためにバックホーを入れるとか、機械を導入するとか、1,000万円以上とか、上限はあったにしても、これでいくと農業に限定されてしまうのかなと私は解釈をして、ただ、黒川課長は、そのほかに条例が商工振興企業立地条例等々もありますので、そこで拾えると思いますというお答えなのかなと思っただけなんですけど、どうもそれでいくと、これと大分合致しないのよね。部分でいくと。だから、ここら辺、条例を必要だから出してきているのだらうと思いますが、もし拾えるのであれば、商業とか工業とか、いろいろな文言をここに当てはめていけなかったのかどうか。条例ですから、改正することはできるわけですから、そこら辺も含めて問題が何かあるのかどうか。そうすると一つで国の3年

間を2年間、それに当てはめることができるのかどうかという問題が出てくるのかなというふうに思うのですが、そこら辺はどうなのですか。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

ここで改正する部分は、今回の先ほどの条例の部分をつけ足すという部分でございますけれども、そもそも大樹町の企業立地進行条例は、別に農業に特化したものではございません。どちらかというと工業を中心としたものの進行発展を目指す、その中には農業も当然入るのですけれども、工場、あるいは試験研究施設、ソフトウェア施設、観光施設、特に認めたもの、店舗などで2,000万円以上の投資をした場合、増築も含めてですね、減免の対象としますよというのが町独自の判断で、それは3年間やるということですので、決して農業に特化しているものではございませんで、どちらかというと、商業系の条例だと思っているのですが、その中で今回の国の制度に基づく3本の法律に該当するものについては、後ろ2年にいたしましょうと。3年間減免されてしまうので、補助金の出しようがないのです。ですから、後ろ2年につけ足しましょうと。ですから、該当するものは5年になります。該当しないものは、3年やります。そのメニューは、決して今言いましたように農業に特化するものではなくて、工業中心ですけれども、農業系もオーケーというような内容でございますので、十分こういったものはどうだというのは、大体拾えるものだと思っております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

今、課長が農業だけではございませんと、工業も商業も一定の基準があれば拾えるものがたくさんあるというふうな答弁でしたから、これはこれで聞いておきますが、もう少し町民にわかりやすくね。これ読んで理解、課長方やら町長はみんなできるのは優秀なことから、僕らみたいなボンクラはなかなか理解できない部分がありますので、町民にこういう条例があるよと、条例集みたいな、手引きみたいなものを出して、こういうものがあるよと、やっぱり通知をしていただきたいとお願いをしておきます。

改めて、この中身については一度勉強をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいということで、答弁は結構です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第73号大樹町企業立地振興条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 議案第74号

○議 長

日程第13 議案第74号十勝圏複合事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第74号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、十勝圏複合事務組合規約の変更についてお願いするもので、地方自治法の規定により、一部事務組合規約の変更に当たっては、関係地方公共団体の協議によりこれを定めることとされておりますので、今回ご提案申し上げるものであります。

変更の内容については、新旧対照表をご覧ください。

第3条、本文は文言の整理であります。表中の(6)ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理、運営に関する事務を共同処理する市町村ですが、平成31年4月1日から新たに清水町、本別町、足寄町、陸別町を加えるため、規約を変更しようとするものでありますの

で、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第74号十勝圏複合事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第75号

○議 長

日程第14 議案第75号平成30年度大樹町一般会計補正予算(第6号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第75号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町一般会計補正予算(第6号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ6億8,886万5,000円の減額と、債務負担行為の追加、地方債の補正であります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますよう

お願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第75号平成30年度大樹町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6億8,886万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億3,237万2,000円とするとともに、債務負担行為の追加、地方債の変更を行うものでございます。

最初に、資料でご説明申し上げますので、5ページをお開きください。

なお、財源の内訳につきましては、特定財源の変更があるもののみについて説明を申し上げます。

最初に議会費、議会費、議会運営経費、職員手当等で11万6,000円の増。先ほど条例改正をお認めいただきましたので、議員報酬に係ります期末手当支給率引き上げ分の補正でございます。

続きまして、総務費、全体では2,828万8,000円の増。

最初に一般管理費、特別職給与、職員手当等で9万円の増。こちらにつきましても、条例改正に伴います期末手当支給率の引き上げ分の補正でございます。

なお、議案第71号でお認めいただきました町長、副町長に係ります給料の減額に伴います補正予算につきましては、次回の議会でご提案を申し上げる予定でございます。

続きまして、一般職給与、給料及び職員手当等で1,386万4,000円の減。こちらにつきましても、人事異動並びに先ほどお認めいただきました条例の改正に伴います各種手当等の改正分の補正でございます。減額の理由でございます。当初予算におきましては給料96人分で見てくださいけれども、異動に伴いまして対象が94名となっております。また、このほかに育児休業を取得されている方もいらっしゃいまして、その異動分プラス育児休業の分で1,328万3,000円、給料が減額となるものでございます。

人勤に伴います増額分でございますが、その影響額は83万9,000円でございます。給料につきましても、1,244万4,000円の減となるものでございます。人件費全般についてなのですが、給料、期末勤勉手当について中心に補正をかけてございます。その他の手当につきましては、流動的要素も含むため、この後の議会に改めてご提案申し上げるところでございます。

続きまして、嘱託職員報酬、報酬で4万3,000円の増。嘱託職員につきましても、一般職同様、期末勤勉手当の支給率の改正を行いましたので、その所要額を計上いたしました。

庁舎管理費、報酬と需用費で86万3,000円の増。こちら、報酬につきましても、庁舎清掃員の期末勤勉手当支給率の改定による増額でございます。需用費につきましても、暖房用の重油価格の上昇に伴います燃料費を追加したものでございます。

続きまして、総務管理費、賃金で170万5,000円の減となるものでございます。事務正等につきましては、勤勉手当の引き上げによりまして所用額が必要になるのでございますけれども、再任用職員1名が年度途中で退職してございます。その差額で減額補正となったものでございます。

続きまして、財産管理費、需用費で3,000円の増。財源につきましては、国道支出金でございます。こちらは、道からの交付金の増加分がございましたので、それに合わせて歳出も補正するものでございます。

次のページをお開きください。

企画費、企画調整推進事業、負担金補助及び交付金で126万8,000円の増でございます。十勝バス、広尾線の運行維持に係るバス事業者への補助金を増額計上したものでございます。

航空宇宙産業基地誘致事業、需用費と使用料及び賃借料で50万6,000円の増でございます。インターステラテクノロジズ社の観測ロケット打ち上げが年度内に行われる場合に備えまして、射場までの砂利道の起伏修正並びに交通規制用バリケードの賃貸料、こちらのほうを計上したものでございます。

続きまして、宇宙のまちづくり推進事業、負担金補助及び交付金で4,000万円の増。財源につきましては、全額がその他、寄附金を見込んでございます。インターステラテクノロジズ社の工場建設等に対しまして、ふるさと納税制度を活用いたしましたガバメントクラウドファンディングを予定してございます。このガバメントクラウドファンディングにより寄せられました寄附金相当額をインターステラテクノロジズ社に対し補助するための経費でございます。

なお、工場の建設計画につきましては、複数年度にわたりますことから、この間引き続き支援を進めるため、後ほど債務負担行為の設定についてもご提案を申し上げさせていただきます。

福祉センター費、福祉センター維持管理費、需用費で77万円の増。こちらにつきましても、暖房用燃料の価格高騰に伴います補正でございます。

車両管理費、車両管理事業、役務費と公課費で10万円の増でございます。今年度、スクールバスを1台更新してございますが、更新前の車両を新たに町有バスとして利用するための公課費などを追加したものでございます。

続きまして、諸費、行政区会館維持管理費、需用費で21万4,000円の増につきましては、暖房用燃料費の価格高騰に伴います補正でございます。

次のページ、7ページでございます。

民生費全体では7億2,333万円の減。

最初に、社会福祉総務費、社会福祉一般事業、扶助費で179万1,000円の増。財源につきましては、国道支出金、道からの支出金でございますが50万円の増。一般財源につきまして129万1,000円の増でございます。福祉灯油などの配布に当たりまして、燃

料単価の高騰に伴います不足見込み額を追加したものでございます。また、福祉灯油事業に対しまして、道の補助金の交付が決定したため、財源の組み替えを行ったものでございます。

続きまして、高齢者保健福祉推進センター費、高齢者保健福祉推進センター運営費、需用費で111万4,000円の増。こちらにつきましては、暖房用燃料並びに修繕費の不足が見込まれるため、追加をお願いするものでございます。

続きまして、福祉医療諸費、後期高齢者医療運営事業、負担金補助及び交付金で184万2,000円の増。前年度の療養給付費負担金の確定に伴います精算額でございます。

次に、発達支援センター費、発達支援センター運営費、給料と職員手当等で18万8,000円の増でございます。こちらにつきましても、条例改正に伴います人件費の追加補正でございます。

公衆浴場費、公衆浴場運営費、需要費で33万9,000円の増。こちらも燃料費の追加補正でございます。

次に、児童福祉施設費、学童保育所運営事業、需用費から使用料及び賃借料まで84万1,000円の減。

次のページをお開きください。

児童福祉施設整備費、学童保育所・児童館建設事業、需用費から備品購入費まで7億2,776万3,000円の減。財源内訳でございますが、国道支出金が4,627万6,000円の減、地方債が6億7,320万円の減、一般財源が828万7,000円の減でございます。

以上の二つの事業につきましてですが、新たな学童保育所・児童館建設の今年度実施が困難なため、関係予算について減額をお願いするものでございます。

衛生費、健康づくり推進費、健康推進事業、負担金補助及び交付金で29万6,000円の増。内訳でございますが、帯広厚生病院運営費補助が36万円の増、帯広高等看護学院の運営費助成につきましては6万4,000円の減となったものでございます。

続きまして、労働費、労働諸費、通年雇用促進支援事業、工事請負費で523万8,000円の増。例年実施してございます季節労働者の方の冬季就労の場として工事を発注予定でございます。今年度につきましては、リュウ川の支障木伐採で、延べ人数で140名程度の雇用を想定するものでございます。

続きまして、商工費、全体では230万2,000円の増。

商工振興費、起業家等支援事業、負担金補助及び交付金で200万6,000円の増。町内で新たに起業される方を支援するための補助制度でございますが、申請事業が当初予算計上額を超えましたので、不足相当額について補正をお願いするものでございます。

続きまして、観光振興費、ふるさと応援推進事業、委託料で29万6,000円の増でございます。ふるさと納税のワンストップ特例制度やエルタックス対応のための管理システムの改修委託の経費でございます。

続きまして、土木費、住宅管理費、大樹でかなえるマイホーム支援事業、報償費と負担金

補助及び交付金で720万円の増。制度の利用者が多く、予算が不足する見込みのため、補正をお願いするものでございます。当初予算につきましては、合計で15件、2,880万円を計上してございましたが、今現在の見込みでは全体で26件、3,600万円の所要額と見込んでいるものでございます。

次のページをお開きください。

9ページ、消防費、防災対策推進事業、役務費で1万円の増でございます。この役務費の1万円の増につきましては、防災対策用の衛星携帯電話、料金の値上げがございまして、不足額を補正したものでございます。

なお、防災資器材の備蓄品購入に対する道からの補助金の交付が決定したため、国道支出金を170万円追加し、差額の一般財源を減額したものでございます。

教育費、全体では220万1,000円の増。

教育振興費、教育振興事業、報償費で16万円の増。来年1月からスタートいたしますコミュニティ・スクールに係る学校運営協議会委員の謝礼を計上したものでございます。

続きまして、スクールバス運行委託事業、委託料で53万8,000円の減。今年度更新いたしましたスクールバス、納車が想定よりも早く、以前使っていた車の車検の費用等が不要となったため、減額するものでございます。

続きまして、学校管理費、最初に小学校の学校管理費につきまして、報酬で2万8,000円の増。中学校の学校管理費につきましては、報酬で4万4,000円の増。いずれにおきましても、公務員の報酬につきまして期末勤勉手当支給率の改定に伴います補正でございます。

続きまして、学校給食費、給食調理事業、職員手当等から需用費まで250万7,000円の増。職員に係ります給与改定に伴います人件費の補正でございます。また、事業費につきましては、給食センターの施設、設備、機器等の不具合や故障が多く、修繕費の不足が見込まれるため、追加をお願いするものでございます。

次のページをお開きください。

10ページ、諸支出金、全体で1,118万6,000円の減。

事業会計繰出金、介護保険特別会計繰出金は15万4,000円の減。

介護サービス事業特別会計繰出金は458万9,000円の減。

公共下水道事業特別会計繰出金につきましては、644万9,000円の減でございます。

特別会計出資及び補助金、負担金補助及び交付金で6,000円の増。

以上、合計で補正額6億8,886万5,000円の減。特定財源では国道支出金が4,407万3,000円の減、地方債が6億7,320万円の減、その他、寄附金でございしますが4,000万円の増、一般財源が1,159万2,000円の減となるものでございます。

続きまして、歳入について若干ご説明申し上げますので、事項別明細書の14ページと15ページをお開きください。

最初に、10款の地方交付税の補正でございますが、普通交付税額が確定したことによる

補正でございます。

14 款の国庫支出金と 15 款 2 項の道補助金、2 目民生費道補助金のうち、社会福祉施設整備費補助金、こちらの減額につきましては、学童保育所・児童館に係る補助金の減額でございます。

17 款の寄附金につきましては、インターステラテクノロジズ社支援のためのガバメントクラウドファンディングの実施による寄附金の目標額を計上したものでございます。

18 款繰入金につきましては、主に普通交付税額の増により財源不足の減少がありましたので、繰入金を減額したものでございます。

21 款町債につきましては、学童保育所・児童館整備のための起債を取りやめたこと、また、耐震性貯水槽整備事業の起債メニューを過疎債に振り替えたことによる補正でございます。

なお、起債の振り替えによります交付税措置につきましては、振り替え前、振り替え後、同様の財政支援措置があるものでございます。

続きまして、第 1 表、歳入歳出予算補正をご説明いたします。

最初に、歳出を説明いたしますので、2 ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額 6 億 9 億 2,123 万 7,000 円、補正額、1 款議会費から 13 款諸支出金まで 6 億 8,886 万 5,000 円の減、補正後の歳出合計 6 億 3,237 万 2,000 円。

続きまして、歳入の 1 ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額 6 億 9 億 2,123 万 7,000 円、補正額、10 款地方交付税から 21 款町債まで 6 億 886 万 5,000 円の減、補正後の歳入合計が 6 億 3,237 万 2,000 円となるものでございます。

続きまして、第 2 表、債務負担行為補正を説明いたしますので、3 ページをお開きください。

内容につきましては、債務負担行為の追加でございます。

上段の事項、大樹町クラウドファンディング活用支援事業補助金。

期間、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間。

限度額につきましては、大樹町クラウドファンディング活用支援事業で募集し、納付された寄附金額。

続きまして、事項、防災無線デジタル化整備事業実施設計業務委託料。

期間、平成 30 年度から平成 31 年度までの 2 年間。

限度額、756 万円。

この防災無線でデジタル化整備事業に係ります債務負担行為でございますが、現在、防災行政無線は整備後 30 年近く経過し、不具合等も多く、加えてデジタル化が求められているところでございます。このため、更新に向けた調査設計を行おうと考えるものでございます。

現在、国内の自治体が防災行政無線として使用している電波の周波数帯につきまして、3種類ございます。その3種類それぞれ必要となる施設設備、機器の操作性、維持管理経費を含む事業費がそれぞれ異なりますので、詳細な比較検討が必要と考えるものでございます。

十勝管内におきましても、それぞれ異なる周波数帯でそれぞれの防災無線が整備されておりますが、これらのうち、大樹町に適したシステムを検討し、具体的な整備計画、事業費を積算し、早目の更新を図るための委託業務につきまして、年度内に着手したいと考えていることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

なお、調査業務、委託業務の期間につきましては、おおむね10カ月程度の所要期間と見込んでございます。

続きまして、第3表、地方債補正についてご説明しますので、4ページをお開きください。

今回は地方債の変更で、最初に過疎対策事業債につきましては6億6,330万円減額し、限度額を1億7,880万円。緊急防災・減災事業につきましては990万円を減額し、440万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第75号平成30年度大樹町一般会計補正予算（第6号）の審議については、会議規則第54条、ただし書きの規定を運用し、歳出のみ、款ごとに質疑をいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号平成30年度大樹町一般会計補正予算（第6号）については、歳出のみ、款ごとに審議を進めることに決定しました。

それでは、平成30年度大樹町一般会計補正予算事項別明細書（第6号）の歳出、16ページ、1款議会費から23ページ、13款諸支出金まで、款ごとに質疑を受けます。

初めに、1款議会費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、1款議会費の質疑を終了いたします。

次に、2款総務費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、2款総務費の質疑を終了いたします。

次に、3款民生費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

民生費の児童福祉費ですけれども、学童の、結局減額になったのですけれども、議案の71号で町長も説明されたのですけれども、成果品は一応いただいて、入札はしたけれどもできなかつた。その後、もう一回見積もり合わせ、設計のし直しということなのですから、今の状況はどういう状況になっているのか、それ辺お聞きしたいのですけれども。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

今段階の調査の進捗状況ということだろうと思いますけれども、何回か議員協議会等で説明させていただきましたけれども、設計会社とは、2回ほど社長もこちらにお見えになって、こちらと打ち合わせ、あるいは確認等して、あるいは電話、それからメール等で担当のほうもやっているという状況でありますけれども、8月13日が第1回目ですけれども、このときは調査の方針、それから12月までに報告をまとめたいと、こういうことでした。2回目の10月17日は、主に私ども担当のほうから出した疑義、あるいは指摘事項のあったことについて確認を行ったりということ、それから、自ら確認をして進めていたということでもあります。

最近の状況でありますけれども、11月ぐらいまでの設計事務所の作業内容としては、主に構造図ですとか、構造計算ですとか、そういったものの内容を確認しながら、図面等の修正を行っているということを確認しております。それから、それ以外にも意匠図という言い方をしますので、この作業はおおむね完了しているということで報告も上がっております。その11月の時点ですけれども、大体その時点では半分ぐらいの完了ということで、11月中には図面の意匠を完了させたいと、こういうことでした。

その後、残りの積算、単価を収集して積算の作業に入るといって聞いておまして、約束の12月末を目途にしているということでもあります。その後、担当と設計事務所のやりとりを電子メール等で行って、私にも情報を共有するという形になっておまして、都度配信もされております。

最終的に、進捗状況ですけれども、今月の末ぎりぎりなのですから、設計事務所の代

表者もこちらに来て報告をしたいということで、今、日程の調整もほぼ終わりました、その段階で設計の内容、あるいは金額等についても報告を受ける予定ということでございます。

その後、その受けたものを、私ども内容をいろいろと確認をしながら、早い段階でまた議員各位の皆さん方にもお知らせをしたいというふうに考えるところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

それで、今の説明の中で、特に気にかかるのが、金額等が新たに示されるだろうと。当初予算が決まっているので、その範囲内で行われるのが前提ではないかと思うのですけれども、先ほど71号の議案の中で、町長は今後の建設については、役場庁舎が進行しているのでその後になるだろうと。町長はスケジュール感を持って進めたいという、そういう答弁をいただいたのですけれども、ただ、今、副町長のほうから今月下旬には成果品が上がってくると。そうしたら、その成果品をいつまでも置けない状況だと思うのですけれども、それをどうするかというのが今後の課題なのですけれども、もしそういう考え方があれば、教えていただきたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま一般会計補正予算（第6号）で学童の関係の予算を減額させていただき、それに対してのご質疑をいただきました。今現在の状況については、今、副町長のほうから説明をさせていただいたとおりであり、今月末までには最終的な成果品、見直しを行ったものが提出をいただけるということで、今それを待っている状況であります。

少なからず、今現在では、どういう形がお示されるかというのは、私もちょっと存じ上げておりませんので、金額も含めて、まず提出いただいたもので判断をさせていただきたいというふうに思っているところでもあります。

前段、給与の削減をお認めいただく質疑の中で、今後のスケジュール等の状況も説明させていただいたところです。今現在、その中でもお話をさせていただきましたが、役場庁舎を今、改築を進めているということでありまして、本来であれば、学童、役場庁舎というような形でスケジュールを持っていたところですが、それがそういう形では執行できないという状況にあるということについては、ご説明をさせていただいているところでもあります。

役場庁舎をまずはしっかりと進めていくということが今、施設の関係では、大樹町の第一義かなというふうに思っておりますので、その後、どういう形で学童を建設に向けて進めていけるかということについては、今回、最終的に私どもにいただいた成果品も含めて、どういうものかというところは検討が必要かなというふうに思っておりますので、そういう部分でも、町としてしっかりと住民または議会にも説明をさせていただきながら、みん

なの合意をもって進めていければなというふうに思っているところです。

スケジュールという部分で考えれば、まずは役場庁舎、その後の建設を検討していくというようなことになろうかと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

町長の思いはわかりました。

ただ、今の議員も来年、改選期なのですね。今の議員の中では学童の建設は認めるよと言っている中で、今、町長が優先的に庁舎を進めたいのはわかるのですが、ただ、私も学童の建設を早急に何とかしてくれないかと。3月の予算特別委員会では、予算の積算の不透明性だとか、あと備品の不透明性だとか、あと維持費の不透明性で反対討論させていただいたのですが、それでも議決はされたので、前向きには応援していきたいのですが、子育て世代の中では、やっぱり残念がる親もいたのですよね。期待されていた親。

ということで、今後、まだ町長1期目、2期目も多分挑戦されるのだらうと思うのですが、ただ、今度は庁舎優先にいくよとなれば、町全体の子育て支援事業というのは、また衰退してしまうのかな、ちょっと一歩引いてしまうのかなと思うのですが、学童にかかわらず、子育て支援事業を今後どういうふうに持っていくのか、最後にそれを聞きたいのですが、

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私も、今回学童の建設を執行できなかったという部分では、そこに通所を楽しみにしていた子ども達、そして保護者の方々にはお詫びを申し上げているところでもありますし、その実現できなかった責務は、今後もしっかりと胸の内に秘めながら、限られた任期を全うしていきたいというふうに思っているところでもあります。ただ、町として、今回の学童が建設に至らなかったということで、子育て支援を停滞させるわけには、そこで足踏みをする、後退するわけにはいかないというふうに思っております。

残念ながら、学童保育の施設をつくっていくという部分では、今年度の実現はまかりならなかったということではありますが、その他の子育て支援施設、例えばその中の一因としては、例えば幼児期の子育て支援という部分で、今、市街地の保育を担っていただいている法人ともいろいろ協議が開始されているところでもありますので、トータルとして子育て支援、そのことについては、大樹町としてもしっかりと滞ることなく対応していきたいというふうに思っているところでもあります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、12月中に成果が出るのではないかとされている、設計を見直している段階の作業なのですけれども、建設費は、今の補正でもって今年度は減額補正するのですが、一回設計図を受け取って、入札のところまで進んだ後に今進めている修正を含む設計業務の関係については、今後一切代金の発生はしないのか。それとも変更でもって代金はまた新たに発生するのか。その辺ちょっと不明確なので、はっきりしていただきたいと思います。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

この間の見直しといいますか、確認作業含めて最終的な成果品の形をもらうと、こういう段階に今もう少ししたらなるかなと思っています。そのことは、最初に設計会社とも確認をしております、設計会社のほうも、そのことについては十分会社の責任を持って修正作業はやらせてもらうというふうに社長のほうからも直接いただいておりますので、この修正に関することの費用の発生というのは、ないということであります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ないということでは理解はするのですが、ただ、一般的に常識的な話として、設計が完成をして代金を払ってということは、これでオーケーしたというような認識が成り立ちそうなのですよね。そこから入札にいったのだから。だから、その時点でこちらは不備なところを発見できなくて、入札業者の人から、これではできないということになって見直しになったのですが、契約のときに、そういう場合には最初から設計変更はあなたたちの責任ですよということが入っていたという理解なのか、それとも、おまえの責任なのだからごり押ししたというか、どちらのほうに解釈すればいいのですか。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

設計委託にかかわる、契約の中の話ということの、条項といいますか、そういうことでのお尋ねというふうに思いますけれども、明らかに明文化されていて、瑕疵といいますか、そういうことがあったらというところに基づいてではありませんけれども、結果的に入札業者のほうの入札まで至らなかったということで、原因を追及していく中で、やはり設計者の力も借りなければならぬということもあったものですから、まずは、私どもも内容を確認しましたけれども、設計者にご相談して、そこを調べていただくと、どういうふうに違いがあったのかと。それが金額なのか、あるいは設計の細部にわたることなのかということを含めて、お願いをしたということでもあります。そういったお願いの中で、業者のほうもやはり履行した責任があるということで、責任を持って最終的な形で打ち合わせをしながら、また見直し

た中の成果品としては納めていきたいと、こういうお互い両者の話の中できたということでもあります。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっとストンと来ないのだけれども、何となく責任があるからやりましょうということだけれども、基本的には、一回金を払って完了だから、後の事務的作業というのはお金が発生してもおかしくないという、理解ではないのですか。

○議長

布目副町長。

○布目副町長

議員おっしゃられるとおり、そういう決め事からいけば、うちらも検収をして受け取ったという、要するに成果品に対する合格を出したということで、その設計品に対する支払も終わったということでもありますので、確かにそのことからすると、そこで約束事を果たして、認めてもう業務が終わったということでもありますので、受け取ったものは私どもの責任で処理をしていくということになりますので、おっしゃられるご指摘のとおり、その点から申し上げますと、それ以降こういうことが起きたので、これをやってももらえないかということの中では、例えば費用かかりますよという話し合いの中でなっていけば、そういうことも十分考えられるというふうに思っていますけれども、今回のケースの場合には、設計会社の相手方とお話をした中で、内容を見て受注者のほうも、これはやはり自社できちっと責任を持って完成させていかなければならないなというふうにご理解をいただいたという中で進めてきたということで、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

この設計会社とは、これからも付き合いしていくということですね。

周りを聞くと、もう金を払ってあるのであれば、金をぶん投げてもいいから、この設計屋をやめて、普通の設計というのですか、こういう有名な人ではなくて、一般の設計屋に頼んでやったほうがいいのかという話もあるのですね。

まず、そういうことを考えているのかどうかということを知りたいですね。

○議長

布目副町長。

○布目副町長

今のこの段階、状況でありますので、当初発注した設計会社にお問い合わせをして、成果をきちんと見直して、完成品として出し直してもらおうと、こういうことでもありますので、これは最

最終的にそのものをもらってからの判断となりますけれども、そのことの過程ですけれども、そのままの成果品でいくのか、あるいは議員おっしゃられるように、本当に新たなことでいくのかというのは、そのことをどうするかというのは明言できませんけれども、いずれにしても、その成果品を使っていくとすれば、これからもやはりお付き合いといいますか、ご相談もしなければならぬ点もあるのかなと思っていますけれども、今段階では、とにかくその成果品をきちっと出てくるのを待つというのが、私どもの今の立場といいますか、考え方でございます。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

役場庁舎をやるという話なのですけれども、学童保育はそれよりも2年か3年遅れるのではないかという、前の話であったのですけれども、役場庁舎は別にやめてもいいのではないのですかという気持ちがあるのですね。それはなぜかといったら、2年後に補助金、あれがあるからやるのでしょうかけれども、別にそれなくてもやっていけるのではないかという気がするのですね。学童保育を先にやって、役場庁舎は後でもいいのではないかという気がするのですね。子ども達のことを考えると、そういうことを考えてもいいのではないかという気がするのですけれども、そういうことは考えないのですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

当初のスケジュールとしては、学童を建てて役場庁舎を建ててという、全体的な施設の改修計画なりを持って進んできたところでもありますので、学童が残念ながら今回建設に至らなかったということについては、お詫びを申し上げているところでもあります。スケジュールどおり、役場庁舎については、有利な財源がある年度までに建てていくということは町にとっても利益につながるというふうに思っておりますので、その点については、当初の計画どおり進めていければなと思っています。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

役場庁舎は別に建てなくてもいいのではないかというのがあるのですね。学童の方を優先して、そのためにも役場庁舎を建てて、学童もやるということになると、財源というのはあるかということなのですね。ものすごく私たちが心配しているのは、そういうことがあるので、別に役場庁舎を建てなくても、また何年か後にそういうのが出てくるのではないかと、補助金の対象というのは、そういうことを考えた場合には、やっぱり学童をやるべきではないのかなと思うのですけれども、いかがですか。再度ですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

繰り返しの答弁になるところはお許しをいただきたいと思います。

今回学童を建てるということで、財源措置については私どもできる限りのことを講じたつもりであります。8ページの減額の予算を計上させております内容のところでも、特定財源をそれなりに確保し、一般財源については7億2,000万円の建設に当たって800万円程度の一般財源で抑えているということであります。これがずれ込んだとしても、有利な財源措置についてはしっかりと講じていき、建てていく所存であります。もともと学童を建てた後に役場庁舎もやっていきたいというスケジュール感を持って進めておりましたので、前後したとしても、財源についてはしっかりとした考え方で特定財源の確保についても鋭意取り組んでいければなというふうに思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、3款民生費の質疑を終了いたします。

次に、4款衛生費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、4款衛生費の質疑を終了いたします。

次に、5款労働費及び7款商工費については、一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

労働費の関係で、雇用促進事業、募集時期とか仕事の内容とか1日の賃金、また、その他実施要項をちょっと詳しく教えてください。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

今回行います事業につきましては、河川維持工事といたしまして、リュウ川の支障木の伐採処理を行うものでございまして、事業としましては550メートルを予定しているものでございます。

積算ございますけれども、その一々は申しませんが、先ほどの説明にありましたように、人工としましては20人程度を見込んでおりまして、7日間、140人工を見込んでいるところでありまして、単価としましては、1日おおむね1万円という例年どおりの積算でございます。

募集時期につきましては、まだ確定しておりません。これから入札を行っていきますので、年明け1月の末から2月頭にかけてというあたりになろうかと思っておりますけれども、そのあたり例年どおりの予定をしているところでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、5款労働費、7款商工費の質疑を終了いたします。

次に、8款土木費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、8款土木費の質疑を終了いたします。

次に、9款消防費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、9款消防費の質疑を終了いたします。

次に、10款教育費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

学校給食費ですけれども、修繕料236万1,000円と金額がでかいので、その修繕の詳細について、まずお伺いします。

○議 長

和田給食センター所長。

○和田給食センター所長

学校給食費の修繕費の内訳について、ご説明を申し上げます。

大きいものだけ言わせていただきますけれども、洗浄室の厨芥粉碎機の修繕が40万5,000円、スूपケトル用ダブルジョイント水栓の修繕38万7,000円、室内機洗浄室のプリント板動作不良交換修理が48万8,000円、調理場配電等修理21万円と、あと小さい修繕を含めると、1月から3月までの今後の修繕を約50万円見込みまして、今回計上させていただいております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、所長の説明の中で、結構施設に附属している修繕費は、今回年数がたってきているのですけれども、今回236万1,000円ですけれども、今後も修繕が他にもあり得る可能性があるのか。あるとしたら、教えていただきたいのですけれども。

○議 長

和田給食センター所長。

○和田給食センター所長

今後の修繕についてですけれども、平成30年度から機器の修繕を6年計画で予定をして、今年から入れ替えさせていただいております。ですので、機械を入れ替える間は、修繕は今後も見込まれるかなとは思いますが、一通り6年間サイクル終わった段階では、修繕費は縮小していくものというふうに考えております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、10款教育費の質疑を終了いたします。

次に、13款諸支出金の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、13款諸支出金の質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出全般において、事項別明細書に記載されている内容について質疑を受けいたします。

質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

歳入の町債の関係ですけれども、過疎債の関係で6億6,330万円減額なのですけれども、これは全体のキャパが決まっています、他の町村との競合もあったり取り合いもあったりいろいろあるのですけれども、今回うちの町が6億6,000万円減額するというところで、他町村にも大変ご迷惑をかけると思うのですけれども、その辺の今後、過疎債を借り入れる段階で、我が町が今度執行していく段階で、この大きな減額をした中で、今後過疎債に対しての影響は出てこないのか。最後それだけちょっと聞きたいのですけれども。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

ご指摘のとおり、過疎対策事業債につきましては全国枠、それから全道枠というような形で枠が決まっております。希望は大体満たされるのですが、最後のほう不足するケースがございます。

ただいま、私どもの町の過疎債、大幅減額ということで、他の自治体にご迷惑云々という話だったのですが、起債につきましては4月と12月、2回起債申請のケースがございます。4月にやっておいて、12月に不足したから追加要望する、もしくは余ったからお返しする、もしくは仕事自体がなくなったので借り入れをやめるというような調整を4月と12月の2回行われるわけがございます。

適切かどうかはわかりませんが、私ども今年度、学童保育ができるかできないかという部分もありましたので、その辺の可能性は100%とは言い切れませんと、もしかしらお返しするかもしれませんというような話は、あらかじめ、私ども許可制度ではないので許可権者というのはいないのですけれども、起債を取り扱います北海道庁並びに財務事務所等には、そういった話も内々させていただいたという経過がございます。

今回、大樹町としては枠としてお返ししたわけがございます。これに対する今後、例えば次年度以降、起債にどのような影響があるかということなのですが、昨年、一昨年のケースでございますと、過疎対策事業債の要望額が枠配分を超えまして、最終的に不用額が出たところにつきましては、翌年度の起債枠、例えば5%ほど不用額を出したよということ、翌年度の起債許可額が全体で不足した場合、ある程度、例えば本来100%借り入れるところを99%にするとか、そういった調整を行った経過もあるようです。ただ、平成31年度にどれぐらいの過疎債の希望があるか、枠があるか、どういう配分がされるかというのもありまして、必ずペナルティーが来るとかペナルティーがないと、どちらも言えないような状況ではあります。

ただ、起債につきましては各自治体の判断で、今ほとんど起債の許可団体がございませんので、自分たちの財政を見ながら必要なときに必要な額をお願いするという形になってございますので、例えば来年1億円要望したけれども5,000万円しか使えないとか、そういった露骨な部分ではなくて、全体の調整の中で、希望額を若干下回ることはあり得ないとは言い

ませんけれども、財政運営に大きな影響を与えるようなペナルティーというのは存在しないものと考えてございます。

以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

今、学校給食費で、6年間かけて計画して直していくという話があったのですが、それでも学校給食費の施設とかというのは直るのですかね。

○議長

和田給食センター所長。

○和田給食センター所長

6年間の調理器具の更新計画を今立てて更新をしていっている最中なので、今のところ大きな調理器具、6年あれば更新できるかなというふうに考えておりますけれども、もしかしたら、それまでの間に、また新たな更新が、部品がなくなるとか、そういうことも想定されますので、現段階では6年間更新すれば、当面大きな調理器具は更新できるかなというふうには考えております。

以上です。

○議長

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

ということは、6年たったら、また違うものが見つかって、悪いところが出てくるという感じなのですね。給食センター自体が古くなって、6年たつと古くなるので、そういうこともあるので、直りますとかということは言わないでもらいたと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第75号平成30年度大樹町一般会計補正予算（第6号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議 長

再開します。

◎日程第15 議案第76号

○議 長

日程第15 議案第76号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第76号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ1,622万円の追加補正であります。

内容につきましては、住民課長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

議案第76号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,622万円を追加し、歳入歳出

予算の総額をそれぞれ7億8,439万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額27万円の増。道の国民健康保険団体連合会が改修を行うコクホラインシステムの改修費用について負担するものでございます。修正の内容は、政令の改正に伴う様式の修正、元号の改正に対応するための修正などとなっており、財源は全額道費負担となっております。

2款保険給付費、5項葬祭諸費、1目葬祭費、補正額15万円の増。今年度は、国民健康保険の被保険者で亡くなる方が例年より多く、当初予算では不足することが予想されるため、増額をお願いするものでございます。当初予算では8件分、24万円を計上、11月末現在で6件分の支出を終わっており、残り2件分であるため、5件分15万円の増額をお願いするものでございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目療養給付費負担金等還付金、補正額1,580万円の増。療養給付費負担金等は現年度に概算で交付され、翌年度に精算することになっておりますが、前年度の負担額が確定し、還付金が生じることになりましたので、増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。6ページ、7ページをお開き願います。

2、歳入。

3款道支出金、1項同補助金、1目保険給付費等交付金、補正額42万円の増。

6款1項ともに繰越金で、1目前年度繰越金、補正額1,580万円の増。

次に5ページ、総括の歳出をお開き願います。

歳出合計、補正前の額7億6,817万9,000円、補正額、1款総務費から7款諸支出金までの合計1,622万円の増。補正後の歳出合計7億8,439万9,000円。

次に4ページの歳入ですけれども、歳入合計、補正前の額7億6,817万9,000円、補正額、3款道支出金と6款繰越金で1,622万円の増。補正後の歳入合計7億8,439万9,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第76号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第77号

○議 長

日程第16 議案第77号平成30年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第77号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ70万6,000円の追加補正であります。

内容につきましては、保健福祉課長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

それでは、議案第77号平成30年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ70万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億3,897万5,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 80 万 6,000 円の増。4 月の人事異動及び人事院勧告による人件費の補正に伴う増額でございます。

3 款地域支援事業費、1 項 1 目ともに地域支援事業費、補正額 5 万 7,000 円の減。こちらにつきましても、人事院勧告による人件費の補正に伴う減額でございます。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金、補正額 4 万 3,000 円の減。支出見込みによる減額でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6 ページ、7 ページをお開きください。

歳入です。

2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目地域支援事業交付金、補正額 6 万 4,000 円の増。同じく 4 目地域支援事業調整交付金、補正額 3,000 円の増。

3 款道支出金、2 項道補助金、1 目地域支援事業交付金、補正額 3 万 3,000 円の増。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、2 目地域支援事業支援交付金、補正額 1 万 2,000 円の増。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 1 万 4,000 円の減。

8 款繰越金、1 項 1 目ともに繰越金、補正額 7 万 8,000 円の増。

次に、総括についてご説明いたしますので、4 ページ、5 ページをお開きください。

5 ページの歳出です。

1 款総務費から 5 款諸支出金まで、歳出合計、補正前の額 7 億 3,826 万 9,000 円、補正額 70 万 6,000 円の増、計 7 億 3,897 万 5,000 円でございます。

次に、4 ページの歳入でございます。

2 款国庫支出金から 8 款繰越金まで、歳入合計、補正前の額 7 億 3,826 万 9,000 円、補正額 70 万 6,000 円の増、計 7 億 3,897 万 5,000 円となるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっと単純な疑問なのですが、9 ページの 3、職員手当等なのですが、当初予算に対して、扶養手当と、それから児童手当は全く使わないで、全額減額補正になっているのですよね。そして、管理職手当は、なかったものが全額増額になっているのですが、3 月に予算成立して、全額全部がごろっと変わったということは、人事としてどこで異動になったのか、3 月時点だったらもう既にわかっているのかどうかという、その辺ちょっと疑問があるので、詳しく説明してください。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

ここの管理職手当の分につきましては、4月の人事異動によりまして、介護保険係に主幹職が異動になったということで管理職手当等が増えたということになってございます。減額の分につきましては、対象がいなかったと。その方が異動されたということでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっと理解が違うのだけれども、3月議会で予算計上するときに、その人はいるという前提でこの扶養手当と児童手当を計上して承認されているのですね。ところが、その成立した直後に、もう4月1日でそうやっごころんと異動したとなれば、全然人事がどこでなっているのか。計上するときに、わかっていれば計上していないはずなのだけれども、その辺がちょっとわからないのですよ。一部使って、30万円予定して、5万円は使ったけれども6月ごろに異動したというのならわかるのですけれども、予算を組んでおいて、全くゼロでころっと変わったということは、人事はそんなものかなと。庁舎全体でそういう異動が出てしまうのではないかなという感じがするのですけれども。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

ただいま、人事異動並びに人件費の関係のご質問でございますので、総務課のほうよりご説明させていただきます。

予算編成につきましては、議員の皆様ご承知のとおり、12月から編成作業がスタートいたしまして、おおむね2月上旬に確定いたします。3月上旬から始まります議会にお諮りしてお認めいただいたところでございます。

なお、人事異動につきましては、3月中旬、発令自体は4月1日でございますけれども、人事の確定をするのはおおむね3月中旬から下旬にかけてという形になりますので、予算の段階でそこを反映させることは、若干困難でございます。

異動後に速やかに人件費の補正をかけるという手もあるのですけれども、従前からある程度、目の中で支弁はできるわけでございます。確実に不足になりますと、今年、発達支援センターの予算を9月で補正させていただいたように、完全に支給困難になるという場合は、その都度行わせていただいておりますけれども、そのほか一般的な異動であるとかにつきましては、給与改定時期であります4月に今までお願いしてきたという経緯がございます。それを踏襲した結果、今回の補正をお願いすることになったものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

ほかに質問ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第77号平成30年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第78号

○議 長

日程第17 議案第78号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第78号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ262万7,000円の追加補正であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

明日見特別養護老人ホーム所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長

それでは、議案第78号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ262万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億8,182万5,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書により説明いたしますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出。

1款居宅介護サービス事業費、1項居宅介護サービス事業費、1目通所介護費、補正額737万9,000円の減。これは、デイサービスの人事異動により正職員1名が減ったことによる給与等の減額と給与改定に伴う職員人件費の補正及び11節需用費は、施設ボイラーの燃料の価格高騰による調整分52万円の増額となっております。

次に、2款介護老人福祉施設事業費、1項介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設費、補正額1,000万6,000円の増。これは、特養の人事異動に伴う職員給与等と給与改定に伴う職員人件費の補正及び11節需用費は、施設ボイラー燃料の価格高騰による調整分216万9,000円の増額となっております。

次に、6ページ、7ページの歳入をお開きください。

歳入。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額458万9,000円の減です。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額721万6,000円の増。これは、前年度繰越金を充当したことによりです。

次に、総括、5ページの歳出をお開きください。

歳出。

1款居宅介護サービス事業費と2款介護老人福祉施設事業費、歳出合計、補正前の額3億7,919万8,000円、補正額262万7,000円の増、計3億8,182万5,000円となります。

次に、4ページの歳入をご覧ください。

歳入。

3款繰入金と4款繰越金、歳入合計、補正前の額3億7,919万8,000円、補正額262万7,000円の増、計3億8,182万5,000円となります。

以上で、説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第78号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第79号

○議 長

日程第18 議案第79号平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第79号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ1,294万9,000円の減額と地方債の補正であります。

内容につきましては、建設水道課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

それでは、議案第79号平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

につきまして、説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,294万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,692万円とするものでございます。この補正に伴いまして、第2条では、地方債を変更する内容となっております。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、9ページ、10ページをお開き願います。

歳出。

2款事業費、1項下水道整備費、1項下水道建設費、補正額1,294万9,000円の減。これにつきましては、2節給料から3節職員手当まで大樹町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う差額分の補正でございます。13節委託料につきましては、大樹公共下水道ストックマネジメント計画策定業務の1,300万円の減額につきまして、本年度、国庫補助の割り当てがなかったことによります減額となるものでございます。

次に、7ページ、8ページをお開き願います。

歳入。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金で、補正額1,760万円の減。これにつきましては、公共下水道施設の長寿命化事業にかかわる国庫補助金で、事業費の確定により減額となるものでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、補正額644万9,000円の減。

6款1項ともに町債で、1目下水道事業債550万円の増、2目過疎対策事業債560万円の増。これら町債につきましては、公共下水道施設の長寿命化事業の確定により、それぞれ増額となるものでございます。

次に、6ページ、総括の歳出をお開き願います。

総括の歳出で、補正前の額3億3,986万9,000円、補正額、2款事業費で1,294万9,000円の減、補正後の歳出合計3億2,692万円。

続きまして、歳入をご説明しますので、5ページをご覧ください。

歳入合計、補正前の額3億3,986万9,000円、補正額、3款国庫支出金から6款町債まで1,294万9,000円の減、補正後の歳入合計3億2,692万円となるものでございます。

次に、3ページの第2表、地方債補正をお開き願います。

第2表、地方債補正。

今回の補正につきましては、既定の地方債の限度額を変更するもので、起債の目的の下水道事業債は2,430万円を2,980万円に、過疎対策事業債は1,910万円を2,470万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第79号平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第80号

○議 長

日程第19 議案第80号平成30年度大樹町水道事業会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第80号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町水道事業会計補正予算(第3号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額について過年度分損益勘定留保資金から補填する額を5,609万3,000円に改め、収益的支出の予定額を66万1,000円追加、第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額について過年度分損益勘定留保資金から補填

する額を3億6,091万1,000円に改め、資本的支出の予定額を6万円追加、第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を72万1,000円追加するものであります。

内容につきましては、建設水道課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

それでは、議案第80号平成30年度大樹町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、説明させていただきます。

第1条、平成30年度大樹町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的収入及び支出では、「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額5,609万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,609万3,000円で補填するものとする。」に改めることとし、補正額は収益的支出を66万1,000円増額するものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第3条の資本的収入及び支出では、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億6,091万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億6,091万1,000円で補填するものとする。」に改めることとし、補正額は資本的支出を6万円増額するものでございます。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を72万1,000円増額し、3,683万5,000円に改めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、11ページ、12ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費、補正予算額66万1,000円の増。ここでは、給料から退職手当負担金まで、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う差額分の補正でございます。

次に、9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

損益勘定留保資金66万1,000円の増。

次に、15ページ、16ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産取得費、補正予算額6万円の増。ここでは、給料から退職手当負担金まで、大樹町職員の給与条例の一部改正に伴う差額分の補

正でございます。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

損益勘定留保資金6万円の増。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第80号平成30年度大樹町水道事業会計補正予算（第3号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第81号

○議 長

日程第20 議案第81号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第81号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収入支出をそれぞれ938万円追加、第3条の資本的収入及び支出では、収入支出をそれぞれ9万4,000円追加、第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を929万9,000円追加するものであります。

内容につきましては、町立病院事務長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

伊勢町立病院事務長。

○伊勢病院事務長

それでは、議案第81号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的収入及び支出では、収入支出ともに938万円増額の補正をお願いするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出では、収入支出ともに9万4,000円増額の補正をお願いするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の給与費を929万9,000円増額し、6億6,809万9,000円に改めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、12ページ、13ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費、補正予算額929万9,000円の増。人事異動、看護師採用、給与改定による増のほか、看護師の夜間の宿直体制を2名体制から3名体制に変更したことによる宿日直手当の増加などが主な要因であります。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

2項医療外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費8万8,000円の減。平成24年度に借り入れた企業債の利率が0.2%から0.01%に引き下がったことによる企業債利息の減額分であります。

3目雑損失16万9,000円の増。入院患者の入院時食事療養費標準負担額の徴収誤りに係る過年度分の還付金でございます。入院時食事療養費標準負担額、いわゆる入院食事代の自己負担分ではありますが、自己負担分が減額になる限度額適用標準負担額減額認定証の提示を受けた患者に対し、食事代を減額しないで通常の金額でいただいていた分がございました。

該当者は、平成25年10月から平成30年9月に入院していた患者のうち、実人員で18名でございます。徴収誤りの金額は、合計で18万7,350円でございます。18万7,350円のうち平成30年4月と5月に該当する現年度分の1万8,600円につきましては、本年度の歳入から返還することとなりますので、今回の補正には含まれておりませんが、差し引いた分の平成25年度から平成29年度に係る過年度分の返還金16万8,750円につきまして補正予算を計上させていただいたところであります。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益944万3,000円の増。入院収益のうち、先ほどご説明いたしました入院食事代の過年度還付金16万8,750円に係る診療報酬再請求分として14万3,050円がこの中に含まれております。

2項医業外収益、2目他会計負担金8万8,000円の減。企業債利息が減額になったことによる一般会計負担金の減であります。

6目その他医療外収益2万5,000円の増。入院食事代の過年度還付金に対し、該当する入院月から3年以上が経過し、診療報酬の再請求ができなくなった分につきまして、医療事務を受託している会社が負担するというものでございます。

次に、18ページ、19ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費5万7,000円の増。医療機器についてですが、現在使用しているCT装置本体は平成21年11月に導入したもので、本年度、当初予算におきましてCT装置のX線を発する管球の交換ということで、856万6,000円をお認めいただいたところであります。

本年7月ごろからCT装置のX線を、今度は受ける側の検出器16列のうち2列に不具合が発生し、修理が必要な状況となっております。検出器を修理した場合には約370万円の費用がかかるということで、当初予定していた管球の交換と合わせると約2,230万円の費用がかかるということになります。このため、CT装置本体を更新した場合との費用面で比較したところ、本体を更新した場合は約2,140万円ということで、修理した場合よりも安くなるということから、当初予定しておりました管球の交換、そして今回不具合が生じた検出器の修理を実施しないで、CT装置本体の更新を行うというものでございます。

当初予算で計上しておりました管球交換分1,856万6,000円につきましては、CT装置本体の更新に振り替えることとし、不足する281万8,000円が本来増額となるところですが、ほかの医療機器購入に伴う事業費確定による減額分を調整し、補正額として241万6,000円の増としております。電子カルテシステム、臨床検査システムにつきましては、事業費確定による減でございます。

2項企業債償還金、1目企業債元金償還金3万7,000円の増。企業債の償還につつま

しては、元利均等による償還となっております。平成24年度に借り入れた企業債の利率が引き下がったことから、年度ごとの元金の償還額が変更となり、今年度の償還額が当初予算でみていた分よりも増となったものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入、1項1目ともに一般会計負担金9万4,000円の増。医療機器購入及び企業債償還金に伴う負担金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

当直手当の関係なのですけれども、計算すると、1日約1名ちょっとの当直人数の増というのは計算でわかるのですが、今、説明の中で当直看護師が2名から3名になったということで、年度当初からなっているのですけれども、3名にした理由というか根拠はどういう考えだったのでしょうか。

○議 長

伊勢病院事務長。

○伊勢病院事務長

看護師の宿直の体制が2名から3名に変わったというところでございますが、平成30年度の診療報酬の改定によりまして、当初、もともと病院では病棟の夜勤の看護師につきましても2名体制で看護師を配置していたところでございますが、救急患者とか外来で患者が来たときに、看護師が病棟から降りてきて外来の患者の対応をするという形をとっておりましたが、平成30年度の診療報酬の改定によりまして、基本、病棟の夜勤体制は2名の看護師が必要なものですから、そのうち1名が外来の患者を診るということは、それはいけませんということになりまして、外来を診る看護師を今回新たに当直の看護師として1名置くような体制をとっているところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質問ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第81号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 陳情第4号

○議 長

日程第21 陳情第4号日米物品貿易協定交渉に関する町議会意見書採択に関する陳情書についての件を議題といたします。

本陳情の内容については、お手元に配付したとおりであります。

本陳情については、会議規則第94条の規定に基づき、陳情処理表のとおり所管の常任委員会に付託することにいたします。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議事の都合により、明日12月12日は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日12月12日は、休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時00分

平成30年第4回大樹町議会定例会会議録（第2号）

平成30年12月13日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 船戸 健二	2番 齊藤 徹	3番 杉森 俊行
4番 松本 敏光	5番 西田 輝樹	6番 菅 敏範
7番 高橋 英昭	8番 安田 清之	9番 志民 和義
10番 福岡 孝道	11番 柚原 千秋	12番 鈴木 千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	布 目 幹 雄
総 務 課 長	松 木 義 行
総 務 課 参 事	林 英 也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	黒 川 豊
住 民 課 長	鈴 木 敏 明
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
農林水産課長兼町営牧場長	瀬 尾 裕 信
建設水道課長兼下水終末処理場長	高 橋 教 一
会計管理者兼出納課長	瀬 尾 さとみ
町立病院事務長	伊 勢 巖 則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長兼学校給食センター所長	和 田 司
社会教育課長兼図書館長	村 田 修

<農業委員会>

農業委員会会長

鈴木正喜

農業委員会事務局長

水津孝一

<監査委員>

代表監査委員

澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長

小森力

主査

真鍋智光

◎開議の宣告

○議 長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

11番 柚原千秋君
1番 船戸健二君
2番 齊藤徹君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議 長

日程第2 一般質問を行います。
質問の通告がありますので、これより発言を許します。
まず初めに、8番安田清之君。

○安田清之議員

おはようございます。
さきに通告いたしました一般質問をさせていただきます。
町長に2期目に向かった再出馬についてお聞きいたします。
大樹町は、今年90周年を迎えました。よい時期も大変な時期も、そのときのリーダーが大樹町を正しいほうに導いていただいたというふうに思っております。そして、90年を無事迎えられたことに感謝を申し上げたいというふうに思います。大樹町は、人口減少、高齢化、公共施設の老朽化、町政のかじ取りが大変町長としては苦しい時期に来ているのかなというふうに思います。

そこで、町長は、あと数カ月で1期が終わるわけですが、来年4月の町長選に立起をされるお考えがあるかないか、率直にお伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、安田議員の2期目に向けた再出馬の考えについて、お答えをいたします。

私は、平成27年4月、町民の皆様方から力強いご信任を得て、町長に就任をさせていただき、微力ながら町政のかじ取り役として、これまでまい進をまいりました。

この間、町議会議員を初め、多くの町民の方々の温かい励ましやご支援をいただき、職員とともにさまざまな諸問題に取り組んでまいりました。地方行政を取り巻く厳しい環境の中で、その対応の難しさを痛感したところではありますが、これまでどうにか乗り越えることができ、心から感謝を申し上げます。

現在、直面している町政の課題は、産業振興、福祉・医療、教育、行財政など幅広い分野にわたって山積しております。

私の公約は、「未来の大樹のために」というテーマを掲げ、これからも住み続けたいと思うまち、豊かさや魅力に満ちあふれたまちの実現に向けて取り組むものであります。

重点項目として、「産業の振興と子育て支援」を上げ、第5期総合計画に基づき、各種施策を計画的に実行し、豊かな経済と活力のあるまち、安心して子育てができるまちづくりを進めてまいりました。主なものとして、老朽化が進んでいる町民プールと学童保育所の改修では、学童保育所の狭隘化や体育施設の利用の関係から、学童保育所整備を優先して取り組んできたところでもあります。

本年5月の入札が不調となり、その原因は現在調査中ではありますが、本年度の整備が見込めない状況から、関係する事業費の減額補正予算についてお認めをいただいたところであり、改めて予定の事業の執行とならず、議会、町民、そして関係者に対しおわびを申し上げます。また、町民プール、高齢者住宅や循環バスなど検討中で実施に至っていない事業もありますが、残された期間、少しでも実施、あるいは道筋をつけたいと考えております。

直近で取り組まなければならない大型事業としては、役場庁舎の改築、航空宇宙など課題は山積しており、町政の停滞は許されず、適時、的確に対応していくことが町政を担う者の責務と考えております。

過日、私の後援会から「ぜひとも直面している町政課題に町長の立場としてやり遂げてほしい」という力強いご支援と、2選に向けての出馬の要請がございました。その思いを重く受けとめ、町議会議員の皆さん、町民の方々のご理解とご協力を得て、職員の力を結集し、一丸となって、安心して暮らせる豊かな郷土を後世に引き継ぐために、再度全力で取り組むことが私に課せられた使命であるとの結論に至りました。

今後も、私に対し町民の方々のご支持をいただければ、微力ではありますが、自分に対する厳しさを忘れず誠心誠意、引き続き、町政を担ってまいりたいと考え、その決意として表明をさせていただきます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

町長ですね、酒森後援会から要望があったということでございます。もしできるならば2期目も頑張ってみたいと、立起だろうというふうに思います。

ただ、私から一言言わせていただくと、町長が掲げたように、いろいろな諸問題、今回も減額補正というような中で、苦しい立場におられるのだらうなど。今後は、私から一つ苦言をさせていただくと、やはり先を急がず、一步一步、物を見ていただきたいなど。これが町長に課せられた難題かなというふうに思います。急がないで、ゆっくりと時間をかけて、町民の総意をとれるように、また議会も、町長には相当苦言も言っておりますし、議会としても子育て、学童含めると議会も認めました。子どもに必要だということで一致をしたわけですが、不調に終わったと。これは何らかの問題が、まだ結論が出ていませんから、それ以上は言いませんが、町長、2期目に向かうのであれば、本当に一步一步着実に、職員と一丸となってというお言葉もございました。本当に結集をして、役場の改修もありますし、また学童の問題もそのままということではないだろうというふうに思っています。子どもたちはなるべく早く作ってほしいと。下手すると役場と並行にということもあり得るのかなと思っております。それからプールの問題、これは町長が立起するとき掲げておりました。それも急がず、ゆっくりと、場所の選定から含めて進めていくべきだと。

町長はね、4年間本当に頑張ったと僕は見えています。気性も私と同じで荒いところがございました。妥協する耳も持たない部分もあります。しかしながら、それでは親分にはなれません。少なくとも苦言を言う者は、大樹町を思い、町民を思って苦言を町長に言っているかなと思いますので、どうか、そこら辺もお聞きをいただきながら、ゆっくり一步一步、町政を進めていただきたいなと思います。

2期目に向っての思いという、立起をするわけですから、少しは本当にこういう町をつくりたいなど、1点だけで結構です。私は、町長の思いはみんなに通じるだろうと思っておりますので、2期目にはこういうこともいろいろなたぐさんの諸問題あります。本当に今、大樹町は諸問題だらけでございます。ただ、夢もありますから、町長、そこら辺を町民に、悲観する必要はない。大樹の農家、農業に携わっている皆さん方も最高の水準を走っています。それから、今日、銀行の支店長とちょっと朝方お話をしました。商工業もすばらしく楽ですよというご意見をいただきました。それから、新しい店舗が何店かできたと。これは他の町村にはないような実績だろうと。これは町長のやはり大樹に対するPRがよくいっているのだろうというふうに思いますので、どうか、2期目の思いを一言だけお聞かせをいただければ幸いです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私も、平成27年4月に町長として仕事を開始したところでありまして。4年間本当に早いものだなというふうに思っているところでもあります。また、公約として23項目の公約を

掲げて、町長としての仕事をスタートさせていただきました。その中で、実現できたもの、そして実現に至らなかったもの、今現在、検討しているものが多々あるかと思えます。

今、議員からご指摘のとおり、ちょっと先を急いだのではないかということのご指摘もいただきました。そういうつもりはなかったのですが、ただ、私が思っているのと町民の皆様が思っているところの差異があったのかなというところについては、反省をしていかなければならないかなというふうには思っているところです。

特に、今年1年、非常に事務事業を進めるということに対して、非常に難しさ、困難さを感じた1年だったというふうには思っているところでもあります。ただ、残された期間、まだ私にはありますので、その期間、残った最後の1日まで、しっかりと大樹町のために意を注いでいきたいというふうには思っているところでもあります。

議員ご指摘のとおり、今、大樹町は多くのことで注目を浴びているというふうにも感じていますし、大樹町が航空宇宙も含めて、今まで取り組んできたことが非常に評価を得ているということを私も肌で感じているところでもあります。それは、例えば商工業でも、大樹町で起業していただける、または出店していただける事業所が出てきているというようなところも含めて、大樹町に対する期待感があるというふうには思っているところでもあります。

また、1次産業、大樹町の基幹産業であります農業については、生産者の皆さん、経済団体等の頑張りによって、非常に好調を博しているかなというふうには思っているところでもあります。水産業にとっては、漁獲高が減っているというようなこともあって非常に苦戦をしておりますが、今後も基幹産業であります1次産業については、しっかり振興していかなければならないというふうには思っているところでもあります。

これから、2期目に向けて立起の表明をさせていただきましたが、全ての項目が重要だというふうには思っておりますが、私は医療も含めて福祉の充実を図っていければなという思いを持っております。その中には、残念ながら建設することがかなわなかった学童施設の建設もそうではあります。若い親御さんたちが安心して暮らしていける、そして子育てができるような環境をつくっていく、または、高齢者の方々が大樹町で安心して生活していけるような、そういう手だてを講じていくということが私に課せられた大きな課題ではないかなというふうには思っておりますので、今後、私の立場で仕事ができる機会を与えていただけるのであれば、そういう福祉医療の関係も含めて、意を注いでいきたいというふうには今思っているところでもあります。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

2期目に向かって、福祉というのは広い意味で町民のために汗をかこうということだろうというふうには思っております。子どもから高齢者までいるわけですし、福祉と簡単に言っていますが、幅広い問題だろうというふうには思っております。

2期目、立起をした以上はやはり勝たなければいけません。しっかり頑張ってください、実績をきちっと町民に見せてやってほしいなど。大事なかじ取りを任されるような男になっていただきたいというふうに思います。

本当に2期目、立起をするところで言っていたくことを、すばらしい町長だなど。普通は後援会と相談をしてとか、何かあちらに相談してというような話をしてから決断をするのですが、議会の一般質問の中で、町民から選ばれた我々人間の前で立起をしていただいたことに感謝を申し上げ、一般質問を終わります。

○議長

続いて、5番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、さきに通告してあります2点のうちの1点目の一般質問をさせていただきます。

1点目は、子ども食堂などの共助事業等の支援についてでございます。

今度、地域社会の継続を考えると、自助とともに共助活動の進展が重要と思われま。これらについて、現況や町の基本的な考えを町長にお伺いいたします。

一つ目は、町では、住民活動や各種事業団体で行われている共助事業の評価をどのように考えているかをお聞きします。

2点目は、共助事業の把握をどのように行っているかをお聞きします。

3点目は、子ども食堂が大樹町でも運営されておりますが、その支援の考えはあるのかどうかをお伺いいたします。

それから、4点目につきましては、その他、ほかのところでも子ども食堂以外にも民間といますか、町内会含めて民間事業など共助事業が行われていると思われまが、その支援の考え方についてお伺いいたします。

以上です。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

西田議員の子ども食堂などの共助事業等の支援について、お答えをいたします。

1点目の、町では住民活動や各種事業団体で行われている共助事業の評価をどのように考えているかについてであります。まず、共助は、家族や地域コミュニティーで共に助け合うことで、これに対して、自助は自分で自分を助けること、公助は国や県、市町村等の地方公共団体、行政が援助することを指しております。

ご指摘の子ども食堂については、地域の方が問題意識を持って、自分たちで仲間を集めて、企画、実行してきたと聞いており、行政が直接関わらず、このような活動を実践していることは高く評価をさせていただきたいと考えております。

2点目の、町では共助事業の把握をどのように行っているかについてですが、全体の活動

実態や状況については詳しく把握はしておりませんが、現在、行政区においては、独居老人宅を定期的に訪問するなど、地域による主体的な見守り活動を活発に行っているところもあると聞いております。

3点目の、子ども食堂が運営されているが支援の考えはあるかについてですが、制度や手続上のことでご相談があれば、もちろん、そのための支援等は行ってまいりますが、共助活動として始めたこともあり、現時点において行政として支援をする考えはありません。

4点目の、その他、民間事業などの支援をする考え方はあるかについてですが、全ての事業を行政が行うことは困難であり、これからのまちづくりは、自助、共助、そして公助がバランスよく行われていくことが肝要であると考えています。

そういったことから、共助事業としての民間事業につきましては、まずは地域住民や企業、地域コミュニティーで何が問題なのか、そのためにはどのような解決策があるのかをよく話し合ってもらえることが大事であり、行政においては制度上の手続などの助言など、あくまでも脇役としての支援を行っていきたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

共助事業について非常に高く評価されているということですので、まず安心しました。そのような評価をされているということで安心なのですが、あともうちょっと前提でお話しさせていただきますけれども、子ども食堂ですとか、その他の事業者の方から補助金をもらってもらおうようにとか、そういうふうな依頼は一切受けていなくて、自分の考えで、今日、ここに立っておりますので、そこら辺を1点申し上げて、これから具体的な質問に入っていきます。

評価されていることは本当にありがたく思うのですが、具体的な支援のあり方や大樹町にふさわしい運営などを考えていただくためにも、調査というか、アンケートみたいようなことだとか、実態調査をぜひしていただければと思うのですが、そのようなことについてはいかがお考えでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

共助という形でいろいろな事業をやっているところについては、非常にありがたいなというふうに思っているところでもあります。

今後、町としてどういう支援が必要か、どういう事務事業が地域の皆様にとって必要かというところについては、担当課で情報収集等は行っているというふうに思いますし、事務事業を行っている方々に対しても、そういう大樹町としての支援のあり方等についての連絡や相談は情報共有しながら進めているというふうに思っております。今後、どういう形で必要かについては、調査が必要な場合については調査をしていくという方法もあろうかなという

ふうになっているところでもあります。

今後も、あらゆる事務事業を行っている方々とともに連携を密にしながら情報共有を図っていくということで、まずは情報の共有化を図っていくということが肝要かなというふうになっているところでもあります。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。

町長のお考えというか、町なんかのことでは、基本的な共生社会というか、それから行政だけでは全部できないことも、これも事実だと思いますし、ぜひ、これから、この町が心豊かに安心して生活していけるためには、それはもちろん自助も前提ですけれども、共助事業などというのは大変伸ばしていかなければならない事業だというふうに基本的に思っております。

大樹町においては、組織として住民活動係なんかも設置されましたし、そういうふうな、もちろん福祉だとか社会教育だとか、あらゆる係が、今日、お話しさせていただいている事業には関係されると思うのですが、特に住民活動係なんかが町内会の実態調査なんかもやって、いろいろお調べになっていることもありますので、ぜひアンケート調査というか実態調査というか、住民全体のネットをかけるような、そういうふうな事業を、情報の共有化をするためにも、ぜひ調査は必要でないかなと思うのですが、しつこいのですけれども、そのような具体的なことは必要ありませんか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

前段の答弁でもお答えをさせていただきましたが、調べるということも必要なのかなというふうには思います。ただ、どういう形での大樹町としての支援の方法があるかについては、それぞれのやっている団体等含めて相談をさせていただきたいというふうに思いますし、必要であれば、アンケート調査をやらないということは申し上げているわけではありませんので、今現在、必ずやりますということではありませんが、情報共有しながら、必要であればさせていただきたいというふうに思っております。

共助という部分では、私ども地域コミュニティーの事業を行政区単位で実施してくださいということをお願いしているところでもあります。その中で、共助という部分の役割をもう少し色濃く出していくというのも、私どもの役割かなというふうに思いますので、そこら辺については、検討していかなければならないかなというふうに思っております。

ただ、地域コミュニティー事業については、行政区単位という枠がありますので、今、議員が挙げております子ども食堂などとはちょっと組織のあり方が異にするかなというふうに思いますので、そういう団体に対して大樹町がどういう形で支援をしていけるかという

ころについては、今後検討していきたいなというふうには思っております。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

次に、お話ししようと思っていたのが、今のコミュニティー推進事業なのですが、あと、小地域ネットワーク事業とか、触れ合いサロンとか、町のほうの補助金や社会福祉協議会からの補助金の事業で、今、見守り事業ですとか、支え合い事業だとか、そういうふうなボランティア、町内会単位のボランティアもありますし、それから行政区も、単位のことでは、行政区の担当職員の方もおいでになりますし、町長言われたように、アンケートやそういうふうな調査ものばかりでなくて、そのような行政区担当職員の方がいろいろお話を聞いていただければ、深まっていくのではないかなと思うのですよね。

コミュニティー推進事業なんかにつきましても、例えば食糧費なんかは1人500円の1万5,000円打ち止めというふうになっていますし、多分、私なんか町内会の役員をやっておりますけれども、いろいろな事業の中で、どうしても清掃が終わった後だとか、敬老会なんかやっておりますけれども、どうしても食糧費なんかで懇親とか深めていくような、そういうふうな手法なんかもありますし、いろいろ既存の事業なんかについても、今情報の共有化していただけるということなものですから、合せてそういうふうな点検をしていただけるようなことのお約束というか、方向性を示していただきたいと思うのですが。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

答弁が重複して申しわけないのですが、地域コミュニティー事業、行政区長会議等々、機会があるたびに行政区のほうに私どものほうから働きをかけて、活用をお願いをしているところでもあります。また、それぞれの行政区でどういう取り組みをしているかについても、情報としてお示しをさせていただいているところでもあります。目的は、地域のコミュニティーをしっかりとつくりたいということですので、議員ご指摘のとおり、食糧費等の金額については、制約をさせていただいているところでもあります。

内容等については、ご理解をいただきながら進めていければなというふうに思っておりますし、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、共助という部分を広げていくという形を考えていくのであれば、地域コミュニティーにそういう部分の色合いをどういうふうにつけていけるかというところについては、これから検討していく中で、そういうところも考えていければなというふうに思っております。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ご答弁の中で、次、子ども食堂なんかについては、現時点では補助する考えはないという

ことですので、それはそれで、そこから言われているわけでもないですし、自治の目をとってしまうことになりかねませんので、それはそれでいいのですが、現行あれでしょうか、子ども食堂、生涯学習センターで行われていると思うのですが、その使用料ですとか、そういうふうなものについてはどのようになっているのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

子ども食堂については、今、私どもの学習センターを利用させていただいておりますが、使用料については、私どもの規程に沿った形で減免をさせていただいております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

道庁の子ども・子育て支援課というのがあって、その資料を見てみましたら、実態調査は全道でやっております。今日、ここで基本的な町のお考えなのですが、その中に老婆心とっていいのか、蛇足なのかもしれませんけれども、資料によりますと、直接行政が関わっている町村もアンケート上からあります。十勝でいえば、芽室町あたりが「風の子めむろ」というような、そういうふうな事業をやっておいでですし、足寄町では、さきの定例会で町長が支援するよというふうな、そういうふうな答弁もありました。単に、食堂の運営ばかりではなくて、世代間交流のそういうふうなことに使われたり、子どもの居場所づくりに、この資料によりますと活用されております。

そのような町村もありますし、しつこく何回も言うようですけれども、助成してほしいとは、ここの団体も言っていませんし、僕も接触はしていませんけれども、道庁のそのような、その課の資料から調査結果としてありますので、前提条件なしに、ぜひぜひ実態調査あたりの資料を活用していただいて、子ども食堂を初めとする共助事業についての構築をぜひしていただきたいと思っております。

そのほか、興味のある事業では、フードバンクだとかいろいろ世の中的には非常に活発にそのようなことが動いていますので、ぜひぜひ大樹町としても全道で100カ所以上子ども食堂もあるよというふうなことで統計上もありますので、そういうふうなことを町として活発に取り組んでいただきたいと思っておりますし、そのお願い含めて、町長のお考えを、最終になりますこれで、述べていただきたいと思っております。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

全道で100カ所以上の子ども食堂があるということは、今、議員からの中で、私も知ったところでもあります。その100カ所、それぞれがそれぞれの思いをもって運営されているのだというふうに思っておりますし、今までの設立まで、または今現在に至っている実施

の段階までにいろいろな経過をたどっての今の形だなというふうに思っております。必ずしもすべからず、全ての子ども食堂、事業者の方々が支援をいただいているという思いはおありかどうかは私はちょっと存じ上げません。少なくとも、大樹町でやっている子ども食堂については、今のところ自主自立で運営をしていただいているというふうに思っております。

私どもの役割としては、今は学習センターを使用させていただいておりますので、そういう部分で、使用料について全額お手伝いをさせていただいているという状況にあらうかと思えます。今後、これを継続実施していく中で、実施母体からこういう形で町としての支援をいただきたいというご相談があれば、それについては、積極的に町として対応できることについては対応していきたいというふうに思っているところでもあります。

ただ、今現在、自主的に活動を起こして、自らやらせていただいているというところについては高く評価をさせていただきたいというふうに思っておりますし、こちらから、こういうことで支援の方法について、どんどん運営に対して中に入っていくということについては、私はそれが本当にいいかどうかは考えていかなければならないというふうに思っております。

そういうご要望があれば、そのときには最大限の対応をさせていただくということで答弁とさせていただきますと思います。

○議長 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

1点目は以上なのですが、次に行ってよろしいでしょうか。

○議長 長

次の質問に移ってください。

○西田輝樹議員

それでは、2点目は、平成31年度の事業計画と、この4年間の事業実績についてお伺いしたいと思います。

今年度もあと数カ月となって、残すところ少なくなってきました。町民の大きな期待を担って、この4年間懸命に行政執行されたことに敬意を表します。

お聞きしたいことは、一つ目につきましては、この4年間の事業実績の総括をお願いします。

2点目は、総合計画の年度別事業計画や各主要行政計画の中で、未実施の事業があるのかどうかをお伺いします。

3点目は、町民要望や議会ですとか、行政区長会議などの提案事項やいろいろな陳情事項があったと思うのですが、その取り扱いと実績についてお願いいたします。

それから、4点目は、平成31年度の実施予定の事業についてお知らせください。

それから、5点目、これまでとこれからのいろいろ財政指標なんかの動向と評価について

町長のお考えを5点、具体的にお聞きしたいと思います

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

西田議員ご質問の平成31年度事業計画と、この4年間の事業実績についてお答えをいたします。

最初に、4年間の総括と各種計画での積み残しについてですが、公営住宅や道路などの生活環境、基盤整備は、計画的に進めることができたと思っております。

全町断水や記録的短時間降雨、大規模停電など、今まで経験のなかった大規模災害が発生し、一昨年台風により被災した水道施設の強靱化対策など、新たな課題については道半ばではありますが、災害対応の拠点となる役場庁舎の耐震化対策については、着手をすることができました。

30年以上にわたり取り組んでまいりました宇宙のまちづくりですが、宇宙利用や宇宙開発が国の重要政策として明確化される中、民間のロケット開発企業の活動などもあり、夢の実現に向け、明らかに前進したものと考えております。

計画事業の積み残しについてですが、公共施設の整備計画を検討する中で、学童保育所と役場庁舎の耐震化を最優先に、財政面での調整も含めて進めてまいりましたので、その他の施設については、具体的な検討には今現在至ってはおりません。

3点目の要望や提案事業への対応についてですが、事業の必要性や緊急性、公益性、財政負担等を考慮しながら農村部への高速通信環境の整備など、実施に向けた環境が整ったものについては、執行することができたものと考えております。

4点目の平成31年度実施予定の事業についてですが、来年4月に町長と町議会議員の選挙が行われることから、平成31年度予算の編成方針において、緊急性の高い事業や、特に事情のあるものを除き、新規の投資的事業や政策的経費を計上しない骨格予算とすることを決定しておりますので、継続事業が中心となります。

5点目の財政指標の動向と見通しですが、財政状況悪化の最大の要因であった町債の償還が進んだことや行財政改革への取り組みにより、財政指標は改善しており、現在はほぼ適正水準にあります。

しかしながら、国の長期債務の膨張などを背景とした歳出抑制圧力は地方財政にも影響を与えており、税収基盤の脆弱な自治体においては、地方交付税の削減が一般財源の減少に直結するため、本町を含む多くの自治体の財政指標は、今後、悪化する傾向に向かうものと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今、ご答弁いただいた中で、最初の部分で、事業実績なのですけれども、公営住宅のこと

や道路のことや役場庁舎の着手とか宇宙のまちづくりのことについてのできたよというようなことで、そのとおりでなというふうに思っております。しかしながら、町長はもっと何かこの4年間頑張ったような気がするのですけれども、ソフト事業だとか、これはというように、そういうふうな事業実績というのはなかったのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど答弁で、主なものについて申し上げさせていただいたところです。ソフト事業等でも、実施をさせていただいた事務事業についてもあります。詳細については、答弁としていたしませんでしたが、例えば安心と支え合いのまちづくりというところでは、高齢者福祉を支えるボランティア人材の育成というところについて、介護初任者研修制度を実施いたしました。高校で初任者介護の実施を行うということで、地域全体で支え合う、そういう役割を若い世代、そして保護者の皆様にも、そういう制度を通じて培ってきたというところもあります。

そのほかにもソフト事業等々ありますが、それぞれ大きなものについて申し上げさせていただいたということで、それ以外に進めた事業、毎年のように事務事業を行っておりますので、予算をお認めいただいた事務事業等々についても、実施をしてきたという経過はこの4年間あるというふうには自負はしております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ぜひ、たくさん一般質問ばかりではなくて、町民の方にもこの4年間といいますか、1年間でも、それは何でもいいのですけれども、ぜひ一生懸命やっているのですから、町民の方に、こんなことやって大樹はすごく住みやすいまちづくりをしているのだよというようなことも、ぜひ積極的に町として発信していただければというふうに思っております。

次、事業の積み残しのことなのですが、ちょっと合点がいかないのです、すみません、揚げ足をとるようなことにもなるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

私、積み残しの事業を聞いているので、具体的には、例えば総合計画の年度別事業計画ではどうですかとか、主要行政計画ではどうですかとか、三つ目には町民要望とか議会だとか区長会議だとか、そういうふうな中で、どうですかというふうなご質問をさせていただいたつもりなのですが、私の表現が悪いと思うのですけれども、文章としてそのように通告させていただいておりますので、例えば年度別事業、今のことを一つずつお伺いします。

年度別事業では、積み残しの事業というか、どのように年度別事業を、必ずローリングで毎年毎年やっているのではないかなと思うのですけれども、この3年なり4年なり、年度別事業で積み残しの事業というのはなかったのですか。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

総合計画のことについて説明させていただきます。

第5期の総合計画につきましては、実施計画書を作成しまして、前期後期に分けておりますけれども、毎年ローリングをしながら進めているというところがございます。現在の実施計画書に基づきまして点検をしますところの、大きなものがございますけれども、積み残しと申しますか、現時点で予定していたものでできなかったものというものについては把握をしております。代表的なものを申し上げますと、木質バイオマスボイラーの設置につきましては、4カ所を計画していたところの、晩成温泉のみで今はとどまっているというところがございます。

ハードを中心に言わせていただきます。

また、学童保育所の建設につきましては、実施設計、それから本体工事という計画でございましたけれども、これは至っておりません。実施設計のみというところがございます。それから、図書館の改築工事につきましては、基本設計、それから実施設計までやるという計画でございましたけれども、それには至っていないというところがございます。役場庁舎改築につきましては、前期の計画ですと、もう建ち上がっている計画にはなっているのですが、現時点で基本設計に取りかかっているというところで、ずれ込んでいるというところではあります。着手をしているというところがございます。

大きくは、以上かと思えます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

次の、興味あるのは高齢者福祉計画とか、それに付随する介護福祉計画なのですが、これについては、積み残しは、現で動いているので、ちょっと年度がまたぐというか計画がまたいでおりますので、ちょっと無体な質問なのかもしれませんが、またいでいるものでも積み残しというのはあるのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、総合計画の部分では、企画商工課のほうから説明させていただきました。また、高齢者福祉計画、介護計画等でも施設の建設について、計画を検討していいこうというようなことでの検討は計画の中でもあったかなというふうに思っているところでもあります。

その中で、サービス付高齢者住宅の建設についても、大樹町で必要な施設ではないかなという思いはしております。ただ、それを町が公設、公営でやっていくかどうかというところについては、やっぱり検討しなければならないかなというところもありまして、今現在、民

間でそういうお考えの方がいらっしゃるということで、協議をしている段階であります。そういう意味では、私は積み残しているというイメージは持っておりません。今現在も検討を進めているということで、それが形になるのにはもう少し時間がかかるというふうに思いますが、今現在、その方とも協議を進めていく中で、どういう形で大樹町に高齢者の方々が安心して暮らせるような、そういう施設を設置できるかについては、今協議中だということについては申し述べさせていただきたいと思えます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それから、もう2点、同じくあるのですけれども、町民要望とか議会だとか区長会議の中で、この中では、僕にご回答の中に入っていないから不思議だなと思うのですけれども、例えばコミュニティバスなんかのことも、課の中で連絡会議をつくって頑張っていますというような議会でのご答弁もあったのですけれども、そういうものも僕は積み残しかなと思うのですが、町では、今の町民要望ですとか議会の一般質問や、それから区長会議の中で、主なもので構いませんので、積み残しかなと思われる、または、検討中と思われるものはありませんか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員ご指摘の町民要望でありますとか、議会、行政区長会議での要望事項については、都度答弁もさせていただいておりますし、必要なものについては当該年度に行っている、または予算が必要なものについては、次年度の予算等でお認めいただいたものについては、事務事業として取り組んできているという思いであります。ご要望があったもの全て実現できるかどうかというところの判断はありますので、ご要望いただいた100%を実施していないから積み残しているという考え方は、僕はないというふうに思えます。

また、今、一例で挙げましたコミュニティバスの関係についても、どういう形で、交通手段のない方、または免許を返納した高齢者の方々に、交通弱者としての足を確保していくかというところも、鋭意検討は進めているというふうに思えます。その一端として、昨年から国土交通省が全国で13カ所のうちの1カ所を大樹町で実証実験をやっていただいているというところも、大きな成果だというふうに思っているところでもあります。今年度も、全国5カ所のうちの1カ所ということで、年明けから実証実験が行われるということです。

また、尾田地区の皆様とともにどういう形で足を確保していけるかというところの協議の場としての、いろいろなツアーと申しましうか、そういうものも実証試験がされているというところでもありますので、決してコミュニティバス、交通弱者の足の確保等についても積み残しているというイメージはございません。

今後どういう形で、大樹町で実施していけるかというところについての検討を少なからず

2年前から、もう既に実証実験も含めて行っているということでもありますので、今後この実証実験を経て、その成果が大樹町、または北国の交通弱者の足の確保につながっていければと、そういう思いで取り組んでいるところでもあります。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今回の答弁書をいただいている中で、そのような視点の事業も点検していただきたいなというふうに、以上の分については、3点ですけれども。

あと、僕は何よりも、久しぶりに町長公約のものを今回のために、こういうふうなものですけれども、この中にも、例えば私自身が興味のある事業ということだけを挙げれば、市街地の空き家対策のことだとか、無料循環バスのこと、高齢者マンションの整備とか、地元高校生の医療費の無料化とか、図書館の改築、町民温水プールなんかのことが、もっとたくさん項目ありますけれども、町長公約と総合計画や年度別の事業等のことというのはどういうふうに扱っていいのか、僕ちょっとそのことについてわかりませんし、総合計画と町長公約は別だよと言われれば、それまでかなというふうに思いますが、昔、帯広市役所の企画部にお邪魔したときに、その方は大樹町出身の偉い方だったのですけれども、職員で、これ何ですかと聞いたら、町長公約というファイルがあって、町長が、例えば老人クラブとか町内会に行つて挨拶したりお話ししたようなときのものも、公約になるものもあるのだから、こうやって記録をとってあるのだよというふうなことで、すごいなというふうにして帰ってきました。

僕の言いたいのは、揚げ足とるようだったら大変申し訳ないのですが、答弁書の中でも、これが積み残しでないとおっしゃるのなら、それはそれで構いませんけれども、やっぱりそういうふうな自己点検の部分の何かちょっと不足かなというか、不十分かなというふうに思っていますので、これから引き続きというふうなことでの熱意もあるようでございますので、ぜひぜひ常に事業の評価というか、結果の評価も公開していただくことが町民の方も安心して生活できる一つでないかなというふうに思っていますので、そのことを申し上げて、終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議 長

休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議 長

会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

続いて、2番齊藤徹君。

○齊藤徹議員

さきに通告いたしました大樹町のアクション・プランの取り組みと地域との協働支援について、町長、教育長にお伺いをいたします。

子どもたちが未来社会を自立的に、創造的に、協働的に生き抜く力を身につけることを目指す新学習指導要領の狙いを踏まえ、学校教育の一層の充実が期待されております。その実現に向けまして、教員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務しながら学校教育の質を高められる環境を構築することが必要とされてきています。

しかし、北海道教育委員会が平成30年度に実施した教職員の時間外勤務等に係る実態調査の中では、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える割合が、一般教諭の中では、小学校で約20%、中学校では40%、高校では30%を超え、また教頭職では、小中学校とも70%、高校では60%を超える結果と出ております。教員の負担軽減が今後求められてきております。

大樹町教育委員会も、実態の把握と検証を行い、学校現場の業務の改善を着実に進めるため、当面目標を設定し、地域との協働の推進による学校を応援、支援する体制づくりの推進（大樹型のコミュニティ・スクール）と連携しながら、平成30年度から3年間のアクション・プランの目標と期間を定めています。

以上のことから、アクション・プランの方向性と地域との協働活動（コミュニティ・スクール）の活用において、課題とその対策について、まず5点ほどお伺いいたします。

1点目ですけれども、町内の小中高等学校の1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員、教頭職の実態について、どのように把握されているのか、お聞きいたします。

2点目ですけれども、働き方改革を進める中で、①ですけれども、部活動の休養日の完全実施、目標数値が年間73日間、②の変形の労働時間制の活用について、③ですが、月2回以上の定時退勤、④学校閉庁日の年9回以上の実施を大樹町のアクション・プランの目標と掲げていますが、小中高の現状はどうなっているのか。

3点目ですけれども、学校を応援、支援する体制づくりの中で、地域との協働の推進の具体的な取り組みについて、特にコミュニティ・スクールについてお聞きしたいと思います。

4点目ですけれども、そのコミュニティ・スクールの学校運営協議会制度の導入によってメリット、デメリット、問題点、課題点についてはないのか。それについてお伺いしたいと思います。

5点目ですけれども、①ボランティアの関係ですけれども、授業への参加のボランティア、②総合的な時間のボランティアの活動、③ですけれども、クラブ活動に関わるボランティア等のそれぞれの具体的な取り組みについて、お伺いいたします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

齊藤議員の教職員の働き方改革、アクション・プランの取り組みと地域との協働支援について、お答えいたします。

1点目の町内小中高等学校の1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員、教頭職の実態についてですが、小学校で約4割、中学校で約2割、高等学校で約3割、教頭については、小中高ともに10割が60時間を超える勤務実態となっております。

2点目の働き方改革を進めるため、①部活動休養日の完全実施、年間73日、週平日1日、これで52日、月1回の土日の休み、これで12日、学校閉庁日、年間9日で、合わせて73日。②変形労働時間制の活用、③月2回以上の定時退勤、④学校閉庁日の年9回以上実施を大樹町アクション・プランの目標として掲げているが、各校の現状については、のご質問です。

①部活動休養日の完全実施、年間73日について、小中高ともに完全実施できてございます。②変形労働時間制の活用について、小中高ともに対象者全員に活用を図っておりますが、一部の教員が活用できていない現状がございます。③月2回以上の定時退勤について、小中高ともに取り組んでおりますが、完全実施できていない現状がございます。④学校閉庁日の年9回以上実施については、小学校と中学校では完全実施できていますが、高等学校では大会直前の部活動指導があり、完全実施には至っておりません。

3点目の学校を応援、支援する体制、地域との協働の推進の具体的な取り組み計画についてですが、学校と保護者及び地域との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成を含むよりよい教育に取り組むために、小中学校で一つのコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を新年1月に導入する予定でございます。将来的には小・中・高連携教育の成果を活かし、大樹高校を含めコミュニティ・スクールを導入したいと考えております。

4点目のコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入のメリット、デメリット（問題点、課題）についてですが、メリットとして、①校長や教職員の異動があっても学校運営協議会によって地域との連携、協働体制がそのまま継続できる。②具体的な権限を有していることから、地域が学校運営に対する当事者意識を分かち合い、ともに行動する体制を構築できる。③校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通して、学校や子どもたちが抱える課題や対策を共有し、関係者がみな当事者意識を持ち、役割分担し、連携、協働による取り組みはできることなどがございます。

課題といたしましては、①コミュニティ・スクールの取り組みを継続するために、先を見通した人材、特に地域コーディネーターの発掘や後継者の育成システム、②学校全体の取り組みとしていく上で、教職員自身の理解、啓発を進め、地域住民との連携を図っていくことなどがございます。

5点目のボランティアについて、①授業参加のボランティア、②総合的な学習の時間のボランティア、③クラブ活動に関わるボランティアなどのそれぞれの具体的な取り組みについてですが、①授業参加のボランティアについて、小学校では家庭科、水泳、スケートの指導、

中学校では家庭科、柔道の指導、②総合的な学習の時間のボランティアについて、小学校では酪農業、漁業、遊々の森をはじめ自然体験の指導、中学校では職場体験学習、③クラブ活動について、中学校では部活動、野球部の指導などの取り組みを行っております。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

答弁の中では、例えば働き方改革の中では、完全実施できているものとか、一部できていないものとか、答弁をいただいたのですけれども、それで、平成24年度から学校力向上に関する総合実践授業が、これは児童の一人一人の学力向上と教員の若手育成のスキルアップを目的に平成24年からスタートし6年が経過しているのですけれども、ということで、4月の段階では児童数が287名、普通学級が12クラス、特別支援学級が6クラスと。

それで、総合実践教育をやるにあたって、教員の数が通常の教員の配置数より多いのですよね。今は、一般教員が27名、それに管理職、ALT、図書司書とか、スクールカウンセラーとか含めると43名が今の学校の運営スタイルなのです。これが、総合授業がなければ、通常の教員の配置数というのはどれぐらいになっているのか、ちょっとこの辺の実態をまず知りたいのですけれども。

○議長

和田学校教育課長。

○和田学校教育課長

通常の教職員の配置数は何名になるかについてですが、学校力向上に関する総合実践授業分の加配といたしまして、指導方法工夫改善加配1名、児童生徒支援加配1名、事務職員加配1名の3名の配置があります。その他、町費で雇用している特別支援教育支援員7名と司書教諭1名で、通常の教職員の配置数は32名となります。

以上でございます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、通常ですと、今の説明の中では約32名、通常の小学校ですと32名で学校運営をするということが普通のスタイルです。それともう一つは、町費で出している支援員の関係ですけれども、現在、当初の計画では、配置数は小学校では今現在2名の減になっていると思います。中学校では支援員が1名減というところで、そういう現状になっているのですけれども、今後アクション・プランを進めていく中で、来年度以降、平成31年度以降、町費で出している支援員の配置数の考え方と採用の人数を、今は3名減なのですけれども、3名を戻すのか、それともそのまま維持していくのか、その辺の、もし詳細がわかれば教えていただきたいのですけれども。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

まず、全道的な傾向をお知らせいたします。

今年度の道内の小学校の数は1,052校です。その中で支援員を雇っている学校は610校、割合でいうと58%。その支援員の数は全体で1,470人ということで、配置している学校への支援員の平均は2.4人です。中学校、全道で学校数595校、支援員が配置されている学校301校、割合でいうと50.6%。支援員445人、配置されている学校の支援員を平均すると1.48人でございます。

また、最近、非常に教員志望が少なくなってきて、残念ながら、十勝管内であってはいけないのですが、産休代替、育休代替の教員が不足していて、12月現在で12名もの教員が足りていない現状でございます。

それで、来年度以降のことでございます。本年度は、小学校1年生から4年生までの8名、中学校1名、計9名の支援員の配置を考えておりましたが、支援員の募集を行っても応募がなく、小中学校ともに予定の配置となっております。

そんな中、文部省からは新学習指導要領の実施を見据え、教育のICT化に向けた環境整備、5カ年計画を策定し、児童生徒用コンピューター、教師用コンピューター、実物投影機、超高速インターネット及び無線LANなどを平成34年度までに整備するよう目標を設定されております。

大樹町でもICTの整備をしていきたいと考えております。管外的にも欠員があってはいけない教員の確保が難しい現状、また厳しい財政状況の中で、支援員とICTの財源の確保などを考慮し、次年度は、小学校で1年生から3年生までの6名、中学校では1名の計7名の支援員の配置を考えてございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

現状の中では、希望する先生も少なく2名というのがわかりました。

それで、先ほどの答弁の中で、特に小学校においてでお聞きしたいのですけれども、配置数の多い中で、うちの学校は今43名と。基準からいくと32名で運営されるのですけれども、そうしますと、単純にいきますと、1週間当たりの60時間を超える教員が、答弁の中では約4割、教頭職では10割と異常な実態調査なのですね。教員が多い中で、多く配置されているにも関わらず、全道平均が小学校では約20%の数字が出ているのですけれども、教員が多く配置されていても、職員で約4割を超えていると。それは、主な原因というのは何なのか。その辺、委員会として分析しているのか。また、これについて今後の対策方法はあるのか。まずその辺をお聞きしたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

齊藤議員、よくご存じのとおり、指定校授業を受けていますと、いろいろ依頼授業もごさいます。また、中学校は教科担任制です。大樹中学校は少子化の影響でたった4クラスという状況で、空き時間が中学校の教員はあります。ただし、小学校はフルに活動しなければいけないので、そんな中で負担量は当然多いということでごさいますし、教員の世界は無定量でごさいます。これでよしという部分でごさいません。子どもの実態を見ながら、こうしたらあの子はもっとわかってくれるのではないか、やる気のある教員こそ、次から次へと新しい仕事が浮かぶわけでごさいます。

また、市内校と違いまして郡部の場合は、少年団指導をやって当たり前というような地域要望でごさいまして、少年団の活動を終わって19時過ぎから職員室に戻って事務を片づけるという教員も多いということで、本町の場合は、中学校よりも小学校のほうが勤務時間が長いというふうにごさいます。

また、議員も心配されているように、随分教育内容が増えてごさいます。今、新学習指導要領の移行期でごさいまして、それに向けての準備、学習等しなければいけない状況でごさいますので、勤務時間は増えてごさいます。

また、教頭職については、職員室の担任ということで、いろいろな部分で教職員に目配りしなければいけない状況、また、学校の窓口として、いろいろな部分に対応しなければいけないという状況でごさいます。

この改善策としては、やはり教頭をサポートするという立場の人間、大樹高校の能登教頭が16日付で江別高校の副校長に昇任されますけれども、そのように教頭職をサポートする新しい職というのが非常に大事ななと思っております。管内でも、生徒数の多い芽室中学校だとか、そういうところには主幹教諭という本当に試験を受けて教頭をサポートする職があります。

本校の場合は、児童数が少ないために配置されていないのですけれども、そういう部分がすごく大事ななと思っておりますし、これから進めようと考えておりますコミュニティ・スクールで、やっぱり地域こぞってやるというのがすごく大事なな。学校にとってマイナスエネルギーは、やっぱり苦情だとか、いじめの深刻化でごさいます。それを防ぐと、未然防止することによって、前向きに授業と取り組めるということで、改善されていくのではないかなと思っております。教員にとってみれば、山下校長を代表するように、仕事が趣味という人もいますので、どんどん前向きにできるかなと思っております。そんなところで地域の力をぜひとも借りたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。それで、地域の力を借りたいということで、コミュニティ・スクールの充実が必要とされるのですけれども、これについては、また後で再度お聞きします。

もう1点気になるのが、働き方改革の進め方の中で、2点目の変形労働時間制の活用についてですけれども、小中高ともに対象者全員に活用を図っておりますが、一部の教員が活用できない現状があると、そういう答弁をいただきました。

活用できない現状とは一体どういうことなのか。その詳細と、今後これを活用できる方策はあるのか。委員会としてお聞きしたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

変形労働制、2種類ございます。わかりやすいのは、例えば運動会でございます。大樹小学校の教職員の勤務時間は、平常であれば8時15分から16時45分まででございます。ただ、運動会の場合は、早く準備を進めないといけませんので、これを2時間早めて6時15分から14時45分までという勤務時間を割り振りすると、これは全員がそのとおり取得できます。

ただ、難しいのは、修学旅行の引率等でございます。6時に出発するためには、教員には5時半から勤務を割り振って、ほとんどは徹夜状態なのですが、一応書面上は10時には消灯ということございまして22時、それで2日分の勤務時間が要するわけです。その部分どうやって回復するかということです。次の日、子どもたちは休みなので、子どもがいないときは休みやすいのですよね。それで1日分はすぐ回復できるのですが、そのほかの部分、計画段階で、修学旅行の日を含めて4週以内にそれを回復しなさいという定めがございます。計画のときは、いついつの何時から何時まで休みをとりますよと言うのですけれども、実際問題、子どもが来ていると休めないのです。

小学校の場合は、休むためにはこういうことをやってくださいという準備をしないといけないのですよ。大抵その場合は、テストを用意していくのですけれども、戻ってきたら、そのテストの丸つけだとか全部しないとだめなのですよね。そういう部分も、チーム学校として、担任でなくてもほかの者がカバーできるような対策が必要だなど思っていますし、その4週という決めに今道教委も文科のほうもかなり見直して、実際に使えるように、4週過ぎても使える、例えば5月に修学旅行に行っても、夏休み中だったら子どもが来ていないので、そこに回してもいいでしょうと、そういうような方向で完全実施に向けていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

先生は、子どもがいると、子どもを見るといった場合、いつまでたっても先生なのですよね。勤務が終わっても24時間365日、子どもと会ったら、児童と会ったら、いつまでたっても先生は先生なので、そういった場合は大変だなと思うのです。

それで、先ほどの教育長の答弁の中で、学校力向上に関してですけれども、これがあるといろいろな事務事業、研修授業があって大変だと、だから労働時間が増えるのだという説明をいただきました。この学力向上、実践授業は、もう6年経過しているのです。長期化すると教員の配置数が通常より多い段階なのですよ。そうしますと、今の若手職員、保護者も、現状から見てもそれが当たり前、今の定数が当たり前と思いがちなのですよね。そうすると、教員の配置のバランスを考えると、やっぱり研究指定校になると、中にはその学校を外して、特に中堅クラスの先生方はそこを外して異動を狙うということもあるので、なかなか40代後半から50代前半の先生が来ないのが今の大樹の実態だと思うのです。

そういうことを考えると、いま一度、本来の姿の学校経営スタイル31人配置に戻して、そして大樹町のアクション・プランの改革と、それと地域を巻き込んだコミュニティ・スクールを取り組むことが私は望ましい姿で、本来の姿に戻すべきではないかと思うのですけれども、その辺、委員会の考えはどうでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

実際に、今、7年目を迎えて、成果が上がらなくて、指定校を外された学校もございます。そうすると、今まで当たっていた教員が外されるわけですので、すごく困った事態になってしまいます。やっぱり人的資源というのがすごく大切なものですから、何とか外されないように成果を上げようと頑張っているところでございます。

やはり、今求められている社会に開かれた教育課程ということで、どんどん地域の方に入ってきてもらうということはすごくいいことだと思っています。昔は、学級王国と言われてクローズされた特別な社会でございました。私が一番最初にお世話になった昭和60年代は、西田議員もおられましたけれども、公開研究会で一生懸命な学校、またスポーツ少年団もすごく一生懸命で、強くて文武両道の学校だったのですが、第20回を境に職員団体の強力な方々が多くて、公開研を中止してしまったのですが、その後は皆さんご存じのように、残念な結果でございました。

私、平成24年に、この道教委の使命を受けて再度大樹町とご縁をいただいたのですが、公開研を復活するのに、何と15年かかりました。本当に見違えるように、すごく外の空気を入れて良くなったねという評判もいただいたところでございます。ということで、一生懸命やって成果が出れば疲れは取れるのです。やらされっ放しというか、何々しなければいけない場、そんなことでは疲労感、徒労感しか味わえないものですから、その部分、山下校長は十分わかっている人材でございますので、ぜひともこれを続けて、良い状況を提供してい

きたいと考えております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

よく内容はわかりました。たしか15年前は、児童数も多いので、先生の数もすごいボリュームあったのですよね。そういったことで公開研授業ができたのですけれども、今は努力されて、何とか先生方は頑張っているのですけれども、でも、総合授業というのは、十勝では帯広市内にもう1校あって、道内にもあるのですけれども、数は増えていっているのですよね。そうすると、道の教育委員会の予算も大体キャパは決まっていますので、どこかで、古いところからふるいにかかると。それを覚悟の上で、やっぱり今から定数に満たす運営ができるようなことでコミュニティ・スクールがこれから復活するのですけれども、それでコミュニティ・スクールについてお聞きいたします。

コミュニティ・スクールというのは、学校と保護者が地域の皆さんとともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させること、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組み、そういったことが狙いだと思います。

その中で、学校運営協議会、地域学校協働本部、組織が二つされているのですけれども、よくわからないのですけれども、それぞれの組織の詳細というのはどういう組織なのか。その二つの組織がパンフレットの中では、両輪となって、どう子どもたちを支えていくのかということをやっているのですけれども、その辺についてまずお伺いしたいのと。

また、学校運営協議会の委員は、どういった構成メンバーを考えているのか。補正予算で報酬は認めたのですけれども、どういうメンバーなのか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

○議 長

和田学校教育課長。

○和田学校教育課長

学校運営協議会の詳細についてですが、各学校の運営に関する基本的な方針の承認、学校運営に関する評価、住民参画の促進等のための情報提供などを行います。地域学校協働本部の詳細についてですが、活動推進員の配置及び要請、ボランティアの要請及び活動の充実、事業の企画及び評価などを行います。

二つの組織が両輪となってということで、どう子どもたちを支えていくかについてですが、家庭、学校、地域社会が手をつないで、厳しさと優しさのバランスを保ちながら、地域の大人が力を合わせて、未来を担う子どもたちが心豊かに自立し責任ある大人になるよう支えていきたいと考えております。

学校運営協議会の委員の構成についてですが、小中高校長、小中教頭、小中教務主任、小中学校保護者代表、法人の認定こども園園長、尾田認定こども園おやじの会代表、民生委員、

学校評議委員経験者、健全育成推進町民の会、ボランティア連絡協議会事務局、地域学校協働本部と一般公募の25名程度を考えております。

以上でございます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

大体組織の内容はわかりました。今の既存の組織からちょっと拡大解釈すると、学校運営協議会というのは、今、設置されている学校評議委員会の拡大解釈かなと思っております。地域学校運営本部というのは、あくまでも地域の方が学校へ行って知識と技能と経験を生かして事業に活かすという、そういう調整役をやるのが本部なのかなと、それで子どもたちを育てるといふのだと思います。

それで、コミュニティ・スクールの問題点、課題点の中で、学校全体の取り組みの上で教職員自身の理解と啓発を進め、地域住民と連携を図っていくことなどがあるという答弁をいただいたのですが、当然のことながら、学校の授業というのは、先生方は平日勤務時間中にやっています、そこへ地域の人が入るといふことは、地域から行くボランティアで入る人は休みをとって、企業の温かい了解をもらわないと授業が進んでいかないのでよね。

そういった中、教職員自身も、理解、啓発を進める中で一般教員、それともう一つ気になるのは、教育委員が教育長以外4名の方がおられるのですが、学校運営協議会に意見を申すとは言いませんけれども、どういった協議がされているのか。やっぱり参画の傍聴を私はすべきではないかと思っていますけれども、その辺について考えはどうでしょうか。

○議長

和田学校教育課長。

○和田学校教育課長

一般教員、4名の教育委員の参画傍聴をすべきではないかについてですが、教育委員会としましては、多くの方に参画傍聴していただきたいと考えております。

10月に制定しました大樹町学校運営協議会の規則の中で、会議の公開をうたっております。教員、教育委員の方には、ぜひ参画傍聴していただけるように啓発していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、その辺も力強く傍聴していただいて、学校運営協議会でどういった意見があつて、学校長に学校経営の方針に対してどういう意見を出しているのかというのは、やっぱり一般の先生方、教育委員もちゃんと理解して傍聴していただきたいのと、もう一つ気になるのは、

先ほど申しませんでしたけれども、当時者、要するに保護者ですね、PTA、PTA連合会とあるのですけれども、そういった方がもっと意識改革をもって取り組まないと、地域が何ぼ頑張っても当事者意識が希薄だとこの事業というのはうまくいかないと思うのですよ。そういったことも、今後それを含めて、何とかお願いしたいと思います。

それで、教育委員会はこれで最後になるのですけれども、地域学校支援本部の関係ですけれども、コミュニティ・スクールは、北海道教育委員会が中心になって今後進めていくのですけれども、地域の人材の知識や経験、持っている技能を学校の授業、環境整備を活かす目的で協働参加ですけれども、学校現場は先ほど言いましたけれども、学校現場は勤務時間内に取り組んでいるのですよね。しかし、地域の人材は、職場の理解がないと活躍できない実態です。参加しやすい現場の環境づくりが重要だと思います。そういうことを第一に取り組んでいかないと、コミュニティ・スクールというのは、地域を巻き込んだ形ができないと思うのです。

それで、文部科学省も取り組む計画ですから、まず自治体、もしそういう該当する職員が自治体職員の中からはいましたら、俗に言う義務免というか、職務専念義務免除等の取り扱いをして、きちんと職場で温かく送り出して、指導してこいよと、そういった現場の職場の理解も私は必要だと思うのですけれども、その辺、委員会の考えはどうでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

家庭教育サポート企業制度協定締結という部分、道教委が進めてございます。本町の場合も、田尾社会教育主事が一生懸命企業回りをして、ご賛同を得ています。1月16日にめでたく調印式ができるのですが、何と協力してくださる町内の企業が27社もございます。そんな中で、お父さん方もぜひ学校教育に関心を持って学校に足を運んでくださいという願いをしていきたいと思っております。

また、齊藤議員がご指摘のように、自治体職員の部分ですが、職務専念義務免除、いわゆる義務免の扱いについて、すごく大事なことかなと。せっかくいい才能、実績を持っている職員もたくさんございますので、そういう方にぜひ本物に触れさせていただく機会を持つということで、参加しやすい職場環境をつくっていききたいなと思っております。ということで、町長部局とも協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これが最後です。

今、教育長のほうから、人事に関しては町長部局なので、町長部局と協議したいということなので、最後に職員人事に関しては、総務課、町長部局なので、最後に町長にお考えをお

聞きしたいのですけれども、今、大樹町は大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関わる条例等規則で制約されて拘束されているのですけれども、今までは、いろいろ学校側から要望があると、その職員は、自治体に限って言いますと、年休をとったりで、何とか自分の仕事をやりくりしながら参加しています。特に文化系だとか体育系は、やっぱり卒業して新社会人となった若手人材の知識、技能、経験が一番物言うのですよね。私自身も教育委員会役員をやっていますけれども、実際にアスリートで頑張っている、音楽だとかスポーツには、やっぱりそういう経験者にはかなわないのですよ。そういった人材発掘のためにも、やっぱり協働の参画にするためには、第一歩の候補だと思うのです。

コミュニティ・スクールに取り組む中でも、こういった人材要請があれば、これは国も進めていますから、まず自治体からそういうような参加しやすい環境づくりをしながら、職務専念義務等の取り組みを行い、それから各団体の企業、民間企業に理解を求めていくことが必要と私は考えているのですけれども、この辺の町長のコミュニティ・スクールの職員の派遣について、最後にお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

コミュニティ・スクールについては、1月17日から協議会を設置して正式にスタートするということでもあります。コミュニティ・スクールの本来の趣旨からいっても、地域との関わりを学校と持っていくということが大きな役割かなというふうに思っておりますので、そういうスキルを持ったといいますか、人材を活用していくというのもコミュニティ・スクールの大きな方向かなというふうには思っております。

ただいまご質問の中でもありましたが、まずは自治体からそういうスキルを持った職員を出やすいような形での体制づくりということでもあります。一例として、職務専念義務免除等々の対応ということでもあります。本来的には、職員もそれぞれの課に配置をして、その職務をこなすということが第一の役割でありますので、本来持っている事務に支障があるということではやはりなかなか出ていきづらかなという思いでおります。また、土日等に行われます、例えば体育関係の大会等については、職員が例えば協会に所属するとか、いろいろな関わりを持って協力を今現在も進めているというふうには思っているところでもあります。

私どものところでは、勤務時間の変動という形では実施をしておりますが、例えば少年団の指導等で、夕刻の時間の勤務時間をずらした中で指導に入っているというようなことも聞いているところでもありますので、そういう関わりが持てるかどうか、または義務免除をした上で関わっていけるかどうかについては、どういうものが想定されるのかというのがちょっと今現在、私のイメージの中では持ち得ないということもありますので、今後、学校現場、または教育委員会とCSの取り組み等も含めて、いろいろ検討模索していく中で職員の関わりが必要だという場面が出てくるようであれば、制度については検討していきたいな

というふうに思っております。

今現在、なかなかちょっとイメージが持てないということでもありますので、すぐすぐ義務免除を適用するということには至りませんが、今後、CSが大樹町に根づいていく中で、大樹町独自のCSに対する地域の関わり方、支援の仕方については、検討していきたいと思えます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、大樹のCSですけれども、大樹町のCSというのは、今始まったものでなくて、結構早い段階から取り組んでいると思うのですよね。それでもやっぱり職員は年休をとったり、今、町長が言ったように、夕方始まるのであれば、朝出勤を1時間早くして、夕方早く帰るといふ、そういう変則的なそういう職場もありました。

それで、最後ですけれども、アクション・プランの計画を進めていく中で、地域を巻き込んでコミュニティ・スクールをやるのですけれども、ただ、働き方改革において、そこが余り色が濃過ぎて、あんまり職務職務となってしまうと、教職員の中でひょっとしたら、これは時間外です、これは勤務外ですと、そんな先生が1人でもいると、コミュニティ・スクールと地域の参画事業というのはうまくいかないと思うのですよね。

また、もう一つ教育委員会にお願いしたいのは、地域が学校に入るのですから、学校の先生方も地域に町内会に参加するという、そういう義務も発生してきますので、そういうことも教育委員会として学校を通してきちんとやって、その辺のかじ取りとかバランスが結構難しいのですけれども、その辺をしっかりと教育長含め委員会にお願いしたいと思えます。

町長には、コミュニティ・スクールの取り組みですけれども、文部科学省の取り組みの一つでありますので、道教委の計画実施に向けて、まず自治体からお手本として、もうコミュニティ・スクールの授業には、若い世代が授業にもう入っていつていますので、その辺、昨年の実態をもう一回調査しながら、それが今、義務免で一番手っ取り早いのは、消防だとか自治会の告別式は一応義務免になっていますよね。子どもたちに関わることなので、その辺は今後も検討していただきたいと思えます。

そういうことをお願いいたしまして、そして町長自身からも、そういう職員がいたら、協働参加の要請があった場合、町長からも、しっかりなど、そういった一言の力量も期待いたしまして、一般質問を終わります。

○議 長

休憩します。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、9番志民和義君。

○志民和義議員

さきに通告してありました2点について、町長に質問いたします。

1点目は、国民健康保険税の負担軽減について、お伺いをいたします。

国民健康保険税の負担軽減については、住民にとって切実な課題となっているとお聞きしております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

一つ、全国知事会、全国市長会、全国町村会が国民健康保険の負担軽減で国に要望を提出していると聞いておりますが、その内容についてどのようなものか、お伺いをいたします。

二つ目、町としても負担軽減に一般会計からの繰り入れを行っているところですが、引き続き行うよう求めます。また、そのほかに負担軽減をするための対策はどうしているか、お伺いをいたします。

三つ目に、国民健康保険税の均等割、平等割の廃止を国に求めているかどうか、お伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、志民議員ご質問の、国民健康保険税の負担軽減について、お答えをいたします。

1点目の全国知事会、全国市長会、全国町村会が国保負担軽減で国に出している要望内容についてであります。①高齢者、低所得者の割合が高い国民健康保険の構造的問題を解消するための普通調整交付金の確保。②子ども医療費助成など、地方単独事業を実施している市町村に対する国庫負担減額調整措置の全面的廃止と国の制度としての無料化の実施。③低所得者層に対する負担軽減策の拡充として、特定世帯、特定継続世帯に係る保険料軽減のための財政措置。④子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割額の軽減措置制度を国の財政負担により創設すること等が要望されております。

2点目の一般会計からの繰り入れの継続と、そのほかの負担軽減対策については、1点目で答弁を申し上げたとおり、国民健康保険は、高齢者や低所得者の割合が高い構造的なことから、近年は保険税限度額の改正などもあり、被保険者の負担も大きく、大変厳しい状況となっているものと思いますので、今後も負担保険税軽減のための繰り入れは必要になるものと考えています。

その他の負担軽減対策については、直接的ではありませんが、保健事業実施計画、データヘルス計画に基づき、特定健診の実施及び受診率の向上に努めていることと、重症化予防の取り組みを行っていくことなどにより、長期的ではありますが、医療費の抑制となり、国保

全体の負担軽減対策につながると考えています。

3点目の国保税の均等割、平等割の廃止を国に求めるについては、1点目で答弁申し上げたとおり、町村会を通じ、子育て世帯の負担軽減を図るために子どもに係る均等割額の軽減措置制度を国の財政負担により創設することを要望しているところであり、当面はその動向について、成り行き等も含めて見守っていきたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

国保税の負担軽減については、何度も町長に申し上げております。また、以前からも前の町長にも答弁を求めておりましたが、この調整交付金の問題も、前町長も同じようなことを言っておりまして、くれるものはまずくれなければ困るということをおっしゃってね。このことをぜひ、きちんと、くれるものはくれると、初めから欲しいということですね。

あと、国民健康保険の負担では、本当に所得の1割ではなくて収入の1割ということになると、もうかなりの負担で、滞納額が多いのも国保税ということですよ。最近のニュースでは、また来年度も3万円負担、限度額を上げるとかという話も伝わってきておりますが、こうなると、さらにまた大変なことだということと、やっぱり産業構造の変化ですよ。国保税の対象となる自営業者の減少というのは、これはもう大きなものがありますよ。最近では町内でも、例えば個人商店がなくなって、かなり量販店とか入ってきているから、買い物する側としてはそれほどなのですけども、こういう国保税の観点から見ると、大変大きな問題になってきているなというふうに考えております。

それから、他の社会保険制度にない、協会健保だとかにない、子どもがいてもその分が上がっていくという、いわゆる子どももいる均等割とか、そういうのはぜひ廃止して、そうしていかないと、国保税の負担がどうしても差ができてしまうと余りにも負担が多くなる。しかも子育て世代に、特に子どものうちは病気にかかるとか、そういうことが出ますので、この負担を減らすように、引き続き求めていっていただきたいというふうに思います。

また、町長は間接的とおっしゃいましたけれども、私は間接的とは思っていないのです。直接的にも町の行っているいろいろな保健指導業務、これはもう何より直接負担軽減につながっていくというふうに私は考えております。しかも、そのほかに生活の質の向上、やっぱり重症化しないで、病院に通っただけで普通の生活が送れるのなら、これは仕事しながら生活できるわけですから、これは負担軽減になることはもう間違いないというふうに考えておりますので、引き続きその点について答弁を求めます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私ども町村会も、全国の町村会も、全国の知事会、市長会とともに、国のほうに要望を差し上げているところであります。その内容については、先ほど申し上げた4点、そのもので

ありますので、いずれも重要な課題だというふうに思っておりますので、引き続き私どもが所属します組織を通じて、国のほうにしっかりと要望をしていくということが肝要かなと思っております。

ただ、国保会計、議員もご指摘のとおり、やはり加入者が高齢者、または低所得者の割合が高まっている、または加入者が減ってきているということが大きな要因だというふうに思っておりますので、そういう構造にあるということで、今後、国保の制度をどうしていくかということも、私どももしっかりと考えた上で、必要なことについては国のほうに要望していかなければならないかなというふうには考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

国保税で、一つの改革として都道府県化ということが今回実施されておりますけれども、それで国保税が軽くなるだと、こういう話はあったのですが、どうもそうならないということで、やはりこれは抜本的な対策を今回提言していますけれども、国も提言しているのですよね。そういうことで、町長から答弁があったようなことを引き続き求めていっていただきたいというふうに考えております。

あわせて、大樹町も負担軽減のために、いろいろな対策を行っていますよね。特定健診の受診率向上とか、病気にならない、あるいはなっても軽く済むような対策というのを今やっております。また、介護を含めてそういうことをやっておりますけれども、引き続きお願いしたいというところです。

次にいってよろしいでしょうか。

○議 長

はい。次の質問に移ってください。

○志民和義議員

保育の無償化の問題でございまして、2019年10月実施予定の3歳以上の幼児教育・保育の無償化で、内閣はこのたび、子ども・子育て会議に給食費を無償化の対象から外す案を示したと伝えられています。

そこで、次の点について町長にお伺いします。

一つは、幼児教育・保育の現在の給食費はどのように定められているか。

そして二つ目、子ども・子育て会議のメンバーからも有償化に反対の声が挙がっていると伝えられています。給食費も含めて、幼児教育・保育の完全無償化を行うよう国に求めているかどうか、お伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

志民議員ご質問の、保育の無償化についてお答えをいたします。

ご質問1点目の幼児教育・保育の現在の給食費はどのように定められているかについてありますが、現在、国が示している給食費の算定方法は、幼稚園部門の1号認定、3歳から5歳児の保育所部門の2号認定、3歳未満の保育所部門の3号認定のそれぞれの子どもで算定方法が異なっております。

1号認定の幼稚園部門は、低所得者世帯などへの負担軽減はあるものの原則実費負担。保育部門3歳から5歳児の2号認定は、主食は実費負担で、副食は保育料に含まれております。保育部門の3歳児未満、3号認定は、全て保育料に含まれております。一方、大樹町では、保育所から認定こども園への移行であったこともあり、1号認定の給食費については、2号認定と同様の主食のみ実費負担としているところであります。

ご質問の2点目の給食費も含めて、幼児教育・保育の完全無償化を行うよう国に求めているかどうかについてであります。国の子ども・子育て支援会議の動向などにも注視をしながら、給食費の負担については、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長

志民和義君。

○志民和義議員

国の子ども・子育て支援会議の動向も注視して負担についても検討を進めてまいりたいということなのですが、ぜひ無償化の方向を検討してもらいたいのと、ぜひ、安倍総理自身が完全無償化と言ったわけですから、公約違反ということになりますし、そう言われているのですよ。

特に少子化ということがこれだけ社会問題になるというふうには、私どもの子どもの頃なんて考えもつかなかったことなのです。ですから、相当な支援をしていかないと、実際、子ども・子育ての環境というのは悪くなっていくように思うのです。働いている人自身が非正規雇用とか、そういう時代ですから、どこかで応援していかねばならないということですから、完全無償化を行うよう強力求めていただきたいのと、町としても、できることがあったら負担をできないかどうか、その点について1点だけお伺いします。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

子ども・子育てというのは、あらゆる場面を通じて、私ども、そして国にとっても重要な施策だというふうには認識をしておりますし、議員も同じ思いをお持ちかなというふうに思います。

ただ、それに関して、保育の無償化、給食費の無償化というところをどうつなげていくかというところは、やっぱり検討が必要だというふうに思っております。どういう方策で子ども・子育てを支援していくかというところ、それを考えていかなければなりませんし、単純に無償化と言っている、地方の負担が伴う無償化ということも当然想定されるわけでありますので、限られた財源を有効に使いながら、子ども・子育ての支援をしていくということ

は検討していかなければならないというふうに思っておりますので、そういう財源措置の課題等も含めて、今後の国の動向などにも注意をしながら、大樹町としてどういうことがやれるかというところについては、検討をしていかなければならないというふうには思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

給食費が子育て支援になるかどうかということなのですが、これ子ども・子育て支援会議でも給食も一体的なものだというふうに言っているわけですね。ですから、大変重要な私は位置付けにあるというふうに考えておりますので、引き続き要望をお願いしたいというふうに思っております。

以上で、質問を終わります。

○議 長

続いて、6番菅敏範君。

○菅敏範議員

さきに通告してありました2点について、町長の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

最初に、カラマツ人工林の長伐期施業の実施をということであります。

近年、林産物の高度な利用に向けた研究開発が進みまして、カラマツでいいますと、カラマツ特有のねじれ、割れる、ヤニが出るという長年の課題だった欠点が解消されたことから、建築材としての利用が拡大されてきています。また、中大径材の強度を活かした高強度の建築用積層材料や直交集成材研究開発成果で、道産カラマツ材による中高層建築の可能性が高まっています。

このような状況の中で、一部民有林では、カラマツ人工林の大径材生産を目指して主伐の伐期延長が取り組まれているので、大樹町としても町有カラマツ人工林の全体でないにしても、一部を長伐期施業にすることで有効活用と収入増を目指すべきではないかというふうに考えますので、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

菅議員ご質問の、カラマツ人工林の長伐期施業の実施についてお答えをいたします。

カラマツは、町内の民有林で広く植栽をされておりますが、樹種の性質上、割れや狂いが出やすく、以前は電柱、足場、坑木といった丸太利用や小中径木を製材加工した梱包材やパレットなどの輸送用資材が主な用途でありましたが、カラマツ資源が成熟を増す中、昨今の林産試験場の研究などによる乾燥技術の進歩により、欠点の少ない製材品や加工品が流通するとともに、狂わない集成材の利用が一般化するようになってまいりました。

ご承知のとおり、2020年の東京オリンピック・パラリンピックのメイン会場となります新国立競技場のスタジアム屋根の構造部には、カラマツ集成材が活用されるなど、カラマツ材への評価が見直されております。

このような中、町有林では、水源の涵養、土砂災害や地球温暖化の防止などの公益的機能を持続的に発揮できる森林づくりを目指しております。

また、人工林の木材生産機能を高め、町民の貴重な財産である森林資源の利活用を推進することを目標に、長伐期を含めた伐採時期の多様化を図ることも必要と考えておりますが、計画的、効率的な循環、利用考慮しつつ、市場での取引状況なども見きわめながら、今後の課題として研究していきたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ただいま、町長から、近年のカラマツ利用の現状と、町民の貴重な財産である森林資源の利活用の推進と、長伐期を含めた伐採時期の多様化の必要性を考えているが、計画的、効率的な循環利用を考慮しつつ、市場での取引状況を見きわめながら今後の課題として研究していきたいとの考え方を聞きました。

そこで、町有林のカラマツ人工林の現状について何点かお聞きをして、その対応についての考え方を聞いていきたいと思っております。

最初に、町有林のカラマツ人工林の現在の面積はどの程度か、把握していただけますら教えてください。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

町有林のカラマツの面積でございます。大樹町有林、もちろん大樹町と、あと豊頃町の湧洞に大樹町有林があります。その中のカラマツでございますけれども、全体、大樹町有林約3,900ヘクタールございまして、そのうち1,100ヘクタールがカラマツになってございます。約3割がカラマツを占めているのが現状というふうになってございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

その1,100ヘクタールのカラマツ人工林の中で、現在、林齢が樹齢30年を超えているものは何%ぐらいでしょうか。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

30年を超えている林齢でございますけれども、約7割を超えている現状でございます。以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

それで、実績として、わかれば5年間程度、主伐として販売をしてきたカラマツの林齢を何年程度で主伐を実行したか。その中で、大体調査結果もあると思いますので、一緒に植えても径級のばらつきがありますから、大体平均的なものか、最大径級的にどの程度の径級のものが多いのかをお聞きしたいと思います。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

町有林につきましては、町有林の施業体系という形で定めて施業を実施してございます。カラマツにつきましては、北海道が定めます地域森林計画の標準伐期齢というのが、カラマツであれば30年でございますけれども、大樹町有林につきましては、55年を主伐の目安という形で設定をして主伐を行っております。

近年、若干トドマツの伐期が来ておりますので、カラマツの主伐というのが、来年伐採するところで、今年調査をしたところがカラマツ林分でございますけれども、まだ集計をしてございません。確か、平成29年度のデータでございますけれども、そのときのカラマツの伐採径級でございますけれども、胸高直径で28センチから、一番太いものでは46センチということで、大体この林分によりますと36センチから40センチ程度が多かったデータというふうになってございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

大体、現状についてお聞きをしました。ただ、このカラマツが年々何%かずつ成長していることと、町長の回答にもあったように、戦後、大量に植えられたカラマツにつきましては、実際は植林者も、カラマツが現在みたいに建築材として利用されることは全く想定をしていなかったと思いますし、当時は多分、一番主たる目的が、うちも田舎にいましたから聞いていましたけれども、結婚した後に30歳40歳のときに、例えばカラマツを植えたら生きていうちに金になるよと。それは何でなるかといったら、炭鉋の坑木に大体30年から35年の間に使えるから、自分が植えて自分で収入を得られるという、そういう触れ込みというか、そういう指導があつて、みんなが大量に取り組んだというのが経過でなかったかというふうに思います。

しかしながら、それが炭鉱の閉山などによって、用途の多くが坑木がだめになって、足場とか梱包材などになり、それから一部は建築材に利用しようとして取り組んだのですが、欠点が出てだめだったと。そのことでもって、長く放置されていて、多分2004年、2005年までは、ほとんどカラマツ1本の値段が野菜高騰のときに大根1本だというふうに、そういう不評を買った時代があったと思います。

ところが、その後、日の目を見たのが、2008年に北京オリンピックが開催されたのですが、その前段で北京オリンピックの宿舎や競技場施設の構造材にカラマツを使うということで、一気にカラマツ材の需要が高まったというふうに承知をしているのですが、この辺でも、1年前までパルプで売ったカラマツが、1本300円か500円だったものが、中国に輸出するようになって数千円に跳ね上がったというような時代背景があったと思います。

しかしながら、まだまだ建築材としての利用ができない中で、それ以降、どうやってカラマツ材が強度あるカラマツ材を建築の製材原料に使用していくかという研究が急速に進みまして、現状でいうと、今は非常に道産カラマツがトドマツを超えて貴重な建築材料として日の目を見ているのが実態であります。

何点かありますが、最初は集成材として利用されてきたのですが、今はコアドライという乾燥を10%まで抑えた、芯を使った柱、集成で合わせるのではなくて、1本まんまの柱でもって使える建築材としての活用が研究所でほぼ確立したというふうになっている。そのために、民間でも、先ほど言いましたように、伐採時期を延長して、そういう利用に合ったものを生産しようとする動きがあって、より一層価値を付けた販売を目指している状況にありますので、町としても今ある貴重なカラマツ人工林を付加価値が得られる施業、今聞きましたように、約50年から55年ぐらいで伐採していますが、多分、研究の成果としては65年、75年に大丈夫という太鼓判が押されているやに聞いていますので、そこに向かっていくべきでないかと思いますが、研究のほうは専門家に任せて、町としては施業のあり方を、町長、できれば徐々に延長していくかというか、一気にではなくて、今の径級のものを5年なり10年置くことによって、製材できるボリュームも増えますし、価格も増えてくるのは間違いないと思いますので、その辺を早期に取り組む考えについて、再度伺いたいと思います。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時30分

○議 長

続けます。

酒森町長。

○酒森町長

大樹町が所有しております町有林、カラマツについては、経済林としての位置付けだというふうに思います。その植えた木をいかに町の経済にとって有効に利用していくかというところが私どもの考えるべきことかなというふうに思っているところでもあります。

先ほど、担当の説明の中にもありましたが、施業体系に基づいて30年標準の伐期を50年程度の伐期で主伐を行っているという説明もさせていただいたところです。やはり経済林という目的からすると、市場の動向というのをしっかりとリサーチして、木を切っていくということが肝要かなというふうに考えているところでもあります。

先ほどの答弁の中でも、また、議員も同じ思いをお持ちだと思いますが、川下での利用の方法がいろいろ変わってきたということがカラマツの価値を高めているという状況にあるかなというふうに思っておりますので、今後そういう動向を踏まえながらどういう、例えばCLTとか、集成材コアドライで使うときの機能、樹齢がどのぐらいが一番いいのかというところをきっちり考えて、その時期に合わせて伐採を行っていくということも重要な考え方だというふうに思っておりますので、まずは動向と、そういう新たなカラマツの持つ役割、それに見合った樹齢等を調査しながら施業計画、または主伐の時期等についても検討していかなければならないというふうには思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私も考え方的には同じなのですよ。ただ、先ほど言いましたように、カラマツ林のカラマツの素材が建築材として利用されてまだ間もない、まだ十数年ですね。急速に利用の幅が広がっています。ご存じのように、最後に町の植樹祭で町民の森をつくった場所は知っていますよね。大全のパンケの橋の手前のところで、あそこの柏の木とか、ハンノキをたくさん植えたのですが、あの前身がカラマツだったのです。

あれは昭和30年の前半に大全部落の人と国有林が契約をした部落部分林で、35年ぐらいで主伐をすることに約束させて育てたカラマツだったのですが、当時、先ほど言いましたように、二束三文で、こんなでは売ってもだめだということで10年ぐらい延ばしたら、ちょうど北京オリンピックの近辺に引っかかって、地域の人たちは諦めていたのですけれども、多分1人数十万円ずつの分配金があって、正月越せるとか臨時ボーナスだという笑い話があったのです。もう1年ぐらい前に処分をしたら、ほとんどだめだったのですけれども、その後に、こんなに上がるのだったら、もう少し置いたほうがよかったかという笑い話があって、これは強度が落ちなければ、2年でも5年でも10年でも管理、経営をして育てることが非常に付加価値がつくというような現状にありますので、ぜひ、そこはできれば、町長、早い機会に本当は研究よりも施業体系を変えて、55年を60年、65年に持っていける要素があつたら、そういうふうに、ぜひいくというふうに、検討していくというとなんとなくそれが今せつかくある貴重な町民の財

産を、早く処分してしまうのではなくて一番有効なときに処分する方向でいてほしいなと思っています。

財源的に、収入の金額でいうと微々たるものかもしれませんが、汗を流すよりも保育管理をするだけによって価値が上がるわけですから、今、お金の銀行利息が0.何%の時代に、カラマツ林は多分1年間に数%ずつの利息を生むような計算になると思いますので、その辺、最後に伺いますが、早い時期に大径材の生産と森林施業に持っていくような方向で考える、検討しているという、何となく検討していてずっといってしまいそうでないかという、疑うわけではないのですが、心配がありますので、その辺の決意を最後に聞かせてください。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

前段で町有林の面積を説明させていただきましたが、全体で3,900ヘクタールのうちのカラマツだけで限れば1,100ヘクタール、30%ぐらいということです。大樹町の施業計画、全体の3,900ヘクタールをどうやって間伐をしていくか、保育をしていくか、伐採をしていくか、植栽をしていくかというトータルで考えていく必要があるというふうに思います。

先ほどもお話があったとおり、森林を育てるということについては、長い年月が必要だと思えます。植栽をしてから最後の主伐を迎えるまでに相当数の年月が伴う作業もあります。そういう意味では、大きなやはり全体を見据えた大きなローテーションをつくっていくということが私は肝要かなというふうに思っておりますので、そういう部分で滞りなく管理ができる町有林としての価値を高められる、そういう施業計画が望ましいというふうに思います。

一方、先ほどもお話ししたとおり、経済林ということでもありますので、市場の動向等を当然見きわめながら、有利な樹齢で販売していく、高額で販売していくということも必要かなというふうに思っております。

そういう意味では、その二つの取り組みというのは非常に悩ましいところではありますが、今後カラマツ、先ほどお話ししたとおり川下での需要がいろいろ出てきているということも踏まえて、どういう形でカラマツを伐採していくことが一番いいかということについては、1,100ヘクタールある貴重な町有林、財産でもありますので、施業計画等については検討していきたいというふうに思っております。

検討するということが結論を先延ばしにするなんていうことは全く思っておりませんので、検討の中で、必要な部分については見直しなり、伐期を延ばすなり、そういう対応についても原課、または森林組合等からのお知恵をいただきながら検討していきたいというふうに思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

大体理解をしたいと思います。市場は日々、多分上向きだというふうに思っています。情報把握を適切に行いまして、民有林のカラマツ人工林を所有している人たちも、この先どういう動向になるか注目をしているのだと思いますし、役場が率先して長伐期施業をやっていくと、やはりそれをモデルとして地域の森林所有者も自信を持ってそういう対応ができると思いますので、ぜひ、そのことについて前向きに進めていただきたいということを最後に申し上げまして、1点目については終わりたいと思います。

続いて、2点目なのですが、狩猟事故防止に向けた新たな対策ということでありまして、今、本格的な狩猟期を迎えているわけですが、先日、悲惨な事故が発生しました。業務中の森林事務所職員が、誤射防止のために定められた服装で業務に従事していたにも関わらず、ハンターに獲物と間違っ て発砲されて死亡するという事故でありました。

町では、農作物の食害を防止するために、年間を通じてエゾシカの駆除対策を実施しているところではありますが、類似する事故防止に向けて、狩猟者に対する法令遵守の注意喚起だけでなく、屋外作業に従事する職員や各種事業従事者と入林する一般町民などに対して、事故防止に対する新たな対策が必要でないかというふうに考えますので、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

菅議員ご質問の、狩猟事故防止に向けた新たな対策についてお答えをいたします。

まことに遺憾な出来事ではありますが、11月20日に石狩管内恵庭市において、狩猟を行っていた猟友会の会員が鹿と誤認して国有林の職員に発砲し、そして死亡させるという痛ましい事故が発生をしてしまいました。

道内では、平成23年と平成25年にも同様な誤射による死亡事故が発生しており、こうした事故はハンターへの社会的信用を著しく低下させ、有害鳥獣の駆除にも多大な影響を及ぼすものであると考えています。

今後は、狩猟事故の再発防止を図るため、ハンターに対して、矢先の安全確認、獲物の確認など、状況を確認してから発砲するなど事故防止に万全を期すよう、猟友会大樹町支部と連携しながら指導を徹底していきたいと考えています。

また、町内の山林を管理する十勝西部森林管理署や十勝総合振興局森林室、森林組合など関係機関と情報を共有し、狩猟者に作業を実施していることを示す看板の設置や、林業従事者や一般の方に対して、オレンジ系色のベストや反射テープ付き保安帽など、遠くからでも目立つ服を着用するなど、ホームページや広報紙を通じて注意を呼びかけ、事故防止に向けた対策を進めていきたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ただいま、町長の回答答弁にもありましたけれども、このような痛ましい事故が二度と発生してはならないと思いますし、このような事故が私たちのまち大樹町でも発生するものだと、発生する可能性があるものだという認識に立って、類似事故の再発防止に対応すべきだというふうに考えます。

私たちの認識として、一般的ですが、ハンターは、狩猟免許試験は国や道が行う試験ですから、それに合格した人が猟銃を持って狩猟するということでもありますから、当然間違いはないという認識はあると思いますが、この事故の背景には、まだ確定してはいないのかもしれませんが、道内ではやはり野生鳥獣による農業被害が40億円、50億円とも言われているところでもあります。エゾシカを減らすために、道や自治体、猟友会がハンター育成に取り組んでいる最中の事故でありますし、当人はまだ4年程度という経験不足のハンターが招いた発砲事故という報道もありました。

一つは、町長が心配をされている地域の有害駆除に及ぼす影響も懸念されるというふうに思います。なぜなら、今までも猟友会大樹支部との連携をとりながら進めてきていますが、有害鳥獣駆除はハンターが独自に行う狩猟ではなくて、町が事業発注者として取り組む業務でありますから、平成31年度の有害鳥獣駆除事業開始前に該当者に対する、やはりこの事故を受けて、安全指導をきちっと行うべきではないかと思っておりますけれども、今までの対応等含めて、町長の考え方を聞きたいと思っております。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回の11月20日の事故を受けて、北海道猟友会でも各支部を通じて安全対策の研修会等を行っているという記事も新聞に掲載がされておりました。昨今も札幌の支部で行われたという記事が掲載されているのを私も拝見をしたところであります。

一方、今、議員がご指摘のとおり、有害鳥獣駆除の実施に当たっては、猟友会、私どもであれば、北海道猟友会大樹支部のハンターの皆さんにお願いをしているという実態があります。新年度、また4月から自治体の皆様にご委嘱を申し上げて、有害鳥獣駆除を行うことになるというふうに思っております。その段階で、有害駆除をご委嘱する段階で、猟友会とも相談をしながら、安全対策等の研修会については、実施に向けて検討していきたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

実は、やっぱりマンネリ化の傾向もあって、大丈夫だという前提でやっているという事故の発生もありますので、慎重に慎重を期していくことが町民に対する不安を与えない。

そして、今、町長から言われました、ハンターに対する研修等安全教育等をぜひやってほしいということと、それから、一般狩猟期間中も含めて、町外からも不特定多数の人たちが入林するようなことも予測されますから、そういう場合の対応、例えばいろいろなホームページ等もありますけれども、やはりそういう事故が発生しないように、自らのほうも、回答にありましたように、そういう入林者は目立つ服装をするというふうに、そういうものを周知する方法をより具体的にぜひ対応していくべきだと。

特に、事業をする林業従事者や建設事業者に対しては、文書というか、ホームページ、広報紙ではなくて、事業発注時にこのことを項目的に入れて、ぜひこのことは注意して、例えば事業者、会社の職員の安全対策をきちんとしてくださいということをやほりお願いをするというか、要請することも必要でないかと思いますが、その辺いかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

全く私も、同じ思いを今持っておりました。例えば大樹町で限った話をすれば、春先に山菜の愛好者の方々が町内外を問わず多くの方々が森林や道路のきわなどに入るといことでありますので、少なくとも私ども大樹町の町民がこういう事故に遭わないように、町民の方々には広報紙や無線放送を通じてしっかりと周知をしていきたいなというふうに思っております。

また、私どもが山林等を、森林等も含めて、事務事業をお願いする際にも、その中にそういう文言を加えるということも、それも私どもの役割かなというふうに思っておりますので、そういう対応も含めて、大樹町内でこういう痛ましい事故が発生しないような、そういう対策については、今後もしっかりと対応していきたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

町長のそういう今後の対応については、了解をしたいと思えます。

先ほども言いましたように、大樹町においても農業被害は深刻な問題でありまして、やはり有害鳥獣駆除事業を停滞させるわけには、僕はいかないというふうに思えます。そのためには、高齢化、人数減少が続いているハンターの新たな人材育成も必要でありますし、一方でやっぱり、きちっとした安全対策を確立しながら地域の基幹産業であります農業を守るという観点から、有害駆除事業に対応できるハンターの人材育成も取り組むという両輪という立場で、ぜひ対応をお願いしておきたいと思えます。

最後に、町職員も現場作業に従事することが年間通して有害鳥獣駆除期間、狩猟期間

含めてあると思うのです。そういうときに、例えばヘルメットを赤くするとか、ヘルメットに赤い布をかぶせるとか、オレンジまたは赤の薄いヤッケ的なベストとかの着用を必ずするように対応して作業をさせるというような考え方はございませんか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私どもの農林課で林業に関する職員がおりますので、町有林等も含めて森林、山林に入る機会は多々あろうかなというふうに思っております。いまいま、きちんと確認をしたわけではありませんが、今後、来春以降、森林、町有林に入林する機会がある職員については、オレンジベスト等も含めてしっかりと視認できるような、そういう服装で業務に当たらせたいというふうに思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

了解をしました。

くどいようですが、地域の農業の振興もありますし、その観点から有害駆除事業が停滞しないように、そして、地域で不幸な事故が発生しないように、具体的な対応策を示されたので、ぜひ、実現に向けてよろしく願いをしまして、終わりたいと思います。

◎延会の決議

○議 長

お諮りいたします。

本日は、これにて延会とし、明日14日、午前10時から再開したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会とし、明日午前10時より再開いたします。

◎延会の宣告

○議 長

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 1時52分

平成30年第4回大樹町議会定例会会議録（第3号）

平成30年12月14日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 陳情第 4号 日米物品貿易協定交渉に関する町議会意見書採択に関する陳情書
- 第 4 発委第 3号 日米物品貿易協定交渉に関する意見書について
- 第 5 発委第 4号 JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書について
- 第 6 委員会の閉会中の継続審査について

○出席議員（12名）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 船戸健二 | 2番 齊藤徹 | 3番 杉森俊行 |
| 4番 松本敏光 | 5番 西田輝樹 | 6番 菅敏範 |
| 7番 高橋英昭 | 8番 安田清之 | 9番 志民和義 |
| 10番 福岡孝道 | 11番 柚原千秋 | 12番 鈴木千秋 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|----------------------------|-------|
| 町長 | 酒森正人 |
| 副町長 | 布目幹雄 |
| 総務課長 | 松木義行 |
| 総務課参事 | 林英也 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 黒川豊 |
| 住民課長 | 鈴木敏明 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 | |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 井上博樹 |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 瀬尾裕信 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 高橋教一 |
| 会計管理者兼出納課長 | 瀬尾さとみ |
| 町立病院事務長 | 伊勢厳則 |
| 特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 | 明日見由香 |

<教育委員会>

教 育 長

学校教育課長兼学校給食センター所長

社会教育課長兼図書館長

板 谷 裕 康

和 田 司

村 田 修

<農業委員会>

農業委員会会長

農業委員会事務局長

鈴 木 正 喜

水 津 孝 一

<監査委員>

代表監査委員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長

主 査

小 森 力

真 鍋 智 光

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

3番 杉 森 俊 行 君

4番 松 本 敏 光 君

5番 西 田 輝 樹 君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 昨日に引き続き、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、これより発言を許します。
まず初めに、10番福岡孝道君。

○福岡孝道議員

それでは、さきに通告いたしておりましたけれども、教員の働き方改革について、板谷教育長にお伺いしたいと思います。

近年、教員の過労が重大問題となって取り上げられております。そこで、大樹町における関連項目をお聞きしたいと思います。

1点目、大樹町には600以上の条例、規則、要綱、要領などがありますけれども、大樹町教育委員会、学校環境を含む関連条例は幾つぐらいあるのか。

2点目、学校行事で、父母、町民を対象としたPTAや運動会、参観日など、この1年間の行事の数はどれぐらいあるか。

3点目として、教育委員会で行う事業で、先生の参加を必要とする事業数と内容についてお聞きしたいと思います。

4点目として、本年6月に策定した学校における働き方改革、大樹町アクション・プランの目的と狙い。

以上について、お聞きしたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

福岡議員の教員の働き方改革について、お答えいたします。

1点目の教育委員会関連の条例等についてですが、条例8本、規則18本、規程6本、要綱14本、要領3本、基準1本の合計50本となっております。

2点目の父母、町民を対象（PTAや運動会、参観日など）とした1年間の行事数についてですが、儀式的行事は入学式と卒業式、体育的行事は運動会（体育祭）、文化的行事は学習発表会（文化祭）で、参観日は小学校で5回、中学校で3回あり、PTA活動では小学校で六つの専門委員会があり、延べ49回の活動、中学校は三つの部会があり、延べ32回の活動を行っております。

3点目の教育委員会で行う事業で、教職員の参加を必要とする事業数と内容についてですが、社会教育委員の会議、大樹町教育の日講演会、コスモスコンサート、地域教育協議会、学校支援地域本部事業、スポーツ推進事業、スポーツ少年団本部事業、学校保健委員会、心身障害児生徒教育支援委員会、南十勝教育振興会、南十勝にある中札内、更別、大樹、広尾の4町村が持ち回りでやっている関連事業は全部で6つあります。校長研修会、教頭研修会、学童スケート大会、学童水泳大会、PTA役員研修会、それから昔の体育指導員の研修会です。スポーツ推進委員研修会の6つです。そのほかに学校給食運営委員会、図書館運営委員会の計17事業となっております。

4点目の本年6月に策定した学校における働き方改革、大樹町アクション・プランの目的と狙いについてですが、昨日、齊藤議員の質問と重複しておりますので、簡潔に述べさせていただきます。

教育委員会といたしましては、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全ての学校でゼロにすることによって教員の負担軽減につながり、教員が健康で生き生きとやりがいを持って勤務しながら子ども達と向き合う時間を確保することができるように、学校における働き方改革、大樹町アクション・プランを策定いたしました。

以上でございます。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

最初に、少しお断りしておきたいのですが、これからの質問は、教育長の立場として簡単に実行できないものや答えられないものもあるかと思えます。そのときは、教育長が、教育行政はこうあるべきだと思うことや理想を述べていただいても結構です。その訳は後ほどさせていただきます。

まず最初に、1点目の大樹町の条例、規則などが600本あるうち、教育関連の条例、規則は50本あるとお答えいただきました。これらの中に、制定以来時間が経過し、現在にマッ

ちしないなど不要なもの、また、教育長の立場や理想とする中で、これは不要では、これはおかしいという条例、規則などはないか。あれば、お答え願いたいと思います。ただし、ここで1本1本内容については述べなくて結構でございます。本数だけでも教育長がそういうふうに思っているものがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

教育行政の公平性、公正性、安全性、継続性を図るために、法的根拠というものが非常に大事でございます。ということで、いろいろな規程が制定されております。その中で随分いずいなと思うようなことは、私の認識上ございません。ただ、今時代の流れでPDCAサイクル、プラン・ドウ・チェック・アクションということで、点検評価が義務づけられております。この事業は、本当に事務事業としてかなりしんどいなというのは実感として持っております。

私、前任地が帯広市でございましたので、児童数がすごく多くて、また教育予算も1校当たりの配当額が非常に厳しいものがございました。そんな中で、大樹町の優秀選手に対する全道大会の支援等、本当に羨ましいなと思っておりますし、特別活動への補助金、本当にありがたいな。帯広では用紙代も非常に厳しくて、ないときは保護者からお金を集めてと、そんな状況が続いている中で、本当にありがたいなと思っております。

簡単ですが、以上です。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

ありがとうございます。

それでは次に、教育委員会では、これら50本ある条例や規則の内容の検討や見直し、改定などの検討を行っているのか。もしも行っているとすれば、その時期、頻度等教えていただきたいと思っております。

○議 長

和田学校教育課長。

○和田学校教育課長

条例、規則等の内容検討、見直しの時期、頻度についてでございますが、法律の改正などによる見直しも含めますが、年間5本程度の改正を毎年行っております。時期については、その都度内容を検討し、見直しを行っているところでございます。

以上でございます。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

積極的に50本ある条例等を定期的に見るとか、そういうことはしていないということで
すね。

○議 長

和田学校教育課長。

○和田学校教育課長

今やっている事業等、不都合が出てきたり、制度改正で今の条例等にマッチングしないと
きに見直しをかけるのが1点と、あと、毎年ではないですけれども、数年おきに事業の内容
の見直しをかけております。

以上でございます。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

教育委員会は、独立性の高い機関だと私は思っております。各自治体独自の判断で決定、
行動をする力を持っているのではないかと思っております。以前、関西のどこかの教育委員
会が、自分達は全国学力試験に参加しなくてもそれなりのことは行っているということで実
施しなかったと記憶しております。

私は、教育行政は他町村と必ずしも右へ倣えでなくても、もっと独自性を持って進んでも
いいのではないかと思うのですね。条例等の文面を見ましても、ほとんど同じ文面というか、
もっと独自性がある、そして教育行政を進められてもいいのではないかと思うのですけれ
ども、その辺、教育長はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

議員ご指摘の部分は、愛知県みやま市の部分だったと思っておりますけれども、やはり我々が対
象としている児童生徒、町民、それぞれ地域性がございますし、実態が違いますので、それ
に適した教育施策を実施しなければいけないので、他町村に右倣えというのは、私もよくな
いと考えてございます。

教育資源の有効活用ということで、本町でございますが、基幹産業である農業、酪農業の
部分をしっかり教育課程に位置付けるということを実施してございますし、水産業でマツカ
ワの放流、サケの解体等、他町村ではなかなか経験できない授業も実施してございます。宇
宙のまちづくりということで、すごく全国的に脚光を浴びているのですが、ようやく今年、
SORAだけでなく、インターステラの工場見学もできたというふうに、改善は図ってい
るところでございます。

以上です。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

それでは、次に2点目の父母、町民を対象とした1年間の行事数ですけれども、ご答弁の中で、参観日は小学校で5回と答弁されております。1学年で5回ということよろしいのでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

全校一斉に行っているのは4月の全校参観日、それから、9月に行っています公開研に合わせての参観日だけでございます。あとは低中高別にやって、それぞれの学年をトータルして5回ずつということでございます。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

それで、父母、町民を対象とした行事は、小学校で49回、中学校で32回と答えておられましたけれども、49回というと月平均約4回になるのですね。父母、町民等は、これに加えた町内活動や福祉活動を現在いろいろ求められております。このことを含めて、教育長は父母が参加する回数が多いか少ないか、どのように感じているか、お聞きしたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

本当に誰もが忙しい時代になってきております。また、忙しいという字は、立心偏に滅びるということで、心が滅んでしまったらとんでもないことでございます。ただ、育児は育自です。子どもを育てることによって自分自身が育つということで、また、最大の事業は子育てというふうに言われております。ぜひとも、我が子の幸せのためにという観点で協力していただきたいなと思っております。

延べの回数はすごく多く感じますけれども、よく齊藤議員にも指摘されるのですが、随分PTA不活発だよねと、勢いなくなったねと言われております。小規模校のことであれば、全部の事業が全部出てくるわけですがけれども、今分担制が図られていまして、小学校の場合は専門委員会が6つです。49を6で割れば8回程度でございますので、全然多くない。環境委員会なんかは、年1回だけの整備事業でございます。そうやって役割分担をしているということで、PTA活動にそれほど負担をかけているという認識はございません。

昨日、19時から大樹小学校と大樹中学校の家庭教育学級を合同で、旭川の赤十字のドクターをお呼びして「電子メディアが及ぼす影響について」、大変いい学習会がございました。

小学校の教員も中学校の教員も学級通信等で一生懸命参加を呼びかけたけれども、保護者の参加は両校合わせて20名にも足りないという非常に悲しい状況でございます。

以上です。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

それで、3点目の質問でさせていただきました、教育委員会で行う事業で教職員の参加を必要とする事業数、社会教育協議会から始まりまして図書館運営委員まで全部で17の事業があります。そのほかにスポーツ推進委員研修会が6あるということは、全部で22ぐらいになるかと思えます。なおかつ、教育委員会に事務局が置かれている事業で先生が参加しなければいけないのが3本あるようなことをお聞きしましたけれども。

そこで、学校で父母が参加する事業が49本、教育委員会で先生が参加しなければいけないのが17本、事務局の関係で3本、約70本ぐらいになるのですけれども、全てが不要とは言いませんけれども、なくてもよい事業、統合してもよい事業、先生が参加しなくてもよい事業があるのではないかと思うのですね。例えば図書館運営委員会などですけれども、学校にも図書館があって、学校でそろえることができないような本を図書館運営委員会にお願いして購入してもらおうとか、そんなような程度であれば、別に図書館運営委員会に先生が行って、そこに座って数時間、時間をかけて論議することもないのではないかと思うのですね。

このように、どうしても会議を開かなくてはならないのかどうか。条例で定められているから参加しなくてはならない、このようなこともあるかと思うのですね。その辺の教育長の考え方はどのようなことか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長

村田社会教育課長。

○村田社会教育課長

図書館運営委員会について、ご説明させていただきます。

図書館運営委員会の設置委員は、条例で定められております。委員のうち、今、委員は7名おりますが、小学校は校長先生と教員1名、中学校は教員1名、高校1名ということで4名の教職員の方が委員になっていただいております。

図書館運営委員会の主な事業としましては、読書感想文の審査をしていただいております。今年度は239の応募がありまして、その内容につきまして大きく二つのグループに分かれまして、入賞等を決めていただくというようなことをやっていただいております。小中高ということを出していただきますので、例えば小学校の出したものを中学校、あるいは高校の先生に読んでいただくとか、逆の場合もありますけれども、そういった部分で子ども達が本を読んで文章を書くという部分で、子ども達の学力を判断していただくという部分では、先生方にとっても有用なのではないかなというふうに思っております。

ただ一方で、議員おっしゃるように、全ての会に先生方が全員出て一緒にいなければいけないのかどうかという部分もあろうかと思しますので、そういう部分で改善できる部分については、先生方の意見も聞きながら改善を図っていきたいというふうに考えております。

○議長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

先ほど、父母や先生が関わらなくてはいけない事業が69ということで、さらに来年からは地域住民を巻き込んだコミュニティ・スクールですか、これを実施しようと考えられているようですが、先ほど述べましたように、町民には町民の町内活動や福祉活動などの共助活動が非常に今は求められております。特に、毎月配付される町だより、広報たいき等の教育委員会や学校が主催する行事のパンフレットが数枚必ず入ってしまっていて、これに参加、協力を求められております。先生や父母、町民の負担がどんどん大きくなってきているというか、それに増して人口減、そして高齢化の中で、果たしてコミュニティ・スクールに参加できる人がこれから確保できるのかということが非常に危惧される次第です。

そこで、教育長にお伺いしたいのですけれども、少子化で児童生徒が急激に減ってきている、その中で先生は加配などで増えていると。にもかかわらず、時間外が減るところか増えていく。これはどういうことでこういうことが起きるのか、教育長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長

板谷教育長。

○板谷教育長

昔の母さんは、家を出るとき、「人様に迷惑をかけるのでないよ」とか、「先生の話しっかり聞いておいで」ということで家を送り出してくれました。特別支援教室というのはそんなに存在していません。近年、すごい勢いで増加しております。小学校に入学して、机に座ってられない子どもが増えております。話をしっかり聞けない、そんな部分ですごく教員の精神的な疲労度も増しています。

ただ、我々教育に携わる者は、子どもあつての教師でございますし、地域あつての学校だということで、精いっぱい関わって、子どもの成長を楽しみたいなと思っています。先進国で比べると、まだまだ教員の配置数は低いほうでございます。本来であれば文部科学省も財務省に早く35人学級、30人学級にしてということを行っているのですけれども、そうすると定数がうんと増えてしまうものですから、財政が持たないということで、加配で何とか逃げていくという状況でございます。本来であればもっともっと定数をふやすと。

そして、昨日の続きになりますけれども、小学校は全教科を1人の担任がやっているので、これからはやっぱり専科制というものを導入して、例えば小学校でも英語専科というものを設けると、担任はその時間1週間3時間は空き時間が出ます。そういう部分でノート整理等うまく時間を活用できるのですが、なかなかそういう状況にはなっていないという現状でござ

ざいます。

そして、皆さん大変忙しいのですが、マザー・テレサの言葉に「愛の反対は無視だと。一番不幸なのは誰からも相手にされないことである」ということで、元気なお年寄りがたくさんございます。時間もたっぷりございます。学校に来ていただいて、ああ、よかったなという、いい関係をぜひとも築いていって欲しいなと思いますし、やっぱり子どもにとっていろいろな大人と関わる、いろいろな人生経験豊かな方と関わることによって、非常にプラスな面がございますので、ぜひとも趣旨をご理解いただいて、協力して、お互い良い顔をしていきたいな思っています。

以上でございます。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

今、教育長のお話では、入学した1年生、新入生は昔と違って落ち着きがなくて、それを教育するのが大変だと、教育現場の辛さをお話しされましたけれども、そのような中で、本年6月に作成した学校における働き方改革、大樹町アクション・プランでは、勤務時間をできるだけ減らそうと努力されているようでございます。

一方で、その中に一つの方策として、コンピューター、タブレットの導入を挙げていますけれども、これは正直言って、過去の例からしまして、コンピューター等々を導入しても時間の短縮にはならないのではないかと思います。コンピューター、タブレットを入れることは、現代におきましては、これはもう必要不可欠なものですから、これは結構なのですけれども、それで時間短縮になるとは、私は思っておりません。

文科省の中央教育審議会は、時間を短縮するために登校時間を45分遅らせればいいのではないかと。そうすると年間150時間短縮できる、こういうことがさきの新聞に載っておりました。45分、学校の登校時間を遅らせる、これはどういう発想から来ているのかわからないのですけれども、45分遅らせると、今まで町民が通学の安全確保のために登校時間に合わせて交差点で指導していたのが、45分遅らせると会社の出勤に間に合わなくなってしまいます。こんなことを本当にできるのか。

また、小学校低学年から英語教育も加わった中で、簡単に勤務時間短縮というのは可能なのかどうか。その辺、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

私も福岡議員おっしゃるとおり、45分遅らせたからそんなに勤務時間が減るとは、全然思っておりません。また、学校教育、特に幼児教育、こども園なんかは、やはり早く開いてくださらないとお母さん達も仕事に行けないという現状がございますので、何も遅らせる必要はないと、私も思っております。

ただ、先ほど福岡議員が言ってくれたように、学校がしなければいけない仕事は何なのか、教員がやらなければいけない仕事は何なのか、ほかの人ができるものは何なのかという部分を十分議論していかなければいけないと思います。

先進国は、スポーツクラブが充実しているのです、社会教育の分野で。それが、保護者が子どもと選んで、お金を払って習いに行くというのが当たり前の世界になっています。

また、日本はやっぱり学校に連絡するとすごく便利なのですよね。外国で万引きした場合は、必ず保護者に連絡するそうです。保護者の責任だからです。でも、日本の場合は学校に連絡が来ます。そして学校が、言葉は悪いのですけれども、払い下げに行って指導するという部分です。やっぱりそういうあたりが随分違うのではないかなと思います。

昔は、雷おやじがいて、また地域でもおっかないおじさんがいました。今は、なかなか叱ってくれないです。そのかわり、親切に学校に電話をくれるのです。それも匿名で。こっちは困るのですよ。そういう事実確認をどこにいついいのかわからないのか、どういう子どもがそうなのか、そのまま放っておくわけにもいきませんので、そのあたり本当に子ども達のためということで、透明性をもって協働体制を構築していかなければいけないと考えております。

以上です。

○議長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

学校現場で本当に教員が足りないと、今の状況では足りないということが本当によく理解できましたけれども、先ほど言った中央審議会の報道の片隅に、現代の教員給与特別措置法で、教員の加算手当というか、大変だからということで手当が4%だけだと。それを上げて教員をふやさなかったら、教員が集まらないというようなことが書いてありましたけれども、教員の給料を上げたら教員というのは集まるかどうか、その辺、教育長はどのように思っていますか。

○議長

板谷教育長。

○板谷教育長

私は、議員の部分と同じだと思います。報酬を上げたからって集まるかといったら、そうではないと思います。やはり仕事に対する生きがいというのがすごく重要だと思います。子どもというのは、本当にめんこいのですよ。ずるいけれどもめんこいのですよ。そういう成長に関わることができるという、本当に貴重な職業だと感じております。

また、すみません。先ほど答弁漏れでございました。タブレットの部分、福岡議員聞いていただきました。確かに、ICTを導入したからすぐ勤務時間の短縮につながるということはないと思うのです。ただ、タブレットなど、子どもにインパクトを与える教材提示道具だと思います。カラーで、また動画で、ここ見てという部分、我々の時代はなかったものから、模造紙に時間かけてつくって、色を塗って、そういう教材準備の時間を考えると、相

当短縮できるかな。うまく活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

私は、持論というか、持論なのでしょうけれども、先生方の過労というか過重労働というのですか、これを解消するには、やはり現在行っている授業を見直さないといけないと思うのですね。捨てるものは捨てるというふうにしてやらなかったら、どんどんどんどん事業が増える。そうすると先生が足りない。先生が増えたら、また事業が増える。これではたちごっこだと思うのですね。どこかでやはり不要な事業は削らなくてはいけないのではないかと思います。

これは、私の過去の経験なのですけれども、10年前ですか、全国で教育の日を定める、こういう運動というか、一種のブームですよ。あるところがやったものだから、我も我も、うちもやらなくてはならない。そんなこんなで十勝の教育委員会ですか、そこも十勝の教育の日を定めると言ったのです。私は、何か新しいことをやるのであれば、何かを削らなとだめだと、こういうふうに反対したのです。ただ、その反対に賛同してくれた委員は、たった1人でした。結局、十勝の教育の日が定まりました。

後を追うように大樹町も教育の日が定められたのですけれども、大樹町の教育の日は、日を特定するものではなく、理念に基づく取り組みの総称ですとあるのです。一年中教育の日だと、こういうふうなことを言うのですけれども、これは小さい子ども達にすれば理解できないと思うのです。何とかの日というのは、これは定めて初めて日があると思うのですけれども、そのような教育の日を定めて、昨年度の大樹町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書、これを拝見しますと、教育の日という形でうたった事業は、たった1回講演会だけなのです。これだったら、何かにこれを当てはめてしまえば、この条例でつくったということは、それをやった、やらなかった、どういうことをやったかという報告書までつくらなくてはならないわけですね。これは本当に無駄なことをやっているのではないかと私は思うのです。

どこの家庭でも、家を新築したら、物を買います。それで、それをずっと捨てないでいったら、もうごみの山というか、足の踏み場もなくなって、家の機能を果たさなくなってしまう。これは行政でも同じではないかと思うのです。次から次と新しいものをやらなくてはならない。上からやりなさいと言ってくる。ところが、残った今までのものは何とかやらなくてはならないと思込んでしまっているのではないかと思うのです。値がないものも、去年もやったからことしもやらなければいけないのではないかと、そういう過去の事例をずっと引き継いで、これは教育委員会だけでなく、行政一般に言えるのですけれども。民間であれば、もうそういうものは利益が生まれないものは悪いけれども全部捨ててしまと。ところが行政というものは、やっぱり条例とか、その他もろもろで縛られているから、

やらざるを得ないというか、そういうことをこれからきちっと判断して進めていただきたいと私は願っております。

最後の質問になりますけれども、今言いましたように、現在は、児童、町民のためと行っている事業が同じような状況や不要の事業だったり、条例や規則で縛られているため、先生方はそのために計画書や報告書の作成に追われて、子どもに接する時間がないのではないかと。このことは先生のみならず、子ども達にも不幸な結果を与えているのではないかと思うのですけれども、その辺、教育長はどのようにお考えか、お願いいたします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

私も福岡議員と全く同じです。最後は子ども達の幸せのためにと。そのためには、最大の教育環境と言われている教師が、笑顔でゆとりを持って、愛情を持って、子どもと接することができる環境づくりを地域こぞってやっていかなければいけないと考えております。前年度踏襲をよしとしないということで、スクラップ・アンド・ビルド、これで頑張っていかなければいけない。

ただ、余りにも今、世間が厳しくて見える化、数値で示せという、そういう状況があるというのは事実でございます。そんな中で、教育は地道な夢産業であるということで、不易と流行、不易の部分を見失わないで、ただ大樹町にいたからこういうことができなかつたというふうには言われないうように、これが子ども達のために幸せなのかどうかしっかり吟味しながら、大事な部分をしっかり実行していきたいと思っております。

私も、引き算はすごく大事だと思っております。アンガーマネジメントと同じで、コップがいっぱいになってしまったらあふれます。そうしないためにも、大事な部分をしっかり見きわめて、皆さんの力を借りながらやっていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

最後に、今、現実不可能で、理想や考え、こうあるべきだということを教育長に述べていただきました。本当にそのようになって欲しいなと私も思っています。

学校における働き方改革の中で調査業務、これは局から来た書類をただ教員のほうに受け渡すというか、流す、そういうことをしないで、きちっと精査して、必要、不必要なものを分けて、これから渡したいというような報告書にもなっております。本当にそうすることによって、先生方もゆとりができてすばらしい教育になっていくのではないかなと思っております。

特に、こういう行政が一自治体でできない分も多々ありますので、ぜひ教育長におかれましては、他の教育長、こういった方々と手を取り合って、今、要らない事業はないのか、こ

れだけは残したいなとか、これはもっと簡素化しよう、極端な話、運動会を民間委託だなん
ていうところもあるみたいですけども、そんなことにもならないで、いいもの、悪いもの
をきちっとほかの教育委員会と連携をとって事業をコンパクトにして、先生の働き方改革に
つながるような形で進んでいくようお願いしたいと思います。

これは答弁必要ありませんので、これで終わりたいと思います。

○議 長

休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議 長

会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、1番船戸健二君。

○船戸健二議員

先に通告したとおり、子育て環境の充実、整備をということで酒森町長に質問させていた
だきます。

子育て支援、子育て環境の整備については、各自治体さまさまな取り組みがなされている
中で、当町においても「大樹が広げる大きな夢の子育て支援」を基本理念として、大樹町子
ども・子育て支援事業計画が作成されているところです。

当町で安心してゆとりある子育てをするためには、一歩ずつ課題を解決していくことが重
要だと考えています。子育て支援、子育て環境の充実については、多くの保護者が期待して
いると思いますので、次の2点についてお伺いします。

まず1点目は、延長保育、土曜保育預かり時間の拡充について。

2点目は、子ども・子育て支援会議等、保護者の声は反映されているのか。

という以上の2点のことに関連して、お伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、船戸議員ご質問の子育て環境の充実、整備をについて、お答えをいたします。

ご質問の1点目の延長保育、土曜保育預かり時間の拡充についてであります。家庭環境
や就業形態の変化などにより、延長保育や土曜保育に対してさまざまなご意見をいただい
ておりますが、保育士の不足により対応できていないというのが現状であります。

今後、南北の認定こども園の統合も検討されているため、延長保育や土曜保育預かり時間
の拡充も含めて運営をしております大樹福祉事業会と協議をしまいたいと考えており

ます。

ご質問の2点目の子ども・子育て支援会議等での保護者の声は反映されているかについてですが、学童保育所・児童館の建設に当たっては、小学生以下の子どもがいる世帯へのアンケート調査を実施し、その結果については、子ども・子育て支援会議にご報告をし、全ての意見を反映させることはかないませんでした。一部は学童保育所・児童館の建設に取り入れながら進めてきたところでもあります。

また、支援会議委員の中の子育て世代の方で部会を設け、検討を重ね、新たな施設の規模や機能について部会としての意見を取りまとめていただき、基本設計に反映をさせてまいりました。

子育て施策の推進については、子育て世代のニーズの把握や子ども・子育て支援会議からこれからもご意見をいただきながら、関係部署とも連携をし、進めてまいりたいと考えております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

先月、こども園の父兄会と広聴部会との懇親会では、多くのお母さんとお父さんにも参加していただき、現状の子育て支援の課題、要望、今後の未来を見据えた多くのご意見をいただきました。大樹町の子育て支援について、保護者の意見をもとに今回進めさせていただきたいと思っております。

質問の1点目は、未満児の受け入れ体制と年度途中の受け入れについてお聞きします。

大樹町はもとより、全国的に保育士が不足している中、大樹町でも保育士の不足により未満児の受け入れ定員が厳しい状況だと理解しています。また、年度途中に入園する場合など、兄妹で同じ園に入園できない場合もあったとお聞きしています。園のほうで何とか調整して受け入れたいとは思っていても、現状受け入れが厳しいということは園にとってもつらく、子どもを受け入れしてもらえない保護者にとっては、産休の期限と職場に復職する調整が迫る中、大変厳しい状況で苦しんだことと思っております。

先ほどの町長の答弁にありましたように、南北のこども園の統合を検討しているとのことでしたが、それまでの間に保護者の方が困ることがないように、できる限り保護者の要望がかなうよう調整していただきたいと思っております。現時点での来年度の未満児の受け入れ状況についてお聞きします。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

現状での未満児の受け入れについてでございますが、まず入所までの流れとしましては、11月に次年度の受け入れのための入所希望の人数を把握するため、年度当初と途中入所の利用の受け付けを行い、その後2月に本申請の受け付けをして、こども園の入所の調整を

行って、3月に入所の決定をしているところでございます。

今年度につきましては、当初に申請をいただいた子どもは、入所希望のとおり調整を行うことができ入所を決定しております。また、年度途中も受け付けを行っておりますけれども、やはりゼロ歳児の入所については、一部希望のこども園への入所をお待ちいただいたという方もいらっしゃいましたが、現在では全員入所をしております。

各こども園では、可能な限り受け入れの調整に協力をしていただいておりますけれども、やはり年度途中の小さいお子様については、保育士の不足もあり、若干お待ちいただいているという状況であります。

また、現在は、次年度平成31年度の入所の利用の受け付けを行っておりますが、現時点での未満児の利用希望者は、尾田が6名、南が24名、北が21名、合計51名という状況でございます。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

年度途中に受け入れが困難な場合が出てきたとしても、可能な限り保護者の気持ちを第一に説明と相談に乗っていただきたいと思っております。

次の質問に移りたいと思っております。

ファミリーサポート事業についてのお声がありましたので、質問させていただきます。

地域において、会員同士が相互援助をするファミリーサポート事業をもっと活用しやすくして欲しいとの声もありました。他の町村では、ファミリーサポート事業は多くの人を利用し、有効的に活用しているということもお聞きしました。大樹町でも利用者のニーズを把握し、多くの人に利用していただけるような事業にしていっていただきたいと思っております。

現在、ファミリーサポート事業に登録されている会員数と、今見えている課題などありましたら、お伺いしたいと思います。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

ファミリーサポート事業の現在の会員登録でございますが、現在22名の登録がございます。利用もされているところですが、実態としましては、援助をしてくれる協力会員の登録が進んでおらず、希望する活動を受けられないという状況が続いております。

今年度、町ではファミリーサポート向けの研修会も開催して、一般の方にも周知をして受講してもらい、制度を広く周知を図り援助会員の登録もお願いをしているところでございます。今後も制度の周知はもちろんのこと、いろいろな機会に援助会員の登録を募り、利用しやすい事業に進めていきたいと考えております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

実家や血縁等、頼る人が近くにいない人達が子育てに悩み、孤立しないようにファミリーサポート事業の普及と利用者の希望している援助が行えるように、ファミリーサポート事業の体制の強化をお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

保育士不足の解消の取り組みと、延長保育、土曜保育に関して質問させていただきます。

延長保育や土曜保育預かり時間を拡充し、対応することは難しい状況だと理解していますが、子育て中の多くのお母さんは、常に時間に余裕がない状況だと思っています。町外で仕事をしているお母さんは、お迎えの時間に間に合うように何とか頑張っているが、遅れる際には、園に連絡をして見ていただけるが、しっかりとしたサービスとして延長保育を受けられたら本当に助かると言っていました。また、仕事の就業時間がお迎え時間のぎりぎりなお母さんも多いと思います。

現在の体制では、保育士に負担が大きく難しいとは思いますが、保育士の人材確保のための町としての取り組みと、お母さんに時間的に余裕ができるように、延長保育、土曜保育の時間拡充について、再度お伺いしたいと思います。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

町では、保育士人材確保のために法人のこども園に対して住宅料の補助も行っているところでございます。保育士確保については、法人のこども園も専門学校などとも情報共有して新たな採用に力を入れていると聞いております。しかしながら、社会的に保育士の不足ということで、なかなか採用に結びついていないというのが現状でございます。

議員おっしゃるように、働くお母さんにとって大変重要なことと思っております。今後も体制については、法人のこども園とも協議しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

次の質問に移りたいと思います。

子育て支援会議、アンケートの声の反映についてなのですが、子育て支援会議等で学童・児童館の設計についてアンケートをとっていただいたが、結果的に反映されたのかどうかが見えず、住民の声と町の施策との温度差や距離感を感じたという声がありました。

住民の声や要望、何を求められているのかを検討し、反映されていたのかどうか、伺います。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

アンケート調査の意見が反映されているかということでございます。

先ほど、町長の答弁でもさせていただきましたが、反映できるものは一部反映をしたというところでございますが、今後の施設整備に向けまして、寄せられた意見も含めて改めて検討していく必要があるのかなとも考えております。また、子ども・子育て支援会議のご意見も伺いながら、今後進めていかなければならないかと考えております。

以上でございます。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

現在、学童保育については、設計事務所からの調査が完了した際には、今後の方向性が見えてくると思います。しっかりと説明責任を果たし、良い情報も悪い情報も町と住民がしっかりと理解し合い、取り組んでいかなければならないと思っています。懇親会に参加してくれたお父さんも言っていました、安心して預けられる学童を心待ちにしていると言っていました。

次に、子どもの遊び場についてお聞きします。

冬季間の子どもの遊び場に関して、ご意見がありました。前回の定例議会での同僚、先輩議員の一般質問であったように、保護者は安心して遊べる場所を求めています。

今月の頭の話ではありますが、おやじの会とともに、東京の国立市の谷保というところを視察してきました。谷保では、大樹町と比べると少ない自然や敷地面積的にも十分ではない場所をうまく活用し、子どもの好奇心と成長を促すような遊び場、学ぶ場がありました。

夏でも冬でも、子どもが全身を使い遊べる場所や機会というものを、子ども達も保護者も期待していると思います。大樹町としての子どもの遊び場の整備に関しての考えを伺いたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま子育て環境の充実、整備ということでご質疑をいただきました。その中で、子ども達が安心して遊べる場所の確保についてのご質疑をいただいたところでもあります。

実は、新年度に向けて、外で、フィールドを使って遊べるスペースを子ども達に提供できないかというところの今検討を進めているところであります。既存の町内にあります公園等を活用して、そういうエリアを作っていけないかというところの今協議を進めているところでありまして、実現できれば、子ども達が安心して、野山というまではちょっと大きくないかもしれないのですけれども、そういう自然を満喫できるような、そういう施設をつくって

いけないかというところは、今検討を始めているところでもあります。

もう1点、屋内での子どもの居場所、安心して遊べる場所の提供ということも並行して考えたいというふうに思っているところでもあります。

かねてから、大樹町は子ども達が安心して遊べる場所がないというご指摘、ご意見は寄せられているところでもあります。近隣では、公園に大きな遊具を設置して安心して遊べる場、または水を使って遊べるような公園もあるということで、確かに大樹町は、そういう部分では、屋外で子どもが安心して遊べるそういうスペースが不足しているというふうには感じているところでもあります。

夏の間、先ほど申し上げた、フィールドを使った場所を確保できないか。もう1点、冬の間ということでもありますけれども、実は先月、十勝管内の社会福祉協議会の会合が音更町でありました。その中で、管内の、具体的にいうと清水町なのですが、清水町が既存の施設を活用して、子ども達、またはいろいろな世代が交流できるような、そういうスペースをつくったという事例の発表がありました。

私も非常に興味深くその事例を聞いておりました、大樹町の中でも、どこか施設を活用しながら子ども達が安心して遊べる場、または高齢者の方もそこに集って一緒に時間が過ごせるような、そういう場を確保できないかというところは、これからぜひ検討していきたいなというふうに思っております。

考え方としては、新たな施設をつくるということではなくて、既存の施設の中にそういうスペースをつくっていくというようなイメージで考えていければなというふうに思っておりますので、まだまだ構想段階ではありますが、また、若いお母さん方からいろいろな施設のあり方等についても、資料も含めていろいろなご意見を私のところにも寄せていただいておりますので、そういう部分も含めて、これから検討していかなければならないなというふうに思っております。

子どもの遊び場、居場所を確保していくということは、多くの保護者の皆様からご意見をいただいているというふうに思っておりますので、ぜひ、皆様のご意見も参考にさせていただきながら、スピード感を持って対応していかなければならないというふうに思っています。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

保護者にとっても子ども達にとっても、力強い町長の答弁をいただき、本当にありがたいなと期待して、これからも関わっていきたく思っております。

次の質問に移りたいと思います。

大樹町で子育てをしてよかったと思えるような子育て支援ということですが、大樹町には産科や小児科がなく、突発的な病気や通院に対して不安があるのも事実ではありますが、財政面や医師の確保の難しさは、住民も理解していると思います。

そういう中においても、大樹町で子育てをしてよかったと思える大樹町の子育て支援の今後の方向性について、伺いたいと思います。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

今、議員がご質疑の中でもお話ししたとおり、子育て支援というのはあらゆる方向にあるというふうに思っております、病院体制という部分でも、それも一つの子育て支援の大きな項目かなというふうに思っております。

管内の小児科、産婦人科の状況を見ますと、小児科についても、または特に産婦人科については、もう近隣の町村の産科がなくなったということで、帯広市内だけになってしまったという状況であります。そういう意味では、いかに安心して子どもを産んでいけるかというような体制づくりについて、私どもの役割かなというふうに思っておりますし、安心して大樹で、お産ができる環境は作れませんが、そういう部分で安心して子育てができるような、そういう部分の対応についても、これから検討していかなければならないかなというふうに思っているところでもあります。

大樹町で今、子育て支援の策として、住宅を大樹町で建てていただいて、大樹町で安心して暮らしていけるような、そういう取り組みも進めているところでもあります、子育て支援という意味では、マイホームを建てていただくという取り組みについては、非常に好評を得ていただいているかなというふうに思っているところでもあります。

今後も、医療、福祉、または住宅環境等も含めて、しっかりと子育て支援の対策についてはやっつけていかなければならないというふうに思っておりますし、前段のご質疑の中でもありましたが、やはり保育環境、保育所の環境等についても重要な役割、ニーズがあるというふうに思っているところでもあります。

この秋にも、実は保健福祉課のほうにある企業の方が、自分のところで雇用しているパートのお母さん達から土曜保育の拡充についての要望が非常に強いのでということで、原課のほうにもご相談をいただいたということもお聞きをしております。その方には、原課のほうで丁寧に対応していただいて状況等もよくわかったというお話をいただいたのですが、ただ、保護者の皆様の要望なりニーズを一步でも改善できるかということ、なかなかそういう段階にも至っていないということでもありますので、今後、街中で保育を担っていただいております法人のほうとも協議をしていく段階で、一步でも保護者の皆様が安心して生活できるような、または就労できるような、そういう保育のあり方等についても検討していかなければならないというのは、強く思っているところでもあります。

○議長

船戸健二君。

○船戸健二議員

子育ての不安や悩み、小さなことでも相談できる体制、関係性を今後も継続していただき、

お母さんの声に寄り添い、地域で支え育てる子育て支援、大樹町として未来を見据えた気持ちも時間もゆとりもある子育て支援を進めていただきたいと期待し、一般質問を終わりたいと思います。

○議長

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長

再開いたします。

以上で、通告のありました一般質問を終了いたします。

◎日程第3 陳情第4号

○議長

日程第3 陳情第4号日米物品貿易協定交渉に関する町議会意見書採択に関する陳情書についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、委員会の報告を求めます。

経済常任委員長、松本敏光君。

○松本敏光経済常任委員長

去る12月11日に、本委員会に付託された陳情第4号日米物品貿易協定交渉に関する町議会意見書採択に関する陳情については、12月13日に委員会を開催し、審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条の規定により、ご報告いたします。

北海道農業は、専門的な農家などが主体となり、重要品目である米、麦、大豆、てん菜、馬鈴薯、牛肉、豚肉、乳製品などを中心として、安全で安心な農畜産物の安定供給を図っております。加えて、地域の製粉工場やでん粉工場、乳製品工場などと密接な関係のもと、地域経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしております。

しかし、農産物輸出大国との経済連携交渉が北海道農業に大きな影響を及ぼしており、日豪EPAを上回るTPP11、それを超える日EU・EPAへと、自由化ドミノのように農畜産物の市場開放が次々に進められている。多くの国民や農業者の懸念事項が払拭されないまま、TPP11協定は本年12月30日に発効し、日EU・EPA協定も来年の2月に発効される見通しとなっております。

こうした中、米国政府が検討していた輸入自動車25%の追加関税を見送る代償として、新たに二国間による物品貿易協定交渉の開始に合意したことは、一層の農畜産物の市場開放へとつながるおそれがあります。重要農畜産物の多くを抱える北海道農業は、農業への甚大な影響に加え、取り巻く地域経済にも多大な影響が危惧されるため、地域住民や農業関係者

などからは強い懸念の声が上がっております。

よって、国は米国との物品貿易協定交渉に当たっては、次の事項について十分配慮するよう強く要望いたします。

1、日米物品貿易協定交渉は、T P P水準を交渉のベースとしているが、米国政府の強硬姿勢によって、さらなる高い水準での農畜産物関税の削減と撤廃等を求められるおそれがあることから、毅然とした姿勢を貫き、安易な農畜産物関税協議は行わないこと。

以上について、全会一致で採択するものと決まりました。

なお、意見書提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済再生担当大臣宛てであります。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

審査の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第4号日米物品貿易協定交渉に関する町議会意見書採択に関する陳情書についての件を採決いたします。

本案に対する委員会の報告は、採択すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり、採択と決しました。

◎日程第4 発委第3号

○議長

日程第4 発委第3号日米物品貿易協定交渉に関する意見書についての件を議題といたします。

お諮りします。

本意見書については、さきに報告ありました経済常任委員会報告の陳情の趣旨と同様な内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

発委第3号日米物品貿易協定交渉に関する意見書については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発委第4号

○議長

日程第5 発委第4号J R根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書についての件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、安田清之君。

○安田清之議会運営委員長

ただいま議題となりました発委第4号J R根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書について、十勝町村議長会から要望され、2月11日に委員会を開催し、協議を行った結果、全会一致で本意見書を提出することとしたものであります。地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第3項の規定により、議案を提出するものであります。

J R北海道は、平成28年11月、当社単独では維持困難な線区として13線区を発表し、うち根室線を初めとする3線区をバス等への転換について相談を開始する線区とした。

根室線の沿線自治体で構成する根室本線対策協議会において、北海道運輸局、北海道、J R北海道など、ともに線区の経費節減策、利用促進策、住民意識の醸成策について協議してきている。しかしその一方で、同線区は平成28年の台風10号の被害を受け不通となった後も復旧工事がなされておらず、現在放置されたままとなっている。こうした状況は、路線

廃止に向けた既成事実化であり、断じて容認できるものではない。

根室線は、これまで、北海道の幹線として旅客や貨物の輸送に重要な役割を果たしてきているほか、平成27年に国が認定した東北北海道の広域観光周遊ルート上にもある。安定した農産物の輸送体系を形成する広域物流のルートとして、さらには札幌のほか帯広、富良野、旭川、北見、釧路などを周遊する広域観光、広域ルートとして必要不可欠な路線であることから、根室線の廃止は沿線住民の生活はもとより、十勝の観光、経済、ひいては北海道全体にも影響及ぼすものと考えらる。

本年3月に北海道が策定した北海道交通政策総合指針では、根室線について、道北と道東を結ぶ災害時の代替ルートとし、また、観光列車など新たな観光ルートの可能性といった観点も考慮することが必要と明記されたところである。

しかしながら、本年6月17日に開催された、国、道、北海道市長会、北海道町村会、JR北海道、JR貨物による6者会議において、JR北海道は、8線区について国の支援を求めた一方で、根室線については国に支援を求めず、維持に向け努力をする姿勢が感じられない状況である。

国においては、地域の実情を理解の上、根室線が一刻も早く元の姿に戻るよう、不通区間の早期災害復旧、全線維持に向けた適切な指導とJR北海道の経営再建に向けた抜本的な経営支援、老朽化した鉄道施設の保全、更新への支援について、実効ある取り組みをされるよう強く要望する。

以上、本委員会の趣旨をご理解の上ご審議いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、意見書の提出は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣宛であります。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議 長

これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第4号JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第6 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

よって、平成30年第4回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時35分